

地方公共団体における  
情報セキュリティ監査に関する  
ガイドライン(令和2年12月版)

平成15年12月25日 策定  
令和2年12月28日 改定

総務省

## 目 次

<b>第1章 総則.....</b>	<b>2</b>
1.1. 本ガイドラインの目的 .....	2
1.2. 本ガイドライン策定の経緯 .....	3
1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類 .....	5
1.4. 本ガイドラインとポリシーガイドラインの関係 .....	7
1.5. 本ガイドラインの構成 .....	8
<b>第2章 情報セキュリティ監査手順 .....</b>	<b>11</b>
2.1. 監査手順の概要 .....	11
2.2. 監査手順 .....	12
2.2.1. 準備 .....	12
2.2.2. 監査計画 .....	16
2.2.3. 監査実施 .....	18
2.2.4. 監査報告 .....	22
2.2.5. 監査結果への対応等 .....	24
2.2.6. 監査結果の公開 .....	25
2.2.7. フォローアップ監査 .....	26
2.3. 外部監査人の調達 .....	27
<b>第3章 情報セキュリティ監査項目 .....</b>	<b>32</b>
3.1. 組織体制 .....	33
3.2. 情報資産の分類と管理 .....	34
3.3. 情報システム全体の強靭性の向上 .....	36
3.4. 物理的セキュリティ .....	38
3.4.1. サーバ等の管理 .....	38
3.4.2. 管理区域（情報システム室等）の管理 .....	43
3.4.3. 通信回線及び通信回線装置の管理 .....	46
3.4.4. 職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 .....	48
3.5. 人的セキュリティ .....	50
3.5.1. 職員等の遵守事項 .....	50
3.5.2. 研修・訓練 .....	56
3.5.3. 情報セキュリティインシデントの報告 .....	58

3.5.4. ID 及びパスワード等の管理 .....	59
<b>3.6. 技術的セキュリティ .....</b>	<b>62</b>
3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理.....	62
3.6.2. アクセス制御.....	72
3.6.3. システム開発、導入、保守等 .....	76
3.6.4. 不正プログラム対策 .....	81
3.6.5. 不正アクセス対策.....	85
3.6.6. セキュリティ情報の収集.....	87
<b>3.7. 運用.....</b>	<b>88</b>
3.7.1. 情報システムの監視 .....	88
3.7.2. 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認.....	89
3.7.3. 侵害時の対応等 .....	91
3.7.4. 例外措置 .....	92
3.7.5. 法令遵守 .....	93
3.7.6. 懲戒処分等.....	94
<b>3.8. 外部サービスの利用 .....</b>	<b>95</b>
3.8.1. 外部委託 .....	95
3.8.2. 約款による外部サービスの利用 .....	97
3.8.3. ソーシャルメディアサービスの利用 .....	97
3.8.4. クラウドサービスの利用.....	98
<b>3.9. 評価・見直し .....</b>	<b>99</b>
3.9.1. 監査 .....	99
3.9.2. 自己点検 .....	100
3.9.3. 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し .....	102
<b>3.10. 市区町村において独自に自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目 .....</b>	<b>103</b>
<b>3.11. β モデルを採用する場合の追加監査項目 .....</b>	<b>105</b>
<b>3.12. β' モデルを採用する場合の追加監査項目 .....</b>	<b>116</b>

## 【付録】

- 監査資料例一覧／索引
- 情報セキュリティ監査実施要綱（例）
- 情報セキュリティ監査実施計画書（例）
- 情報セキュリティ監査報告書（例）
- 情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）
- 情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

# 第 1 章

## 總則

# 第1章 総則

## 1.1. 本ガイドラインの目的

現在、ほとんどの地方公共団体は、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書である情報セキュリティポリシーを策定している。

地方公共団体の情報セキュリティ対策は、情報セキュリティポリシーに従って実施され、また情報システムの変更や新たな脅威の出現等を踏まえて、対策の見直しを行うことで、情報セキュリティ対策の水準が向上していく。このため、情報セキュリティ対策全般の実効性を確保するとともに、情報セキュリティポリシーの見直しを行うことが重要であるが、そのための有効な手法となるのが「情報セキュリティ監査」である。

「地方自治情報管理概要」（令和2年3月公表）によれば、情報セキュリティ監査を実施している地方公共団体は、都道府県においては45団体（95.7%）、市区町村では964団体（55.3%）であり、今後もさらに多くの地方公共団体で情報セキュリティ監査が実施されるよう、推進していく必要がある。

本ガイドラインは、情報セキュリティ監査の標準的な監査項目と監査手順を示すものであり、地方公共団体が情報セキュリティ監査を実施する際に活用されることを期待して作成している。

もとより、本ガイドラインに記述した構成や項目等は参考として示したものであり、各地方公共団体が必要に応じて独自の情報セキュリティ監査項目を追加設定したり、監査方法を修正するなど各団体の実情に応じた変更を加えて、情報セキュリティ監査を実施することを妨げるものではない。

## 1.2. 本ガイドライン策定の経緯

総務省では、地方公共団体における情報セキュリティ対策について、これまでにも、情報セキュリティポリシーの策定や情報セキュリティ監査の実施を要請するとともに、その参考としてガイドライン等を策定してきた。平成13年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ポリシーガイドライン」という。）を、また、平成15年12月に「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」（以下「監査ガイドライン」という。）を策定した。

平成18年2月に政府の情報セキュリティ政策会議は「第1次情報セキュリティ基本計画」を決定し、地方公共団体向けの重点施策として、地方公共団体における情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直しや情報セキュリティ監査実施の推進が掲げられた。これを踏まえ、総務省では、地方公共団体の情報セキュリティ水準の向上を推進するため、平成18年9月にポリシーガイドラインを、平成19年7月に監査ガイドラインを全部改定した。

平成21年2月に情報セキュリティ政策会議によって「第2次情報セキュリティ基本計画」が決定され、地方公共団体に関して、小規模な地方公共団体も含め、全ての地方公共団体において、望ましい情報セキュリティ対策が実施されることを目指し、対策の促進を行うこととされたこと、平成22年5月に情報セキュリティ政策会議によって「国民を守る情報セキュリティ戦略」及び「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針（第3版）」が決定されたこと、平成22年7月に「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針 対策編」が策定されたこと等を踏まえ、平成22年11月にポリシーガイドラインと監査ガイドラインを一部改定した。

平成25年6月に政府のIT総合戦略本部が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定）や、平成25年5月24日に成立し、平成25年5月31日に公布された社会保障・税の分野における給付と負担の公平化や各種行政事務の効率化のための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、平成26年11月6日に成立し、平成26年11月12日に公布されたサイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「サイバーセキュリティ基本法」等の新たに成立した法令等を踏まえ、平成27年3月27日にポリシーガイドライン、監査ガイドラインの一部改定を行った。また、平成27年度には、自治体情報セキュリティ対策検討チームを構成し、地方公共団体の情報セキュリティに関わる抜本的な対策の検討が行われた。「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日総行情第77号 総務大臣通知）にて、地方公共団体でのセキュリティ対策の抜本的強化への取り組みが示された。

前回の改定においては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準、自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告等を踏まえて、地方公共団体の情報セキュリティ水準の向上及び情報セキュリティ対策の抜本的強化が実施されたため、平成30年9月25日に一部改定を行った。

令和2年5月22日には、「クラウド・バイ・デフォルト原則」、行政手続のオンライン化、働き方改革、サイバー攻撃の増加といった新たな時代の要請や「三層の対策」の課題を踏まえた「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」がとりまとめられた。同とりまとめ及び平成30年7月の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の改定等を踏まえて、今般、ポリシーガイドライン及び監査ガイドラインを改定したものである。

### 1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類

#### (1) 情報セキュリティ監査の意義

情報セキュリティ監査とは、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているか否かを点検・評価することである。

また、監査の結果は、情報セキュリティに関する管理及び対策が適切であるか否かを示すとともに、情報セキュリティ上の問題点の指摘と改善の方向性の提言をまとめたものである。ただし、監査業務は、あくまで改善の方向性を示すものであり、具体的な解決策を提示するコンサルティング業務とは異なる。

なお、監査業務には、改善を勧告した事項について、後日、フォローアップする業務も含まれる。

#### (2) 内部監査と外部監査

情報セキュリティ監査には、地方公共団体内の職員自らが監査を行う内部監査と外部に委託して監査を行う外部監査がある。なお、内部監査の場合も被監査部門から独立した監査人等が監査を行うことが必要であり、情報システム等を運用する者自らによる検証を行う場合は、監査ではなく自己点検になる。

内部監査は、外部に委託する経費を要しないほか、監査の実施を通じて内部職員の情報セキュリティに対する意識を高めることができるという長所がある。他方、外部監査は、第三者の視点による客観性や専門性を確保できるという長所がある。地方公共団体の業務は公共性が高く、住民の権利等を守るという目的があることから、内部監査に加え、外部監査を行うことが望ましい。

外部監査を行う場合、監査実施の全部を外部監査するほか、特定の監査テーマについてのみ外部監査とし、それ以外は内部監査とすることも考えられる。

本ガイドラインは、自己点検、内部監査、外部監査を実施する際の点検項目や監査項目を検討する上で参考できる内容となっている（図表 1.1）。

#### (3) 助言型監査と保証型監査

外部監査の形態には、当該地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の改善の方向性を助言することを目的とする助言型監査と、住民や議会等に対し、情報セキュリティの水準を保証することを目的とする保証型監査がある。

どちらの型の外部監査を行うかは地方公共団体の判断次第であるが、一般的には、情報セキュリティ対策の向上を図るために、最初は継続的な内部監査と併せて助言型監査を行い、必要に応じて保証型監査を行うと考えられる。

#### (4) 準拠性監査と妥当性監査

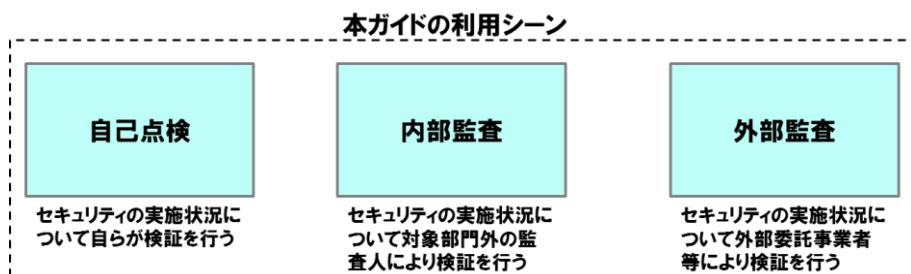
情報セキュリティ監査では、準拠性監査と妥当性監査がある。

準拠性監査においては、当該団体の情報セキュリティポリシーというルールに従って情報セキュリティ対策が実施されているか否かを点検・評価する。

一方、妥当性監査においては、当該団体の情報セキュリティポリシーというルールそのものが、ポリシーガイドラインをはじめ、JIS Q 27002 等の基準や当該団体の情報セキュリティを取り巻く状況等に照らし妥当なものかどうかを点検・評価する。

どちらの型の外部監査を行うかは地方公共団体の判断次第であるが、一般的には、最初は点検・評価のしやすい準拠性監査を行い、必要に応じて妥当性監査を行うことが多いと考えられる。

図表 1.1 情報セキュリティ監査の種類



## 1.4. 本ガイドラインとポリシーガイドラインの関係

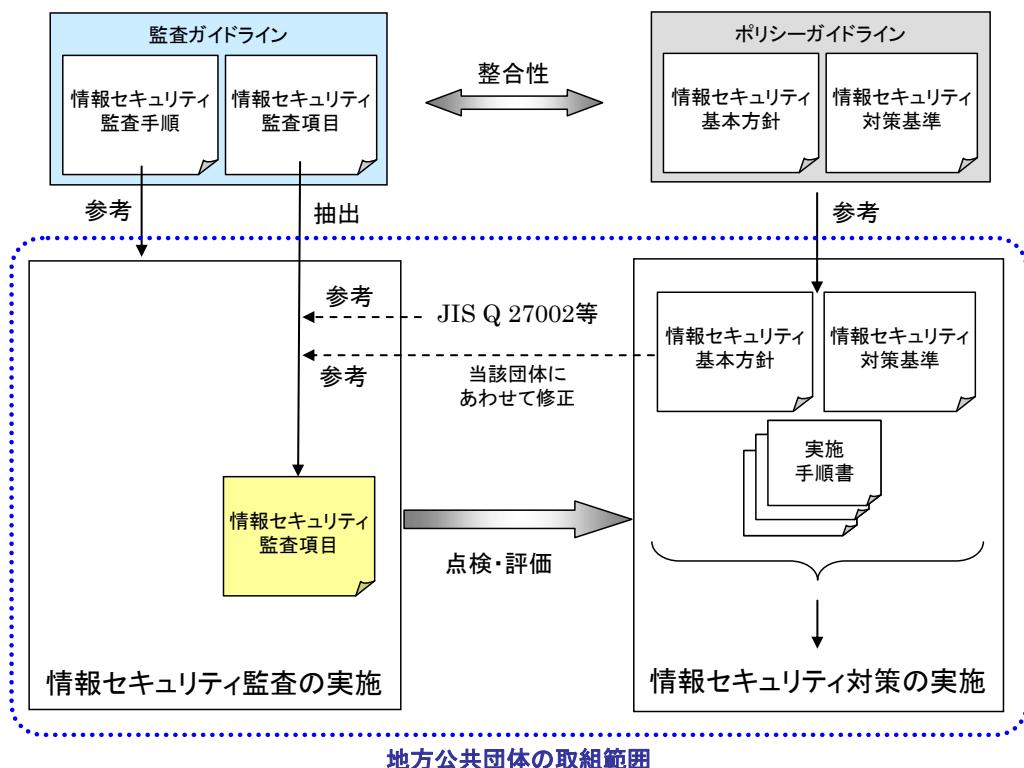
総務省では、監査ガイドラインとポリシーガイドラインを策定しているが、両者は内容的に整合性を図っている。特に、監査ガイドラインの情報セキュリティ監査項目は、ポリシーガイドラインにおける対策基準に即して構成している。

地方公共団体は、ポリシーガイドラインを参考にして、情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準）や実施手順書を策定して、情報セキュリティ対策を実施している。

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティポリシーの実施状況を点検・評価するものであり、各地方公共団体は、監査ガイドラインを参考にして、情報セキュリティ監査を実施する。この際、監査項目の設定においては、当該団体の情報セキュリティポリシーを踏まえて、監査テーマに応じた監査項目を情報セキュリティ監査項目から抽出することで、各地方公共団体が策定している情報セキュリティポリシーの内容と情報セキュリティ監査項目の対応付けや読み替えなどの工数を削減することができるようになっている。

なお、情報セキュリティ監査の実施においては、監査ガイドライン以外に、必要に応じて、JIS Q 27002 等も参考にするとよい（図表 1.2）。

図表 1.2 監査ガイドラインとポリシーガイドラインの関係

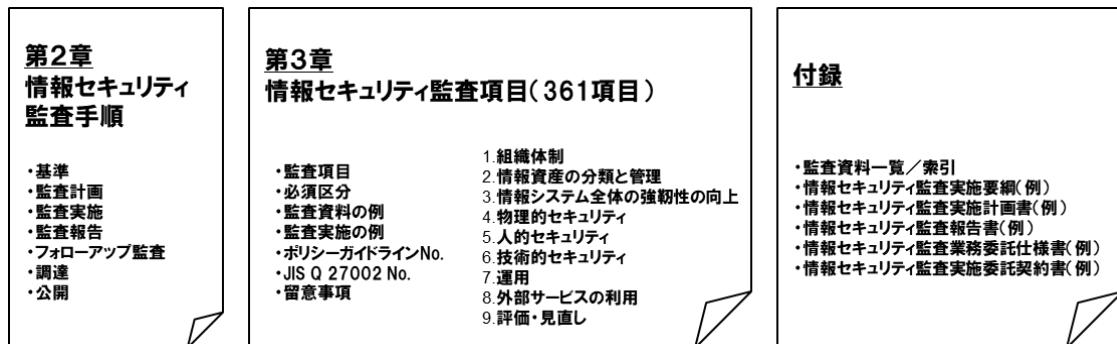


## 1.5. 本ガイドラインの構成

次章より、情報セキュリティ監査の具体的な内容を扱うが、第2章の「情報セキュリティ監査手順」においては、情報セキュリティ監査の標準的な手順を、第3章の「情報セキュリティ監査項目」においては、361項目の監査項目と項目毎に確認すべき内容や方法を記載している。また、「付録」として、監査資料一覧など情報セキュリティ監査を実施する際に参考となる資料をつけていている（図表1.3）。

監査資料例一覧は、情報セキュリティ監査項目に挙げた監査資料の例を50音順に一覧にしたものであり、それぞれの監査資料の内容について解説を記載している。

図表1.3 監査ガイドラインの構成



なお、監査を効率的に行えるよう、情報セキュリティ監査項目に監査結果や確認した監査資料、指摘事項、改善案の記入欄を追加した監査チェックリストの例を電子データで作成しているので、監査を実施する際に各団体の実情に応じて加工して活用頂きたい（図表1.4）。

図表 1.4 情報セキュリティ監査チェックリストの例

項目		No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが イドラインの例文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
4. 物理的情 セキュリティ 等の管理	4.1. (1)機器の 取付け 等の管理	29		<b>I) 機器の設置に関わる基準及び手続</b> 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行なう場合の基準及び手続が定められ、文書化されている。	□機器設置基準/手続 □機器設置起録 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器の設置に関わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	4.1.(1)	11.1.4 11.2.1	
		30	○	<b>II) 機器の取付け</b> 情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行なう場合、火災、水害、地震、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に除外しないように固定するなどの対策が講じられている。	□機器設置基準/手続 □建物フロアレイアウト図 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 □機器設置起録 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の視察により、サーバ等の機器が設置されているか確かめる。	4.1.(1)	11.1.4 11.2.1	・情報資産管理台帳などに、機器の設置場所や設置状態などを明記しておくことが望ましい。
	(2)サーバの冗長化	31		<b>I) サーバ冗長化基準</b> 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバを冗長化する基準が定められ、文書化されている。	□サーバ冗長化基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、サーバの冗長化に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	4.1.(2)①	12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義 の意味で 冗長化される費用 とサーバ等の停止による損失 の影響度合いを十分に検討し たうえで、冗長化を行なう否か を判断することが望ましい。	
		32		<b>II) 基幹サーバの冗長化</b> 情報システム管理者によって、基幹サーバ(重要情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、住民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバ)が冗長化されている。	□サーバ冗長化基準 □システム構成図	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、基幹サーバが冗長化され、同一データが保持されているか確かめる。	4.1.(2)①	12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義 の意味で 冗長化 バックアップ 全般を規定 している。	
		33	○	<b>III) サーバ障害対策基準</b> 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、メインサーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が定められ、文書化されている。	□サーバ障害対策基準 □サーバ障害対応実施手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、サーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	4.1.(2)②	12.3.1 16.1.2	

## 第2章

# 情報セキュリティ監査手順

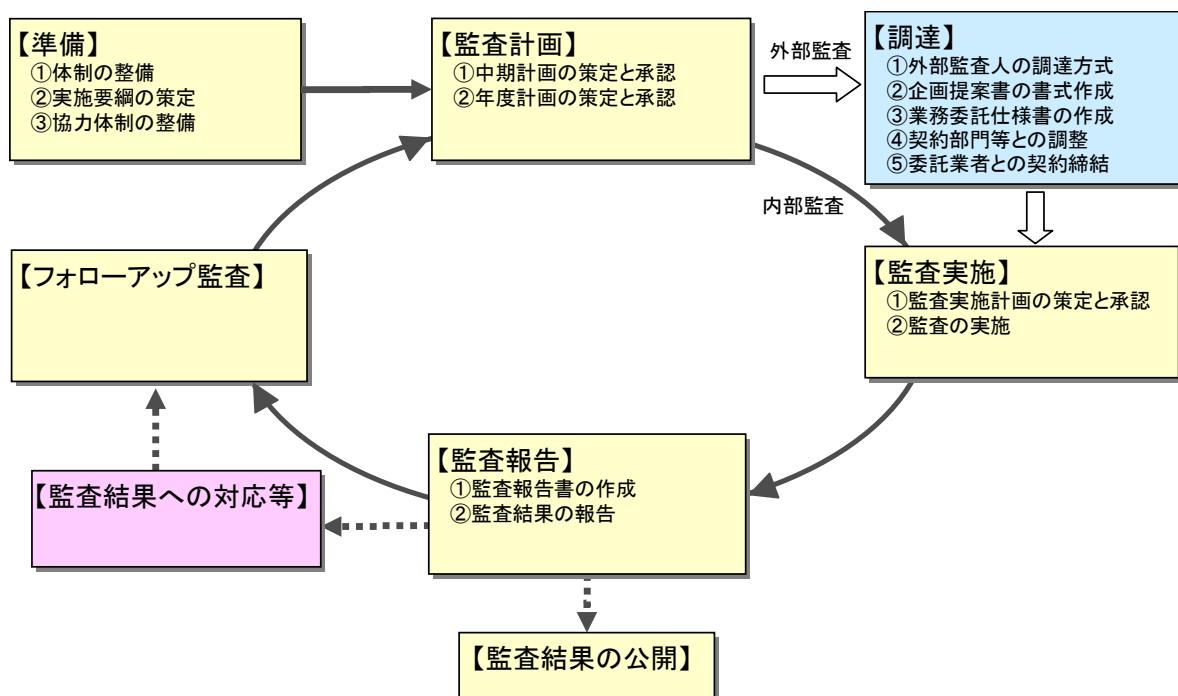
## 第2章 情報セキュリティ監査手順

### 2.1. 監査手順の概要

情報セキュリティ監査は、基本的に「準備」、「監査計画」、「監査実施」、「監査報告」、「監査結果の公開」及び監査結果への対応等に対する「フォローアップ監査」の手順により実施される。内部監査の場合は、この手順に基づいて実施されるが、外部監査の場合は、この手順に「外部監査人の調達」が加わる（図表 2.1）。

本章では、「2.2 監査手順」において、監査の基本的な手順を、「2.3 外部監査人の調達」において、外部監査人に委託する場合の手順について記述する。

図表 2.1 情報セキュリティ監査手順



## 2.2. 監査手順

### 2.2.1. 準備

#### (1) 体制の整備

情報セキュリティ監査を実施するにあたり、まず、最高情報セキュリティ責任者（CISO: Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。）は、「情報セキュリティ監査統括責任者」を指名し、情報セキュリティ監査を実施する責任者を明確にする（図表 2.2）。情報セキュリティ監査統括責任者は、情報セキュリティ監査に関わる責任と権限を有する。情報セキュリティ監査統括責任者は、組織の監査全体に責任を負うため、地方公共団体の長に準じる権限と責任を有する者とすることが望ましい。情報セキュリティ監査統括責任者は、監査計画及びそれに付随するリスクを効果的かつ効率的に管理するのに必要な資質並びに次の領域における知識及び技能を有することが望ましい。ただし、必要な資質、知識及び技能を有することが困難な場合は、外部の専門家をあてて能力を補完することも考えられる。

- ・監査の原則、手順及び方法に関する知識
- ・マネジメントシステム規格及び基準文書に関する知識
- ・被監査部門の活動、製品及びプロセスに関する知識
- ・被監査部門の活動及び製品に関し適用される法的並びにその他の要求事項に関する知識
- ・該当する場合には、被監査部門の利害関係者に関する知識

また、情報セキュリティ監査統括責任者は、監査計画を管理するのに必要な知識及び技能を維持するために適切な専門能力の継続的開発・維持活動に積極的に関わることが望ましい。

情報セキュリティ監査統括責任者は、内部監査人を指名して内部監査チームの編成や、外部監査人への委託により、情報セキュリティ監査の体制を整備する。

内部監査人は、公平な立場で客観的に監査を行うことができるよう、被監査部門（監査を受ける部門）から独立した者を指名しなければならない。また、監査及び情報セキュリティについて、専門的知識を有する者でなければならない。そのため、必要に応じ内部監査人として必要な知識について研修を実施したり、外部で行われる研修に派遣することが適当である。さらに、監査プロセスや目的を達成するための能力は、内部監査人の資質に依存する（図表 2.3）。そのため、内部監査人としての資質を満たしているかを評価することが求められる。

なお、内部監査人には、通常監査担当部門の職員をあてるが、情報システムを所管する課の職員に他の情報システム所管課の内部監査を行わせる方法（相互監査）も有効である。

内部監査人の評価の方法については、以下のような方法から複数を組み合わせ

て行うことが望ましい。

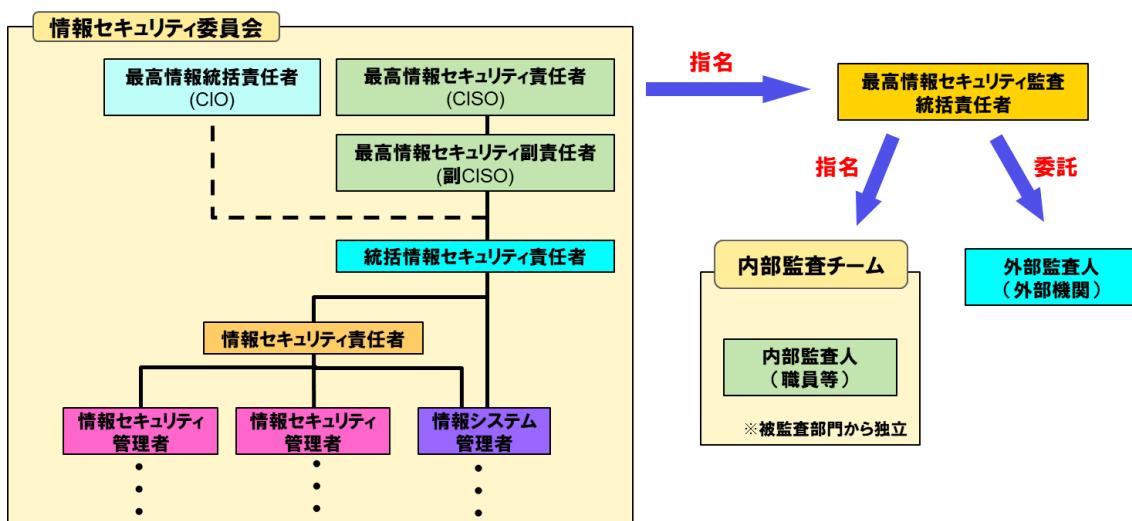
- ・記録のレビュー : 教育等の記録を確認し、監査人の経験を検証する
- ・フィードバック : 監査パフォーマンスに関する苦情等の情報を与える
- ・面接 : 監査人と面接し、監査人の情報を得る
- ・観察 : 立ち合い監査等により、知識及び技能を評価する
- ・試験 : 筆記試験を行い、行動、知識及び技能を評価する
- ・監査後のレビュー : 監査報告書等をレビューし、強み、弱みを特定する

なお、小規模の地方公共団体等においては、CISO が情報セキュリティ監査統括責任者を兼務したり、内部監査チームの職員等も他の業務と兼務せざるを得ないことも考えられる。この場合においても、監査を実施する者は、自らが直接担当する業務やシステムの監査を実施させないなど、監査における客觀性の確保を図る必要がある。

その他、外部監査人に監査を依頼する場合は、適切な監査が実施できることをあらかじめ確認しておく必要がある。具体的には以下の事項が考えられる。

- ・外部監査人の過去の実績、経験及び保有資格の確認
- ・過去の監査報告書の構成及び報告内容の確認 など

図表 2.2 情報セキュリティ監査の実施体制（例）



図表 2.3 内部監査人に必要な資質

項目	内容
1 倫理的である	公正であり、正直である
2 心が広い	別の考え方や視点を取り入れることができる
3 外交的である	人と上手に接することができる
4 観察力がある	周囲の状況や活動を積極的に観察する
5 知覚が鋭い	状況を察知し、理解できる
6 適応性がある	異なる状況に容易に合わせることができる
7 粘り強い	根気があり、目的の達成に集中する
8 決断力がある	論理的な理由付けや分析により、結論に到達することができる
9 自立的である	他人とやりとりしながらも独立して行動し、役割を果たすことができる
10 不屈の精神をもって行動する	意見の相違や対立があっても、進んで責任をもち、倫理的に行動できる
11 改善に対して前向きである	進んで状況から学び、よりよい監査結果のために努力する
12 文化に対して敏感である	被監査者の文化を観察し、尊重する
13 協働的である	他人と共に効果的に活動する

## (2) 実施要綱の策定

情報セキュリティ監査統括責任者は、情報セキュリティ委員会の承認を得て監査に関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ監査実施要綱」を策定する（図表 2.4）。

なお、「情報セキュリティ監査実施要綱」に基づき、内部監査人が監査を実施する際の具体的な手順を記述した「情報セキュリティ監査実施マニュアル」や「情報セキュリティ監査実施の手引き」等を作成し、要綱にこれらを位置付けることもある。

図表 2.4 情報セキュリティ監査実施要綱に記載する事項（例）

区分	項目
1.総則	(1)目的
	(2)監査対象
	(3)監査実施体制
	(4)監査の権限
	(5)監査人の責務
	(6)監査関係文書の管理

区分	項目
2.監査計画	(1)監査計画
	(2)中期計画及び年度計画
	(3)監査実施計画
3.監査実施	(1)監査実施通知
	(2)監査実施
	(3)監査調書
	(4)監査結果の意見交換
4.監査報告	(1)監査結果の報告
	(2)監査結果の通知と改善措置
5.フォローアップ	(1)フォローアップ監査の実施

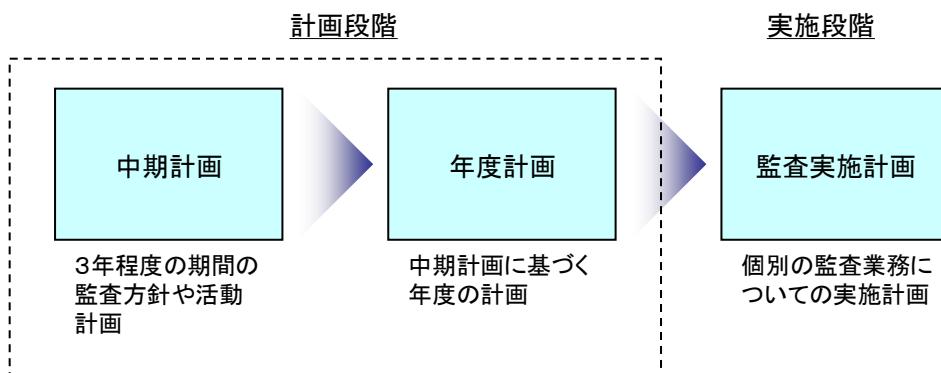
### (3) 協力体制の整備

被監査部門は、情報セキュリティ監査に協力する義務を負うが、監査を円滑に実施するとともに、監査の効果をあげるためには、組織内の理解を得ておくことが重要である。とりわけ、被監査部門に対して監査資料の提示や担当者へのインタビュー、執務室の視察等を求める考えると、監査の実施に被監査部門の担当者の理解と協力が必要である。また、外部の専門家の支援を受けたり、外部監査人に委託する場合には予算措置が必要となるので、幹部、財政担当部門等の理解を得ておく必要がある。

## 2.2.2. 監査計画

情報セキュリティ監査を効率的かつ効果的に行うために、情報セキュリティ監査を実施する計画を策定する。一般に、監査計画には、「中期計画」、「年度計画」、及び個々の「監査実施計画」がある。計画段階では、中期計画及び年度計画を策定する（図表 2.5）。

図表 2.5 情報セキュリティ監査計画策定の流れ



### (1) 中期計画の策定と承認

情報セキュリティ監査の対象は広範囲に及ぶことから、一回の監査や单年度内で全てを網羅することはできない。したがって、一定の期間（例えば、3年程度）を見据えた計画が必要となる。中期計画は、この期間における情報セキュリティ監査の方針や実施目標、監査範囲、大まかな実施時期等の項目を記述した文書であり、情報セキュリティ監査に関する中期的な方針を示すものである。この計画には、一定の期間内での監査の頻度についても記述しておく。

なお、期間中であっても、地方公共団体の置かれている環境の変化や監査実施計画自体の進捗状況により、見直しを行う必要がある。中期計画は策定・見直しの都度、情報セキュリティ委員会の承認を得る必要がある。

また、小規模の地方公共団体等においては、監査の対象規模が相対的に大きくなないことから、年度計画のみを作成するなど簡素化することも考えられる。

### (2) 年度計画の策定と承認

年度計画は、中期計画に基づいて年度当初に策定されるものであり、各年度の監査重点テーマや実施回数、監査対象、実施時期等を記述した文書である。年度計画は、当該年度の監査目標を遂行するための計画なので、誰が（実行責任者）、いつ（実施時期）、何を（実施内容）、いくら（予算）で実施するのかを明確に定める必要がある。監査テーマの選定においては、情報資産やネットワーク及び情報システム等の重要度や脆弱性、情報システムの変更等の視点から検討し、より重要性、緊

急性、リスク等の高いものから選定する。

年度計画についても、中期計画同様、情報セキュリティ委員会の承認を得る必要がある。

### 2.2.3. 監査実施

#### (1) 監査実施計画の策定と承認

情報セキュリティ監査統括責任者は、年度計画に基づいて、内部監査人又は外部監査人に指示して具体的な監査実施計画を策定する（図表 2.6）。

内部監査の場合、内部監査人の資質や業務負荷を考慮した監査実施時期に配慮して実施計画を立てることが望ましい。

監査実施計画書中、監査項目は、例えば、本ガイドライン「第3章 情報セキュリティ監査項目」の大分類や中分類のレベルを記載するとよい。また、適用基準には、例えば、付録の「情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）」の適用基準を参考に記載するとよい。

図表 2.6 情報セキュリティ監査実施計画書に記載する事項（例）

項目	内容
1 監査目的	監査を実施する目的
2 監査テーマ	監査の具体的なテーマや重点監査事項
3 監査範囲	監査対象の業務、情報システム等の範囲
4 被監査部門	監査の対象となる部門
5 監査方法	監査で適用する監査技法
6 監査実施日程	監査の計画から報告までの日程
7 監査実施体制	監査担当者
8 監査項目	監査で確認する大項目
9 適用基準	監査で適用する基準等

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画書を、組織として受け入れ、監査実施の責任と権限を明確にするため、情報セキュリティ委員会による承認を得る。また、情報セキュリティ委員会の承認を得た後に、被監査部門に対して十分に説明する機会を設け、監査スケジュールを被監査部門へ伝え、担当者の選出、監査資料の準備等の事項の依頼など、効率的に監査を実施するための調整を行う。

#### (2) 監査の実施

##### ①監査チェックリストの作成

監査人は、監査を効率的かつ効果的に実施するため、次の手順を参考にして、確認すべき具体的な項目を事前に選定して、監査チェックリストを作成する。

###### i ) 監査項目の選定

監査テーマに該当する項目を本ガイドライン「第3章 情報セキュリティ監査項目」から選定する。なお、「第3章 情報セキュリティ監査項目」で必須項目となっているものは、監査において基本的な項目又は必要性の高い項目であることから、極力、監査項目に含めることが望まれる。必須項目は、はじめて情報セキュリティ監査を行う場合等の初期段階用

に選定したものであり、これで満足することなく、より高いレベルを目指した必須項目以外も対象とする監査を実施する必要がある。

監査項目の選定後は、当該地方公共団体の情報セキュリティポリシーに合わせた表現とするなど、必要に応じて項目中の文言を当該団体にとって適切な表現に修正する。なお、本ガイドラインの監査項目はポリシーガイドラインに準拠しているので、ポリシーガイドラインに対する妥当性を監査する場合には表現の修正は行わなくてもよい。

ii) 当該地方公共団体に必要と思われる項目の追加

監査項目を選定し、適宜表現を修正した後、当該地方公共団体にとって必要と考えられる項目を追加する。特に、監査範囲内において非常に重要な情報資産が存在し、脅威の発生頻度が高く、脅威が発生した場合の被害が大きい場合には、通常の情報セキュリティ対策に加えて、より厳格な対策を追加することを検討すべきである。

iii) 当該地方公共団体が定める条例、規則、規程等との整合性の確保

当該地方公共団体が定める条例、規則、規程等との整合性を図り、矛盾が生じないように監査項目を修正する。

iv) 関連法令の参照

関連する法令の要求する事項の中で特に重要と考えられる事項について追加する。

関連する主な法令としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・地方公務員法
- ・著作権法
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・個人情報保護条例

v) 他の基準・規程類の参照

その他、JIS Q 27002、ISO/IEC TR 13335（GMITS）、情報システム安全対策基準（通商産業省告示第536号）、コンピュータウイルス対策基準（平成9年通商産業省告示第952号）、コンピュータ不正アクセス対策基準（平成12年通商産業省告示第950号）等、情報セキュリティ対策の実施に参考となる基準を適時参照して、必要があれば、項目の追加、修正をする。

## ②監査の実施

監査人は、監査チェックリストに基づいて情報セキュリティ監査を実施し、監査調書を作成する。主な監査技法には、レビュー、インタビュー、視察、ア

ンケートがある。これらの監査技法は、被監査部門の所在場所にて実施する現地監査のほか、被監査部門の所在場所に行かずに行うリモート監査でも用いることができる。

- ・レビュー : 文書や記録等の監査資料を入手し、内容を確認する
- ・インタビュー : 担当者等に質問し、状況を確認する
- ・視察 : 業務を行っている場所や状況を見て確認する
- ・アンケート : 質問書への回答から実態を確認する

具体的な監査方法については、本ガイドラインの「第3章 情報セキュリティ監査項目」の監査チェックリストにおいて、監査項目毎に、監査資料の例、監査実施の例を示している。また、レビューで確認すべき文書や記録等については、付録に「監査資料例一覧／索引」としてとりまとめているので、参考にされたい。

情報セキュリティ監査の実施中、情報セキュリティ監査統括責任者は、監査人による監査業務の実施状況について随時報告を求める等、適切な管理を行う必要がある。また、監査人が作成した監査調書は、脆弱性の情報などが漏えいした場合には、当該地方公共団体の情報セキュリティに脅威となる情報も含むことから、情報セキュリティ監査統括責任者は、紛失等が生じないように適切に保管する必要がある。

また、監査人は、監査業務上知り得た情報や監査内容について、その情報が関係者以外に漏えいしないように対策をとる必要がある。

### ③監査結果の取りまとめ

情報セキュリティ監査統括責任者は、実施した監査の内容を踏まえて、監査結果、確認した監査証拠、指摘事項、改善案等の監査結果を取りまとめる。具体的には、例えば、図表1.5の監査チェックリストに記入する。

また、監査結果については、必要に応じ、事実誤認がないかどうかを被監査部門に確認する。

### ④監査結果の評価

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査基準に照らして監査結果を評価する。監査結果では、監査基準に対して適合又は指摘事項のいずれかを示すことができる。個々の監査結果には、根拠となる証拠及び改善の機会並びに被監査部門に対する提言とともに適合性及び優れた実践を含めることが望ましい。

指摘事項については、監査証拠が正確であること及び指摘事項の内容が理解されたかどうか、被監査部門に確認することが望ましい。

また、指摘事項がある場合、個々のセキュリティ対策の有効性のほか、監査

におけるマネジメントシステム全体の有効性についても考察した上で監査結論を作成することが望ましい。

## 2.2.4. 監査報告

### (1) 監査報告書の作成

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査調書に基づいて、被監査部門に対する指摘事項や改善案を含む監査報告書を作成する（図表 2.7）。

また、詳細な監査結果や補足資料等がある場合は、監査報告書の添付資料としてもよい。監査報告書では、監査項目への適合の程度や、図表 2.1 にあるセキュリティ監査手順の運用サイクルが有効に機能しているかの観点を取り入れることが望ましい。

図表 2.7 情報セキュリティ監査報告書に記載する事項（例）

項目	内容
1 監査目的	監査を実施した目的
2 監査テーマ	監査の具体的なテーマや重点監査事項
3 監査範囲	監査対象の業務、情報システムなどの範囲
4 被監査部門	監査の対象とした部門
5 監査方法	監査で適用した監査技法
6 監査実施日程	監査の計画から報告までの日程
7 監査実施体制	監査を実施した担当者
8 監査項目	監査で確認した大項目
9 適用基準	監査で適用した基準等
10 監査結果概要（総括）	監査結果の総括
11 監査結果	監査で確認した事実（評価できる事項を含む）
12 指摘事項	監査結果に基づき、問題点として指摘する事項
13 改善勧告	指摘事項を踏まえて、改善すべき事項 (緊急改善事項、一般的改善事項)
14 特記事項	その他記載すべき事項

### (2) 監査結果の報告

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を情報セキュリティ委員会に報告する。

また、被監査部門に対して監査報告会を開催し、監査人から直接、監査結果の説明を行う。監査報告会では、被監査部門に対して次の事項を説明することが望ましい。

- ・集められた監査証拠は入手可能な情報のサンプルによること。
- ・監査報告の方法
- ・監査後の活動について（是正処置の実施、監査結果に対する意見対応等）

監査人は、指摘事項をより具体的に分かりやすく説明し、必要に応じて「監査調書」の内容等、監査証拠に基づいた改善のための方策等を助言する。

また、指摘事項の説明だけではなく、被監査部門において、優れた実践活動が認められる場合は、報告会で評価することが望ましい。

## 2.2.5. 監査結果への対応等

情報セキュリティ監査は、その結果を今後の情報セキュリティ対策に反映させることが必要である。情報セキュリティ対策に反映することで、情報セキュリティ対策の実施サイクル（PDCA サイクル）がはじめて回転していくことになる。

このため、CISO は、監査結果を踏まえ、監査の指摘事項を所管する被監査部門に対し、改善計画書の作成などの対処を指示する。また、他の部門に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させなければならない。なお、府内で横断的に改善が必要な事項については、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。

指示を受けた部門は、監査結果の指摘事項について、緊急性、重要性、費用等も考慮して、必要な改善措置を検討し、CISO に対して、対応措置を報告する。

なお、緊急性が高いと判断される指摘事項については、速やかに改善措置を検討・実施するとともに、その実施状況を報告するものとし、それ以外の指摘事項については、監査終了後、半年から 1 年毎に実施されるフォローアップ監査で確認する。

また、情報セキュリティ委員会においては、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直しやその他情報セキュリティ対策の見直し時に活用する。

## 2.2.6. 監査結果の公開

情報セキュリティ監査の結果については、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点からは積極的に公開することが望まれる。特に、行政は住民の個人情報を含め、大量の情報を扱っていること、電子自治体の取組を進めていく上で住民の信頼が必要であることに鑑みれば、情報セキュリティ監査の結果を住民に示すことは重要である。

他方、情報セキュリティ監査の成果物には、情報資産やネットワーク及び情報システム等の脆弱性に関する情報が含まれており、情報セキュリティ確保の観点からは、全てを公開することは適当ではない場合もある。

したがって、一律に公開、非公開とすることはいずれも適当ではなく、各地方公共団体の制定する情報公開条例の「不開示情報」の取扱いなどを踏まえ、適切な範囲で公開していく必要がある。

## 2.2.7. フォローアップ監査

監査報告書で指摘した改善事項について、被監査部門の対応状況を確かめるため、監査終了後、半年から1年毎にフォローアップ監査を実施する。フォローアップ監査は個別の監査として実施してもよいし、次回の監査の中で実施してもよい。

個別の監査として実施する場合、改善事項に対する被監査部門の対応措置が、対象監査項目を満たすものになっていることの確認及び対応措置の有効性の検証を行う必要がある。

次回の監査の中で実施する場合は、通常の監査項目に加え、前回監査における改善事項のフォローアップを行う場を設け、個別のフォローアップ監査の場合と同様、対応措置の確認と有効性の検証を行う。

なお、情報セキュリティ監査では、セキュリティ監査手順の運用サイクルが有効に機能するためにも、指摘された改善事項への対応が非常に重要となるため、フォローアップ監査を確実に実施する必要がある。

## 2.3. 外部監査人の調達

ここでは、外部監査を行う場合における外部監査人の調達方法について説明する。なお、県と県内市町村など、複数の地方公共団体が共同で外部監査人の調達を行うことによって、調達を効率化する方法もあり、実際にこのような取り組みも行われている。

### (1) 外部監査人の調達方式

外部監査人の調達は、当該地方公共団体の調達基準や手続にしたがって行われるが、特に、監査の客観性、公正性等の観点から、外部委託事業者の決定の透明性と公平性の確保には特に留意する必要がある。

外部監査の外部委託事業者の調達方式には、次のような方式があり得る。

- ・ 公募型プロポーザル方式（企画提案書を評価して判断して事業者を選定）
- ・ 総合評価入札方式（価格と技術的要素を総合的に判断して事業者を選定）
- ・ 一般競争入札方式（最も安価な価格を提示した事業者と契約）
- ・ 条件付き一般競争入札方式（一定の条件を満たす事業者の中で、最も安価な価格を提示した事業者と契約）

### (2) 企画提案書の書式作成

公募型プロポーザル方式により情報セキュリティ監査に関する企画提案を求める場合は、「企画提案書」を作成する。企画提案書には、情報セキュリティ監査業務の受託を希望する提案者が、業務委託仕様書に基づいて、当該監査に関する考え方、実施方法、実施体制等の具体的な内容を記述する（図表 2.8）。また、委託業務内容に加えて、費用の見積りに必要となる事項も併せて記載する。例えば、ネットワークへの侵入検査を行う場合には、対象サーバ数や IP アドレス数などの対象、範囲、実施の程度等の詳細な記載があれば、企画提案者の費用積算は精緻なものになり、より正確な見積りが期待できる。

情報セキュリティ監査統括責任者は、外部委託事業者による監査に責任を持つ必要がある。外部委託事業者による監査を情報セキュリティポリシーの見直しにつなげていくためにも、企画提案書の内容を確認し、監査の品質を担保できる外部委託事業者を選定することが求められる。

図表 2.8 企画提案書に記載する事項（例）

項目	内容
1 監査期間	委託する監査の期間
2 監査実施内容	委託する監査業務の内容 i )目的 ii )本業務の対象範囲 iii)準拠する基準 iv)監査のポイント 等
3 監査内容	i )事前打合せ ii )事前準備依頼事項 ・事前の提出資料 ・アンケート等の有無 等 iii)監査実施計画書作成 iv)予備調査 v )本調査 ※機器又は情報システムに対して情報システム監査ツール を使用する場合はその名称も記載 vi)監査報告書作成 vii)監査報告会
4 監査スケジュール	上記 3 の概略スケジュール ※詳細は監査人決定後に求める。
5 監査実施体制	i )監査責任者・監査人・監査補助者・アドバイザー等の役割、 氏名を含む監査体制図 ii )当該団体との役割分担
6 監査品質を確保するための体制	i )監査品質管理責任者・監査品質管理者等の役割、氏名を 含む監査品質管理体制図 ii )監査品質管理に関する規程 等
7 監査人の実績等	i )組織としての認証資格等 ※例えば、ISMS 認証やプライバシーマーク認証、情報セ キュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセ キュリティ監査サービスに係る部分）、情報セキュリティ 監査企業台帳への登録等 ii )監査メンバーの保有資格・技術スキル・地方公共団体を含 む実務経験等
8 監査報告書の目次体系	監査報告書の目次体系（章立て） i )総括 ii )情報セキュリティ監査の実施の概要 iii)評価できる事項 iv)改善すべき事項(緊急改善事項・一般的改善事項のまとめ) v )監査結果の詳細 vi)添付資料（補足資料等）
9 成果物	最終成果物（納品物）一覧
10 その他	会社案内、パンフレット等必要な添付書類

### (3) 業務委託仕様書の作成

入札方式による場合、事前に業務委託の内容を業務委託仕様書としてまとめ、入札に応じる民間事業者、団体等に提示する。また、業務委託仕様書の添付資料に選定基準の概要や提案書の評価基準を開示するとよい。

業務委託仕様書には、監査目的、監査対象、適用基準等の記載に加えて、当該地方公共団体が実施する情報セキュリティ監査に関する方針、実施条件等、どのような監査を実施したいかを正確かつ具体的に記載することが重要である（図表2.9）。

なお、付録に「情報セキュリティ監査業務委託仕様書」の例を挙げているので参考されたい。

図表2.9 業務委託仕様書に記載する事項（例）

項目	内容
1 業務名	委託する業務の名称
2 監査目的	監査を実施する目的
3 発注部署	監査を委託する部署名
4 監査対象	監査対象の業務、情報システムなどの範囲
5 業務内容	委託する監査業務の内容
6 適用基準	監査を行う際、準拠すべき基準や参考とする基準を記載
7 監査人の要件	受託者及び監査人の要件
8 監査期間	委託する監査の期間
9 監査報告書の様式	監査報告書の作成様式、宛名
10 監査報告書の提出先	監査報告書を提出する部署
11 監査報告会	監査結果を報告する会議等の内容
12 監査成果物と納入方法	委託した監査業務の成果物と納入の方法
13 成果物の帰属	成果物及びこれに付随する資料の帰属
14 委託業務の留意事項	再委託、資料の提供、秘密保持等の留意事項
15 その他	その他の事項

### (4) 契約部門等との調整

外部委託事業者の決定までの間に、調達事務を行う契約部門、出納部門等と調整し、委託業務契約書に盛り込む事項や個人情報保護に関する措置等を検討する。

特に、外部監査人は、地方公共団体の情報セキュリティにおける脆弱性を知ることになるので、情報資産に関する守秘義務等を契約書上どのように規定するか十分な検討が必要である。

なお、外部監査人が個人情報を扱うことが想定される場合には、個人情報保護条例に従い、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

## (5) 外部委託事業者との契約締結

外部委託事業者が決定すれば、地方公共団体と外部委託事業者との間で契約を締結することになる。外部委託事業者は、監査対象と直接の利害関係がないことを確認して選定する必要がある。

契約に当たっての主な合意事項は下記のとおりである。業務委託契約書の記載例については、付録の「情報セキュリティ監査業務委託契約書(例)」を参照されたい。

- ・目的、対象、範囲を含む監査内容に関する事項
- ・成果物（納品物）に関する事項
- ・監査報告書の記載内容に関する事項

契約には、監査人が監査業務上知り得た情報や監査内容を関係者以外に開示したり、監査人から情報が漏えいしないよう、監査人の守秘義務に係る規定や監査人における監査結果の管理方法についても規定を明記しなければならない。

また、契約の適正な履行を確保するため、監査目的、監査対象、監査方針、実施条件、計画、実施、報告を含む主たる実施手順、準拠規範、監査技法、収集すべき監査証拠の範囲等の監査品質、対価の決定方法、金額と支払の時期、支払方法、中途終了時の精算、負担すべき責任の範囲等を明確に定め、監督、検査の判断基準を明確にすることが必要である。なお、地方公共団体が契約保証金の納付を求めた場合、「契約の相手方が契約上の義務を履行しないとき」、すなわち、監査品質が所定の水準に達しないときは、契約において別段の定めをしない限り契約保証金は地方公共団体に帰属する。

付録の「情報セキュリティ監査業務委託契約書(例)」では、情報セキュリティ監査特有の部分のみを取り上げている。その他の事項である履行方法、契約保証人、保証契約、前払い金、損害賠償、権利義務の譲渡禁止、再委託、一括下請けの禁止、監督員、貸与品の処理、作業の変更中止、履行期間の延長、成果物の納品と検査、所有権の移転時期、請負代金の支払時期や支払方法、瑕疵担保、委託完成保証人の責任、甲乙の解除権、解除に伴う措置、秘密保持、その他は、既に各地方公共団体にある請負契約約款（準委任とするときは準委任契約約款）を用いることができる。

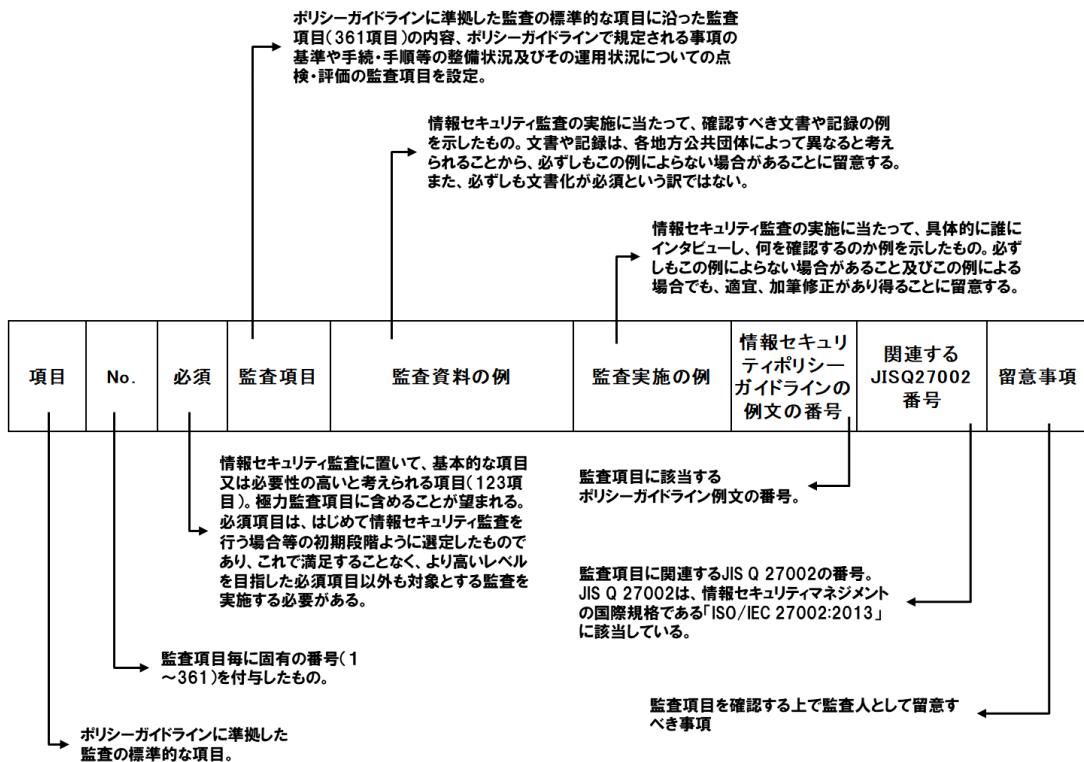
監査を継続的に行うときは、毎回業務委託契約を締結する方法と、業務委託基本契約と業務委託個別契約に分けて契約を締結する方法がある。毎回契約を締結する方法が一般的であると考えられ、付録の契約書例もこの形態を想定している。後者の基本契約と個別契約に分けて契約を締結する方法によるときは、契約書例の中から、毎回共通する事項を抜き出して基本契約として締結し、毎回定めるべき事項を個別契約で合意する。

## 第3章

情報セキュリティ監査項目

## 第3章 情報セキュリティ監査項目

情報セキュリティ監査項目は、以下の構成となっている。



(注) 監査項目の趣旨や運用上の留意点を理解するため、総務省が令和2年12月に一部改定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の解説を併せて確認されたい。

実際の情報セキュリティ監査項目を、次頁以降に記載する。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。	情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。	情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。	情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。
1. 組織体制	1	○	I) 組織体制、権限及び責任	□ 情報セキュリティポリシー □ 権限・責任等一覧 CISOによって、情報セキュリティ委員会の組織体制、権限及び責任が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会の組織体制、権限及び責任が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	1.(1)～(6), (8)	6.1.1 7.2.1	1.(1)～(6), (8)	6.1.1 7.2.1
(2)情報セキュリティ委員会	2	○	II) 情報セキュリティ委員会の設置	□ 情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要な事項を決定する機関（情報セキュリティ委員会）が設置されている。 CISOによって、情報セキュリティ委員会の組織体制、権限及び責任が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会が設置され、正式に承認されているか確認がある。	1.(7)①	—	—	—
	3	○	III) 情報セキュリティ委員会の開催	□ 情報セキュリティポリシー □ 情報セキュリティ委員会 □ 情報セキュリティ委員会の開催が毎年度開催され、情報セキュリティ対策の改善計画を策定し、その実施状況が確認されている。	監査資料のレビューにより、情報セキュリティ委員会の開催が毎年度開催され、情報セキュリティ対策の改善計画を策定し、その実施状況が確認されているか確認がある。	1.(7)②	—	—	—
(3)CSIRTの設置・役割	4	○	IV) CSIRTの設置・役割の明確化	□ 情報セキュリティポリシー □ CSIRTが設置され、部局の情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティポリシーとの連携が明確化されている。 また、CISOによって、CSIRT及び構成員の役割が明確化されている。 要員の役割が明確化されている。	監査資料のレビューにより、CSIRTが設置されており、規定された役割に応じて情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティポリシーとの連携が明確化されている。 また、CISOによって、CSIRT及び構成員の役割が明確化されている。 要員の役割が明確化されている。	1.(9)	6.1.3 6.1.4 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5	6.1.3 6.1.4 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規格 文書番号	留意事項
2. 情報 資産 の分 類と 管理	(1)情報 資産の分 類	5 ○	I)情報資産の分類に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者による情報セキュリティ責任者へのインタビューや、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類と分類に応じた取扱いが定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティガーディアン <input type="checkbox"/> 情報資産分類基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューより、情報セキュリティ責任者による情報セキュリティ責任者へのインタビューや、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類と分類に応じた取扱いが文書化され、正式に承認されているか確認される。	2.(1)	8.2.1	
	(2)情報 資産の管 理	6 ○	II)情報資産の管理に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者による情報セキュリティ責任者へのインタビューや、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の管理に関する基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティガーディアン <input type="checkbox"/> 情報資産管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の管理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認される。	2.(2)	8.1.2 8.1.3	
		7 ○	III)情報資産の分類の表示 情報資産について、重要な情報資産について台帳(情報資産管理台帳)が作成されている。	<input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューや、重要な情報資産について台帳(情報資産管理台帳)が作成され、定期的に見直されているか確認される。	2.(2)①	8.1.1	
		8	IV)情報の作成 情報資産に分類が表示されている。	<input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員へのインタビューや、執務室及び管理区域への視察により、情報資産に分類が表示されているか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	2.(2)②	8.2.2	・分類の表示について、情報セキュリティシステムに記録される情報の分類をあらかじめ規定する方法や、表示の有無によって分類する方法などもある。
		9	V)情報資産の入手 情報の作成 情報資産の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限が定められている。	<input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、情報資産の作成時に情報資産の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限が定められているか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	2.(2)③	8.2.3	
		10	VI)情報資産の利用 情報資産は、情報資産の分類に応じて適切に取扱われている。また、情報資産の分類が不明な場合は、情報セキュリティ管理者による判断を仰いでいる。	<input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、情報資産が取扱われているか確認される。また、情報資産の分類が不明な場合は、情報セキュリティ管理者による判断を仰いでいるか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	2.(2)④	8.2.3	
		11	VII)情報資産の利用 情報資産は、情報資産の分類に応じて適切に取扱われており、業務以外の目的に利用されていない。	<input type="checkbox"/> 情報資産管理基準 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、情報資産は、情報資産の分類に応じて適切に取扱われており、業務以外の目的に利用されていないか確認される。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	2.(2)⑤	8.2.3	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規範 USQ27002 番号	留意事項
2. 情報資産の分類と管理方法	(2)情報資産の管理	12	vii) 情報資産の保管	□情報資産管理基準 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者、情報システム管理者及び職員等へのインタビューより、情報資産の保管場所の現状に応じて、情報資産の分類に従い、情報資産が適切に保管されている。	2.(2)(6)	8.2.3	
	13		viii) 情報の送信	□情報資産管理基準 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューより、情報資産の高い機密性に応じ暗号化又はパスワード設定等、情報の漏えいを防止するための措置が講じられているか確認する。	2.(2)(7)	8.2.3 13.2.3	
	14		ix) 情報資産の運搬	□情報資産管理基準 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、情報資産の運搬元の現状に応じ暗号化又はパスワード設定等、情報の漏えいを防止するための措置が講じられているか確認する。	2.(2)(8)	8.2.3 8.3.3	
	15		x) 情報資産の提供	□情報資産管理基準 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行なう、情報資産の不正利用を防止するための措置がとられている。	2.(2)(9) (ア)～(イ)	8.2.3	
	16		xi) 情報資産の公表	□情報資産管理基準 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者について、完全性が確保されているか確認する。	2.(2)(9) (ウ)	8.2.3	・完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されない状態を確保することをいう。
	17		xii) 情報資産の廃棄	□情報資産管理基準 □情報資産管理台帳 □情報資産廃棄登録	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、情報資産を廃棄する場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て、情報の機密性に応じて適切な処置をした上で廃棄され、行なった処理について、日時、担当者及び処理内容が記録されている。	2.(2)(10)	8.2.3 8.3.2	・日時、担当者及び処理内容が記録されておりかかる確認する。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規格番号	留意事項
3、  情報 シス tems 全体 の強 制性 の向 き  (1)マイナ ンバー利 用事務系 ム	18	○	I)マイナナンバー利用事務系と他の領域 との分離 CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつ て、マイナナンバー利用事務系と他の領域が分 離されており、通信できないようになっている。	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責 任者へのペーパーレビューにて、マイナナンバー利用事務系と 他の領域が分離されており、通信できないようになっているか確認する。	3.(1)①	13.1.3	
	19	○	II)マイナナンバー利用事務系と外部との接続 CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつ て、マイナナンバー利用事務系と外部との通信 は、通信経路の限定及びアリケーションプロ トコルレベルでの限定を行つており、かつ外 部接続先はインターネットへ接続していない。 なお、十分に安全性が確保された外部接続先 との通信については、必要な対策が実施さ れています。	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責 任者へのペーパーレビューにて、マイナナンバー利用事務系と 外部との通信は、通信経路の限定及びアリケーションプロ トコルレベルでの限定を行つており、かつ外 部接続先はインターネットへ接続していない。 なお、十分に安全性が確保された外部接続先 との通信については、必要な対策がどうしているか確認する。	3.(1)①	13.1.3	マイナンバー利用事務系 と他の領域を通信できないな いようにしなければならない。ただし、マイナナン バー利用事務系と外部との通 信をする必要がある場合 に限りは、通信経路の限 定及びアリケーションプロ トコルのレベルでの限定
	20	○	III)端末における情報アクセス対策 職員等がマイナナンバー利用事務系の端末を 利用する際に、二つ以上を併用する認証(多 要素認証)が導入されている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパ リビュー及び勤務室等のパソコン等のサンプリング確認に より、二つ以上の認証手段が併用されているか確認する。	3.(1)②	9.2.4 9.4.2	
	21	○	IV)業務専用端末化 マイナナンバー利用事務系の端末は業務毎に 専用端末化されている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパ リビュー及び勤務室等のパソコン等のサンプリング確認に より、マイナナンバー利用事務系の端末が専用端末であるか 確認する。	3.(1)②	—	
	22	○	V)電磁的記録媒体による情報持ち出し の不可設定 職員等がマイナナンバー利用事務系の端末か ら電磁的記録媒体により情報を持ち出すこと ができるないように設定がされている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペーパ リビュー及び勤務室等のパソコン等のサンプリング確認に より、電磁的記録媒体により情報を持ち出すことができない ように設定がされているか確認する。	3.(1)②	11.2.5	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規格番号	留意事項
3. 情報システム全体の強靭性の向上	(2)LGWA N接続系	23 ○	I) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割①	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、LGWAN接続系とインターネット接続系の通信環境は分離され、必要な通信のみ許可するようになっている。	3.(2)①	13.1.3	
	24 ○	II) LGWAN接続系とインターネット接続系の分割②	CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、LGWAN接続系とインターネット接続系の通信環境は分離され、必要な通信のみ許可するようになっている。	□システム構成図 □ネットワーク管理基準	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系のメールやデータをLGWAN接続系に取り込む場合は無害化通信を行っているが確かめる。	3.(2)①	13.1.3	
(3)インターネット接続系	25 ○	I) サーバ等の監視	CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、インターネット接続系の監視対象としてWebサーバー等のログを取得している。	□システム構成図	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系のWebサーバー、外部DNSサーバー、メールリレーサーバ、プロキシサーバ、外部IDaaSサービスのロゴが取得されているか確認する。	3.(3)①	13.1.1 13.1.2	
	26 ○	II) 情報セキュリティ機器の導入	CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、インターネット接続系に高度な情報セキュリティ機器が導入されている。	□システム構成図	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系に高度な情報セキュリティ機器が導入されているか確認する。	3.(3)①	12.4.1 12.4.2 12.4.3 12.6.1 13.1.1 13.1.2	高度なセキュリティ機器としては、通信ハシッドの監視及び破棄、通信ポートの制御、不正なプログラムの検知、不審なメールの検知及び遮断、不審なURLへのアクセス遮断、ログ監視、コテンションの改ざん検知等の機能を持つ機器のことを指す。
	27	III) 情報セキュリティ運用監視	CISO又は統括情報セキュリティ責任者による高水準な運用監視を行っている。	□保守体制図 □作業報告書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、インターネット接続系は情報セキュリティ専門人材による運用監視が行われているか確認する。	3.(3)①	13.1.1 13.1.2	高水準な運用監視とは、予兆を含めた早期検知、常駐する専門人材による定期判断、及ぶ運用委託先による24時間365日有人での集中監視のことを指す。
	28	IV) 自治体情報セキュリティクラウドとの接続	CISO又は統括情報セキュリティ責任者によつて、所内のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドと接続しているかを確認する。	□システム構成図 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのハイタッチにて、所内のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドと接続しているかを確認する。	3.(3)②	13.1.3	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例文の番号	関連するISQ27002番号	留意事項
4. 4.1. (1)機器の取付け等の物理的セキュリティ	29	1) 機器の設置に關わる基準及び手続	□機器設置基準/手続 □機器設置のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエーに(以下、機器の設置に関する基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認が求められる。)	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエーに(以下、機器の設置に関する基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認が求められる。)	4.1.(1) 4.1.1 11.1.4 11.2.1	4.1.(1) 4.1.1 11.1.4 11.2.1	JISQ27002	
4. 4.1. (2)サーバの冗長化	30 ○	II) 機器の取付け	□機器設置基準/手続 □機器設置プロアライアウト図 □管路区域(情報システムのレイアウト図等)のレイアウト図 □機器設置記録 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエー及び管路区域の複数により、サーバ等の機器が設置されているか確認が求められる。	4.1.(1) 4.1.1 11.1.4 11.2.1	4.1.(1) 4.1.1 11.1.4 11.2.1	JISQ27002	・情報資産管理台帳などに、機器の設置場所や設置状態などを明記しておこなうことが望ましい。
4. 4.1. (2)サーバの冗長化	31	I) サーバ冗長化基準	□サーバ冗長化基準 □冗長化基準/手續	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエーに(以下、冗長化に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認が求められる。)	4.1.(2)① 4.1.2 12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	4.1.(2)① 4.1.2 12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	JISQ27002	・サーバの冗長化には、ハードウェア・ソフトウェアが二重に必要となる等、多額の費用を要する。冗長化にかかる費用とサーバ等の稼働度合いを十分に検討したうえで冗長化を行つかつかを判断することが望ましい。
4. 4.1. (2)サーバの冗長化	32	II) 基幹サーバの冗長化	□サーバ冗長化基準 □システム構成図	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエーにより、基幹サーバが冗長化され、同一データが保持されているか確認が求められる。	4.1.(2)① 4.1.2 12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	4.1.(2)① 4.1.2 12.3.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	JISQ27002	
4. 4.1. (2)サーバの冗長化	33 ○	III) サーバ障害対策基準	□サーバ障害対策基準 □サーバ障害対応実施手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエーに(以下、サーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が文書化され、正式に承認されているか確認が求められる。)	4.1.(2)② 4.1.2 12.3.1 16.1.2	4.1.(2)② 4.1.2 12.3.1 16.1.2	JISQ27002	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが伊豆の例文の番号	関連する規格・標準番号	留意事項
4. 物理サーバ等の管理的セキュリティ	4.1. (2)冗長化	34	IV) サーバ障害対策	□ サーバ障害対策基準 □ サーバ障害対応実施手順 □ 障害報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューや、サーバ障害時にセカンドサーバが起動され、システムの運用停止時間が最小限になるような対策が講じられている。実際にサーバ障害が発生している場合は、対策が有効に機能しているか確かめる。	4.1.(2)②	1.2.3.1 16.1.2	・定期保守等で予備機への切替試験等を実施し、その記録を確認することが望ましい。 ・定期保守については、No.43～44も関連する項目であることを参考にすること。
(3)機器の電源	35	○	I) 機器の電源に関する基準	□ 機器電源基準 □ 情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのヒンタビューに備え、停電等による影響や落雷等からサーバ等の機器を保護する基準が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのヒンタビューに備え、停電等による影響や、落雷等の電源異常からサーバ等の機器を保護するための基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	4.1.(3)①	1.1.2.1 11.2.2	
	36 ○	○	II) 予備電源装置の設置及び点検	□ 機器電源基準 □ システム構成図 □ 機器設置記録 □ 機器保守点検記録 □ 障害報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューや、情報システム管理者により、UPS、無停電電源装置などの予備電源が設置されているか確かめる。また、停電時や瞬断時に起動し、当該機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給できる容量があるかなど、定期的に点検されているか確かめる。	4.1.(3)①	1.1.2.1 11.2.2 16.1.2	・設置した予備電源が、サーバ等の増設に対して十分な電力供給能力があるかを定期的に確認しておくことが望ましい。
	37		III) 過電流対策	□ 機器電源基準 □ システム構成図 □ 機器設置記録 □ 障害報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューや、情報システムの接続により、落雷等による過電流が備えられたサーバ等の機器を保護する設備が備えられているか確かめる。	4.1.(3)②	1.1.2.1 11.2.2 16.1.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規格 JISQ27002 番号	留意事項
4. 4.1. (4)通信 ケーブル等の配線 等の管理	38	○	<b>i)通信ケーブル等の配線に関する基準 及び手続</b> 統活情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、通信ケーブル等の配線に関する基準及び手続が定められ、文書化されている。	□通信ケーブル等配線基準 /手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや電源ケーブルや電源ケーブルの配線基準やネットワーク接続口(ハブのポート等)設置基準、配線申請・変更・追加等の手続が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	4.1.(4)①	11.2.3 11.2.4	
4. 4.1. (4)通信 ケーブル等の配線 等の管理	39	○	<b>ii)通信ケーブル等の保護</b> 統活情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、通信ケーブルや電源ケーブルの損傷等を防止するための対策が講じられている。	□通信ケーブル等配線基準 /手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや電源ケーブルが配線区域の根拠により、通信ケーブルや電源ケーブルが配線収納管に収納されるなど、損傷から保護されているか確認がある。	4.1.(4)①	11.2.3 11.2.4	・情報処理設備に接続する通信ケーブル及び電源ケーブルは、可能なならば施設内の地下に埋設するか又はそれに代わる十分な保護手段を施すことが望ましい。 ・ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用することが望ましい。 ・ケーブル用途(電源、通信等)で分離して配線することが望ましい。また、通信ケーブルを二重化している場合は、それを別ルートで配線することが望ましい。
4. 4.1. (4)通信 ケーブル等の配線 等の管理	40	○	<b>iii)ケーブル障害対策</b> 統活情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等への対応が行われている。	□通信ケーブル等配線基準 /手続 □障害報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや電源ケーブルの損傷等に対し、施設管理部門と連携して対応しているか確認がある。	4.1.(4)②	11.2.3 16.1.2	
4. 4.1. (4)通信 ケーブル等の配線 等の管理	41	○	<b>iv)ネットワーク接続口の設置場所</b> 統活情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、ネットワーク接続口(ハブのポート等)が他の者が容易に接続できない場所に設置されている。	□通信ケーブル等配線基準 /手續 □通信回線敷設図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや電源ケーブルの根拠により、ネットワーク接続口(ハブのポート等)が他の者が容易に接続できない場所に設置されているか確認がある。	4.1.(4)③	11.2.1 11.2.3	
4. 4.1. (4)通信 ケーブル等の配線 等の管理	42	○	<b>v)配線変更・追加の制限</b> 統活情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、配線の変更及び追加が許可された者だけに制限されている。	□通信ケーブル等配線基準 /手續 □作業報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや電源ケーブルの根拠により、情報システム管理者、情報システム担当者及び契約した外部委託者が配線の変更及び追加の作業を行っていることを確認する。	4.1.(4)④	11.2.3 12.1.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連するUSQ27002 番号	留意事項
4. 4.1. (5)機器の定期保守及び修理	43	○	<b>i) 機器の保守・修理に関わる基準及び手続</b> 情報システム管理者によって、サーバー等の機器の定期保守が実施されている。	□機器保守・修理基準/手続 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □障害報告書 □機器保守点検記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューより、サーバー等の機器の保守・修理に関わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	4.1.(5)	11.2.4	
4. 4.1. (6)機器への設置	44	○	<b>ii) サーバ等の機器の定期保守</b> 情報システム管理者によって、サーバー等の機器の定期保守が実施されている。	□機器保守・修理基準/手続 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □機器保守点検記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより、保守対象機器、保守実施時期、保守内容、保守担当者が明確になっているか、保守が適切に行われているか確認がある。また、実際にサーバ等機器の障害が発生している場合は、保守に問題がないか確認がある。	4.1.(5)①	11.2.4	
4. 4.1. (7)機器の修理	45	○	<b>iii) 電磁的記録媒体を内蔵する機器の修理</b> 電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者に修理させる場合、情報システム管理者によって、情報が漏えいしない対策が講じられている。	□機器保守・修理基準/手続 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □機密保持契約書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューより電磁的記録媒体を内蔵する機器を外部委託の事業者に修理させる場合にデータを消去した状態で行わせないか確認ある。データを消去できない場合は、修理を委託する事業者との間で守秘義務契約を締結し、秘密保持体制等を確認しているか確認ある。	4.1.(5)②	15.1.2 11.2.4 18.1.1 18.2.2	
4. 4.1. (8)機器の設置	46		<b>i) 庁外への機器設置に関わる基準及び手続</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者により、府外にサーバー等の機器を設置する場合の基準及び手続が定められ、文書化されている。	□機器設置基準/手続 □機器設置申請書 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューより、府外にサーバ等の機器を設置する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認ある。	4.1.(6)	11.2.5 11.2.6	・地方公共団体の府外への装置を保護するためには、十分な措置が取られていることが望ましい。 ・損傷、盗難、傍受といったセキュリティリスクを考慮し、それぞれの場所に応じた最も適切な管理策を導入することが望ましい。
4. 4.1. (9)機器の承認	47		<b>ii) 庁外への機器の設置の承認</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、府外にサーバー等の機器を設置する場合、CISOの承認を得ている。	□機器設置基準/手続 □機器設置申請書 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューより、府外に設置しているサーバ等の機器が、CISOに承認されているか確認ある。 また、情報資産管理台帳を確認し、府外に設置していることが記載されているか確認ある。	4.1.(6)	11.2.5 11.2.6	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例文の番号	関連するJISQ27002番号	留意事項
4. 4.1. (6) 広域接続機器等の管理のセキュリティ	48	□機器の設置状況確認	□機器設置基準/手続 □外部委託事業者訪問記 □機器への情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、定期的に確認されているか確認される。 □外部委託事業者監査報告書 □ISO/IEC27001認証取得状況	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、定期的に確認されているか確認される。	4.1.(6)	4.1.(6)	11.2.5 11.2.6 18.2.2	
(7) 機器の廃棄等	49	I) 機器の廃業等に關わる基準及び手続	□機器廃棄・リース返却基準 □機器廃棄・リース返却手続 □機器廃棄・リース返却の基準及び手續が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、機器を廃棄又はリース返却する場合の基準及び手續が文書化され、正式に承認されているか確認される。	4.1.(7)	4.1.(7)	11.2.7	・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。
	50 ○	II) 記憶装置の情報消去	□機器廃棄・リース返却基準 □機器廃棄・リース返却手続 □情報資産管理制度 □記憶装置廃棄記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューや、機器内部の記憶装置からすべてのデータが復元が不可能なように消去されているか確認される。	4.1.(7)	4.1.(7)	11.2.7	・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーランドの番号	関連するJISQ27002番号	留意事項
4. 4.2. (1) 物理区域の構造等のセキュリティ	51		I) 管理区域の構造基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、管理区域の構造についての基準が定められ、文書化されている。	□管理区域構造基準 □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域の構造が文書化され、正式に承認されているか確認する。また、情報システム室や電磁的記録媒体の保管庫が管理区域に指定されているか確認する。	4.2.(1)①	11.1.1	・管理区域の中ごとにセキュリティ要求事項の高い領域が存在するときは、他の領域との間に物理的アクセスを管理するための壁及び境界を追加することが望ましい。
4. 4.2. (1) 物理区域(情報システム室等)の管理	52		II) 管理区域の配置 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、管理区域が自然災害等の被害から考慮された場所であって、かつ外郭からの侵入が容易にできない場所に設けられている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域の複数により、外壁が無窓になつていてか確認する。	4.2.(1)②	11.1.1 11.1.4	・管理区域の存在そのものを外郭の表からしないように表示等を明示しないことが望ましい。
	53 ○		III) 管理区域への立ち入り制限機能 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、管理区域への許可されていない立ち入りを防止するための対策が講じられている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、外部へ通じるドアを必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等が設けられているか確認する。	4.2.(1)③	11.1.1	・外部へ通じるドアを必要最小限とするにあたり、消防法に違反しないよう留意する必要がある。
	54 ○		IV) 情報システム室内の機器の耐震、防水対策 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による、情報システム室の機器等に耐震、防水等の対策が施されている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、機器等に耐震、防水等の対策が実施されているか確認する。	4.2.(1)④	11.1.1 11.1.4	
	55		V) 管理区域の構造 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によつて、管理区域を囲む外壁等の床下開口部が塞がれている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域を囲む外壁等の床下開口部がすべて塞がれているか確認する。	4.2.(1)⑤	11.1.1 11.1.4	
	56		VI) 管理区域の消防機器 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によつて、管理区域に配置する消火器類や消防用設備等が、機器等及び電磁的記録媒体に影響を与えないようされている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバビューや、管理区域に配置する消火器類や消防用設備等が、機器等及び電磁的記録媒体に影響を与えないよう正在配置されているか確認する。	4.2.(1)⑥	11.1.4	・管理区域に配置する消火器類は、発泡性のものを使わなければいけない。また、消泡システム機器等に水がかかる位置にスプリンクラーを設置してはならない。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する規格 ISO27002 番号	留意事項
4. 物理管理区域の入退室管理等のセキュリティ	4.2. (2)	○	<b>i) 管理区域への入退室に関する基準及び手続</b> 情報システム管理者による、管理区域への入退室が制限され管理されている。	□管理区域入退室基準/手続 □管理システム管理者へのインタビューや、管理区域への入退室が文書化されているが確認できる。	監査資料のレビューと統括システム管理者へのインタビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビュー(により、管理区域への入退室の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているが確認できる)。	4.2.(2)	11.1.2	
57	58	○	<b>ii) 管理区域への入退室制限</b> 情報システム管理者によつて、管理区域への入退室が制限され管理されている。	□管理区域入退室基準/手続 □管理区域入退室記録 □認証用カード管理記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の視察により、入退室管理制度に基づいて管理区域への入退室を制限している。また、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理制度への記録による入退室管理を行っているか、及びICカード等の認証用カードが管理・保管されているか確認がある。	4.2.(2)①	11.1.2	・入退室手続きに業者名、訪問者名等の個人情報を記述している場合は漏洩、誤き見等が生じないようご管理する。 ・ICカードや指紋等生体認証の入退室システムを導入した場合、故障等により入退室に支障が生じるのを未然に防止するため、定期的に保守点検することが望ましい。 ・必要以上の入退室や通常時間外の入退室など、不信任な入退室を確認する必要がある。
59	60	○	<b>iii) 身分証明書等の携帯</b> 情報システム管理者によつて、職員等及び外部委託事業者が管理区域に入室する際は、身分証明書等を携帯させている。	□管理区域入退室基準/手続 □管理区域の視察により、職員等及び外部委託事業者の身分証明書の携帯状況や、身分証明書等を携帯しない者への身分証明書等の提示を促しているか、確認がある。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の視察により、職員等及び外部委託事業者の身分証明書の携帯状況や、身分証明書等を携帯しない者への身分証明書等の提示を促しているか、確認がある。	4.2.(2)②	11.1.2	
61		○	<b>iv) 外部訪問者の立ち入り区域制限及び区別</b> 外部訪問者が管理区域に入る場合、情報システム管理者によつて、必要に応じて立ち入り区域が制限され、当該区域への入退室許可されている職員が同行するとともに外見上職員等と区別できることが講じられている。	□管理区域入退室基準/手続 □管理区域入退室記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の視察により、訪問者が管理区域に入る場合、立ち入り区域の制限や、当該区域への入退室を許可している職員の同行、チームフレンド等の着用を行っているか確認がある。	4.2.(2)③	11.1.2	
			<b>v) 管理区域への機器等の持込み制限</b> 情報システム管理者によつて、機密性の高い情報資産を扱うシステムを設置している管理区域に当該情報システムを持ち込まない場合は個人所有である機器等を持ち込ませていな。	□管理区域入退室基準/手続 □管理区域入退室記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、機密性2以上の情報資産を扱うシステムを設置している管理区域への入退室の際、当該情報システムに関連しない、または個人所有であるコーヒータイム端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませていないか確認がある。	4.2.(2)④	11.1.5	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連するJISQ27002 番号	留意事項
4. 物理管理区域(情報システム室等)のセキュリティ 4.2. (3) 機器出入	62		I) 管理区域への機器等の搬入出に關わる基準及び手続	□機器搬入出基準/手続 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエーにより、管理区域への搬入出又は情報システム管理者による基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	4.2.(3) 4.2.(3)	11.1.5 11.1.6	JISQ27002 11.1.5 11.1.6	・可能であれば許可されないアクセスを遮けるために、搬入口は管理区域から離すことが望ましい。
	63		II) 機器等の搬入	□機器搬入出基準/手続 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエーにより、職員又は委託した業者が搬入する機器等が既存の情報システムに影響を与えないか確認しているか確認かめる。	4.2.(3) 4.2.(3)①	11.1.5 11.1.6	JISQ27002 11.1.5 11.1.6	
	64		III) 機器等の搬入出時の立会い	□機器搬入出基準/手続 □管理区域入退室記録 □機器搬入出記録 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューエーにより、機器等の搬入出の際に職員が立会つているか確認かめる。	4.2.(3) 4.2.(3)②	11.1.5 11.1.6	JISQ27002 11.1.5 11.1.6	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用する文書の例	情報セキュリティポリシーが適用する文書番号	留意事項
4. 物理的通信回線及び通信回線装置のセキュリティの管理	4.3.1		I) 通信回線及び通信回線装置に関する基準	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター(以下、同内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が定められ、文書化されている。	4.3.1 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター(以下、同内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が承認されているか確認がめる。)	9.1.2 13.1.1	
65 ○	66 ○		II) 通信回線及び通信回線装置の管理	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター(以下、同内の通信回線及び通信回線装置が管理基準に従って管理されている。	4.3.① 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター(以下、同内の通信回線及び通信回線装置の管理状況について確認がめる。また、執務室や管理区域の視察により、ネットワークの配線状況を確かめる。	9.1.2 13.1.1	
67	68		III) 通信回線及び通信回線装置に関する保管文書の保管	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター及び文書保管場所により、通信回線及び通信回線装置に關連する文書が適切に保管されている。	4.3.① 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター及び文書保管場所により、通信回線及び通信回線装置に關連する文書が適切に保管されていることを確かめる。	9.1.2 13.1.1	
69	70		IV) 外部ネットワーク接続ポートの制限	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への外部ネットワークへの接続ポートが必要最低限に限定されている。	4.3.② 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への外部ネットワークへの接続ポートが設けられていないか、確かめる。	9.1.2 13.1.1	
			V) 行政系ネットワークの構成	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への行政系のネットワーク(LGWN)に集約されているか確認がめる。	4.3.③ 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター(以下、行政系のネットワークが総合行政ネットワーク(LGWN)に集約されてい。	—	・合理的な理由がある場合は、集約されないことがある。
			VI) 通信回線の選択	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者への機密性の高い情報資産を取扱う場合に、機密性の高い情報システムに通信回線を接続する場合、セキュリティ水準に見合つた適切な回線が選択されているか確認がめる。	4.3.④ 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タピューター(以下、機密性の高い情報資産を扱う場合は、専用線やVPN回線等を用いること。	9.1.2 13.1.1	・例えば、機密性の高い情報資産を扱う場合は、専用線やVPN回線等を用いること。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
4. 4.3. 物理通信回線及び通信回線装置の管理	71		<b>vi) 送受信情報の暗号化</b> 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、機密性の高い情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。	□ネットワーク管理基準 □システム運用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、機密性2以上上の情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。	4.3.④	9.1.2 13.1.1	・暗号化については、No.194～196も関連する項目であることを参考にすること。
	72		<b>vii) 通信回線のセキュリティ対策</b> 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、伝送途上の情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないよう、通信回線として利用する回線に対策が実施されている。	□ネットワーク管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、伝送途上の情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように保護されているかが確認される。また、適切なアクセス制御が実施されているか、及び業務遂行に必要な回線が確保されているか確認がある。	4.3.⑤	13.1.1 13.1.2	・通信回線の断線、通信機器の故障のための装置、ケーブル類の予備在庫をもつことが望ましい。 ・可用性の観点から必要な通信回線を確保することが望ましい。
	73		<b>ix) 通信回線の可用性</b> 統括情報セキュリティ責任者によつて、可用性2以上の情報を取扱い拠点情報システムが接続される通信用回線は、継続的な運用を可能とする回線が選択されている。	□ネットワーク管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより 可用性2以上の情報を取り扱う情報システムが接続される通信用回線について、継続的な運用を可能とする回線が選択されているか確認する。また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置が講じられているか確認する。	4.3.⑥	13.1.2 17.2.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	情報セキュリティ評価の例	関連する文書番号	留意事項
4. 職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理	4.4.74		i) パソコン等の端末の管理基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのペーパーレス化が定められ、文書化されている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのペーパーレス化が定められ、文書化され、正式に承認されているが確認できる。	4.4.1 11.2.1	・定期的に端末管理体制帳と実数を点検し、紛失、盗難等の情報セキュリティシーディングの情報登録の早期発見に努めることが望ましい。
	4.4.75		ii) パソコン等の盗難防止対策 情報システム管理者によって、執務室等のパソコン等の端末に盗難防止対策が講じられている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペータビューア及び執務室等の視察により、パソコン等の端末のワイヤー固定、モバイル等の盗難防止の対策が講じられるが確認できる。	4.4.① 11.2.1	
	4.4.76		iii) 電磁的記録媒体の盗難防止対策 情報システム管理者によって、電磁的記録媒体の盗難防止対策が講じられている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペータビューア及び執務室等の視察により、電磁的記録媒体について、情報を消去される必要がないか確認できる。	4.4.① 11.2.1	
	4.4.77	○	iv) ログイン認証設定 情報システム管理者によって、情報システムへのログイン時に認証情報を入力をする設定されている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペータビューア及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、パソコン等にログインする時に認証情報を入力をするよう設定されているが確認できる。	4.4.② 9.2.1 9.2.2 9.4.2 9.4.3	・パスワードの管理及び取扱いについては、No.1.35～141、22.9～23.1も関連する項目であることから参考にするごと。 ・ログイン時のシステム設定については、No.228も関連する項目であることから参考すること。
	4.4.78	○	v) パスワードの使用 情報システム管理者によって、端末の電源起動時のパスワード（BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等）の併用が行われている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペータビューア及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等が併用されているが確認できる。	4.4.③ 9.2.4	・管理用パスワードは必要な限りの者で管理されるごと。 ・担当変更等が実施された場合は、同時にパスワードを変更することが望ましい。
	4.4.79	○	vi) 多要素認証の利用 情報システム管理者によって、多要素認証が行われている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペータビューア及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、多要素認証が行われているか確認できる。	4.4.④ 9.2.1 9.2.2	・多要素認証はマイナンバー利用事務系では必須事項、LGWAN接続系では推奨事項とする。
	4.4.80		vii) 暗号化機能の利用 情報システム管理者によって、パソコン等の端末の暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されている。	□パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのペータビューア及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、データ暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されているか確認できる。	4.4.⑤ 10.1.1	

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連する文の番号	留意事項
4.4. 物理的利用のセキュリティ	81	<b>viii) 電磁的記録媒体の暗号化</b> 情報システム管理者によつて、データ暗号化機能を備える電磁的記録媒体が利用されてゐる。	<input type="checkbox"/> パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビューア及び執務室等の電磁的記録媒体のサンプリング確認により、データ暗号化機能を備える電磁的記録媒体が利用されているか確かめる。	4.4.⑤ 10.1.1	
4.4. 物理的利用のセキュリティ	82	<b>ix) 遠隔消去機能の利用</b> 情報システム管理者によつて、モバイル端末の行外での業務利用の際に、遠隔消去機能等の措置が講じられている。	<input type="checkbox"/> パソコン等管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのヒンタビュー及びモバイル端末のサンプリング確認により、遠隔消去機能が利用されているか確かめる。	4.4.⑥ 8.3.1 8.3.2 11.2.6	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する USQ27002 番号	留意事項
5. 5.1. (1) 人的職員等の遵守事項セキュリティ	83	○	I) 情報セキュリティポリシー等遵守の明記	□情報セキュリティポリシー □職員等への周知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより職員等の情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守や、情報セキュリティ対策に基づいて不明な点及び遵守が困難な点等がある場合に職員等がるべき手順について文書化され、正式に承認されているか確認かめる。また、文書が職員等に周知されているか確認かめる。	5.1.(1)(1)	5.1.1	
5. 5.1. (1) 職員等の遵守事項① 情報セキュリティポリシー等の遵守	84	○	II) 情報セキュリティポリシー等の遵守	□情報セキュリティポリシー □実施手順	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守を確認かめる。また、情報セキュリティ対策について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰げる体制が整備されているか確認かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確認かめる。	5.1.(1)(1)	5.1.1	・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況 の確認及び対処について、N.395～396に開運する項目であることから参考にすること。
5. 5.1. (1) 職員等の遵守事項② 業務以外の目的での使用の禁止	85	○	I) 情報資産等の利用基準	□情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを禁止することが定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等の業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスの禁止について文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	5.1.(1)(2)	—	
5. 5.1. (1) 職員等の遵守事項③ 情報セキュリティポリシー等の遵守	86	○	II) 情報資産等の業務以外の目的での使用	□端末ログ □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスが行われていないか確認かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認かめる。	5.1.(1)(2)	—	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	「情報セキュリティポリシー」の例 文の番号	開運する JISQ27002 番号	留意事項
5. 人的 職員等の セキュリティ 基準及び手続 の遵守事項 ③	5.1. (1) モバイル端末や電磁的記録媒体の特 徴出し及び外部における情報処理作業の 基準及び手続	87	モバイル端末や電 磁的記録媒体の特 徴出し及 び外部に における情 報処理作 業の制限	□端末等特出・持込基準/ 手続 □序外での情報処理作業 基準/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、機密性2 以上、可用性2、機密性、可用性、完全性2の情報資産を外部で処理する 場合の安全管理措置について文書化され、正式に承認 されているか確かめる。	5.1.(1)③	6.2.1 6.2.2 11.2.6	・損傷・盗難・傍受といつ たセキュリティリスクを考 慮し、作業場所に応じた 最も適切な安全管理措置を導入 することが望ましい。 ・外部で業務を行ったために 端末等を使用する場合の 情報セキュリティ対策は、 府内の安全対策に加え、 安全管理に関する追加 的な措置をとることが望ま しい。
88 ○	ii) 情報資産等の外部特出制限		職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、 情報資産及びソフтверアを外部に持ち出す 場合、情報セキュリティ管理者により許可を得 ている。	□端末等特出・持込基準/ 手続 □序外での情報処理作業 基準/手續 □端末等特出・持込申請書 /承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員 等へのインタビューにより、職員等がモバイル端末、電磁 的記録媒体、情報資産及びソフтверアを外部に持ち出 す場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確 かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施 して確かめる。	5.1.(1)③ (イ)	6.2.1 6.2.2 11.2.6	・紛失・盗難による情報 漏えいを防止するため、 暗号化等の適切な処置を して提出することが望ま しい。
89 ○	III) 外部での情報処理業務の制限		職員等が外部で情報処理作業を行なう場合は、 情報セキュリティ管理者による許可を得てい る。	□序外での情報処理作業 基準/手續 □序外作業申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員 等へのインタビューにより、職員等が外部で情報処理作業 を行なう場合、情報セキュリティ管理者から許可を得てい るか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査 を実施して確かめる。	5.1.(1)③ (ウ)	6.2.1 6.2.2 11.2.6	・情報漏えい事故を防止 するため、業務終了後は やがてに勤務地に情報 資産を返却することが望 ましい。
(1) 職員等の 遵守事項 ④	i) 支給以外のパソコン、モバイル端末及 び電磁的記録媒体の業務利用基準及び 手続	90 ○	支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記 録媒体を用いる場合の基準及び手続につ いて定められ、文書化されている。	□端末等特出・持込基準/ 手続 □支給以外のパソコン等使 用申請書/承認書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、支給 以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記 録媒体を用いる場合の基準及び手続につ いて定められ、文書化されている。	5.1.(1)④	8.2.3 11.2.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	開運する JISQ27002 番号	留意事項
5. 5.1. (1) 職員等の遵守事項 セキュリティ	91	ii) 支給以外のパソコン、モバイル端末及 び電磁的記録媒体の利用制限	□ 支給以外のパソコン等使 用申請書/承認書 □ 支給以外のパソコン等使 用基準/実施手順	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が情報処理作業を行 う際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録 媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得 ているか確認める。また、端末ロック機能が行わ れていることや、端末ロック機能並びに遠隔消去機能が 利用できること、機密性の定められた端末のセキュリティに關 する実施手順に従い、情報セキュリティ責任者による許可を得ている。また、機密性の高い情 報資産の支給以外のパソコン、モバイル端末 及び電磁的記録媒体による情報処理作業は 行われていない。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が情報処理作業を行 う際に支給以外のパソコン等使 用申請書/承認書 □ 支給以外のパソコン等使 用基準/実施手順	5.1.(1)④	6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6	
92	iii) 支給以外のパソコン、モバイル端末及 び電磁的記録媒体の庁内ネットワーク接 続	○	□ 庁外での情報処理作業 基準/手順 □ 支給以外のパソコン等使 用申請書/承認書 □ 支給以外のパソコン等使 用基準/実施手順	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、モバイル 端末及び電磁的記録媒体を庁内ネットワークに接続する ことを許可する場合は、シングララント環境やセキュア ブローザの使用、ファイル暗号化機能を持つアプリケー ションでの接続のみを許可する等の情報セキュリティ対策が講 じられているか確認める。必要に応じて、職員等へのアン ケート調査を実施して確認かめる。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、モバイル 端末及び電磁的記録媒体を庁内ネットワークに接続する ことを許可する場合は、シングララント環境やセキュア ブローザの使用、ファイル暗号化機能を持つアプリケー ションでの接続のみを許可する等の情報セキュリティ対策が講 じられているか確認かめる。必要に応じて、職員等へのアン ケート調査を実施して確認かめる。	5.1.(1)④	13.1.1 13.1.2	
(1) 職員等の遵守事項 セキュリティ	93	i) 端末等の持出・持込基準及び手続	□ 端末等持出・持込基準/ 手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、端末等 の持ち出し及び持ち込みに関する基準及び手続が文書 化され、正式に承認されているか確認かめる。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、端末等 の持ち出し及び持ち込みに関する基準及び手続が文書 化され、正式に承認されているか確認かめる。	5.1.(1)⑤	11.2.5	
94	ii) 端末等の持出・持込記録の作成	○	□ 端末等持出・持込基準/ 手続 □ 端末等持出・持込申請書/ 承認書	監査資料のレビューと持込基準 により、端末等の持 出及び持ち込みの記録が作成され、保 管されているか確認かめる。	監査資料のレビューと持込基準 により、端末等の持 出及び持ち込みの記録が作成され、保 管されているか確認かめる。	5.1.(1)⑤	11.2.5	・記録を定期的に点検 し、紛失、盗難が発生し ていないか確認すること が望ましい。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
5. 人的職員等の遵守事項	(1) ⑥ キュリティ設定変更基準及び手続	95	I)パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更基準及び手続	□端末等セキュリティ設定変更基準/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は統括情報責任者によって、パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定を変更する場合の基準及び手続について定められ、文書化されている。	5.1.(1)(6)	12.1.2	
	⑦ キュリティ設定変更制限	96	II)パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定変更制限	□セキュリティ設定変更申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、パソコンやモバイル端末におけるセキュリティ設定の変更が必要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得てから離かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)(6)	12.1.2	
(1) 職員等の遵守事項	⑧ 機上の端末等の取扱基準	97	I)機上の端末等の取扱基準	□クリアデスク・クリアスクリーン基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、離席時のパソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体、文書等の取扱基準が文書化されている。	5.1.(1)(7)	11.2.9	
	○ 機上の端末等の取扱	98 ○	II)機上の端末等の取扱	□クリアデスク・クリアスクリーン基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビュー、移動の観察により、モバイル端末の画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覗されない場所への保管といった、情報資産の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覗されることを防止するため適切な措置が講じられている。	5.1.(1)(7)	11.2.9	
(1) 職員等の遵守事項	⑨ 退職時等の遵守事項	99	I)退職時等の遵守事項	□職務規程	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、異動、退職等により業務を離れる場合の遵守事項が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	5.1.(1)(8)	7.3.1 8.1.4	・退職時等には、認証用のICカード等を確実に返却させる。その他の法令遵守について、No.322～323も関連する項目であることから参考にすること。
	○ 退職時等の情報資産の取扱い	100	II)退職時等の情報資産の取扱い	□職務規程	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、異動、退職等により業務を離れる場合、利用していた情報資産が返却されているか確かめる。また、異動、退職後も業務上知り得た情報を漏らさないように周知されているか確かめる。	5.1.(1)(8)	7.3.1 8.1.4	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
5、人的職員等の非常勤及び臨時職員への対応基準	5.1. (2)	101	①)非常勤及び臨時職員への対応基準	□非常勤及び臨時職員への対応基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより情報セキュリティに關し非常勤及び臨時職員への対応が確かめる。	5.1.(2) ①～③	6.1.1	
非常勤及び臨時職員への対応基準	(2)	102	②)非常勤及び臨時職員への対応基準	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより情報セキュリティポリシー等のうち、採用時及び臨時職員に理解させた事項が、非常勤及び臨時職員によつて実施、遵守されているか確認する。必要に応じて、非常勤及び臨時職員へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(2)① 7.2.2	7.1.2 7.2.2	・情報セキュリティに関する研修・訓練について は、No.109～120も関連する項目であることを参考にすること。
非常勤及び臨時職員の情報セキュリティの遵守	(2)	103	①)非常勤及び臨時職員の情報セキュリティの遵守	□同意書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、非常勤及び臨時職員採用時に、業務の内容に応じて、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めているか確認する。	5.1.(2)②	7.1.2	・同意書への署名は必須ではなく、業務の内容に応じて、必要と判断される場合に行う。
非常勤及び臨時職員のインターネット使用制限	(2)	104	②)非常勤及び臨時職員のインターネット使用制限	□ネットワーク管理基準 □電子メール利用基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビュー及び勤務室の規範により、インターネット及び電子メールの使用が業務上必要ない非常勤及び臨時職員には使用できないように制限されているか確認する。	5.1.(2)③	9.2.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	開運する USQ27002 番号	留意事項
5. 5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の公表	105		I) 情報セキュリティポリシー等の公表	□情報セキュリティポリシー 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、職員等が常に情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるよう掲示することが定められている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビュー及び実施手順を閲覧できるよう掲示することが定められている。	5.1.(3)	5.1.1	
	106 ○		II) 情報セキュリティポリシー等の掲示	□職員等への周知記録 情報セキュリティ管理者によって、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示されている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビュー及び実施手順を閲覧できるよう掲示されている。	5.1.(3)	5.1.1	
(4) 外部委託事業者の情報セキュリティポリシー等遵守の説明書	107		I) 外部委託事業者の情報セキュリティポリシー等遵守の説明書	□情報セキュリティポリシー 外部委託管理基準 ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託業者に委託する場合、範囲情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシー責任者によって、外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受ける事業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないことが文書化され、正式に承認されているか確認める。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を委託する外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受ける事業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しているか確認める。	5.1.(4)	15.1.1 15.1.2	
	108 ○		II) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等遵守の説明	□業務委託契約書 外部委託管理基準 ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託業者に委託する場合、情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティポリシー等のうち、外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受ける事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を委託する外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受ける事業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認める。	5.1.(4)	15.1.1 15.1.2	・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・外部委託事業者に対して、要約の遵守等について、必要に応じ立ち入り検査を実施すること。 ・外部委託に関する事項については、No.328～332も関連する項目であることを参考にすること。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
5. 5.2. (1) 情報セキュリティに関する研修・訓練	109	CISOによる、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認され、文書化されている。	i) 情報セキュリティに関する研修・訓練の実施基準	□研修・訓練実施基準 CISOによって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する研修・訓練が正式に承認されているか確認される。	5.2.(1)～(4)	7.2.2	
	110 ○		ii) 情報セキュリティ研修・訓練の実施	□研修・訓練実施基準 CISOによって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認される。	5.2.(1)	7.2.2	
	111	(2) 研修計画の策定及び実施	i) 研修計画の策定及び承認	□研修・訓練実施基準 CISOによって、情報セキュリティに関する研修計画の策定と実施体制の構築が定期的に行われ、情報セキュリティ委員会で承認されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する研修計画の策定と実施体制の構築が定期的に行われているか確認される。また、情報セキュリティ委員会に承認されているか確認される。	5.2.(2)①	7.2.2	・研修計画には情報セキュリティ人材の育成も含まれていることが望ましい。
	112		ii) 情報セキュリティ研修計画	□研修・訓練実施基準 職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されているか確認される。	5.2.(2)②	7.2.2	
	113		iii) 採用時の情報セキュリティ研修の実施	□研修・訓練実施基準 新規採用の職員等を対象に、情報セキュリティに関する研修が実施されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、新規採用の職員等を対象に、情報セキュリティに関する研修が実施されているか確認される。	5.2.(2)③	7.2.2	
	114		iv) 情報セキュリティ研修の内容の設定	□研修・訓練実施基準 研修の内容は、職員等の役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものになっている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、研修の内容が、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム担当者及びその他職員等に対して、自己的責任・義務・権限を理解できるよう、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものになっているか確認される。	5.2.(2)④	7.2.2	・研修内容は、毎回同じ内容ではなく、内部監査の結果や社内外での情報セキュリティ等シミュレーションの発生状況等を踏まえ、継続的に更新するなど、職員等が具体的に行動すべき事項を考慮することが望ましい。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する ISQ927002 番号	留意事項
5. 人的研修・訓練の策定及び実施	5.2. (2)		v) 情報セキュリティ教育実施状況の記録及び報告	□研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練にに関するアンケート	教育の実施記録、受講記録をもとに、教育の実施状況が統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に報告されている。	5.2.(2)⑤	7.2.2	
	115		vi) 情報セキュリティ教育実施状況の分析、評価及び報告	□研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練にに関するアンケート	統括情報セキュリティ責任者により教育・訓練結果に対し分析結果のフィードバックが行われているか確認する。また、分析結果やフィードバック内容などが教育・訓練の実施状況とともにCISOに報告されるか確認する。	5.2.(2)⑥	7.2.2	
	116		vii) 情報セキュリティ研修の実施報告	□研修・訓練実施基準 □研修・実施報告書 □情報セキュリティ委員会議事録	CISOによって、情報セキュリティ研修の実施状況について、毎年度1回、情報セキュリティ委員会に報告されている。	5.2.(2)⑦	7.2.2	・幹部を含めた全ての職員等が参加しているかの確認が必要である。
	117		1)緊急時対応訓練の実施計画	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練実施報告書	CISOによって、緊急時対応を想定した訓練計画について定められ、文書化されている。	5.2.(3)	7.2.2	
5. 人的研修・訓練	5.2. (3)		ii)緊急時対応訓練の実施	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施報告書	CISOによって、緊急時対応を想定した訓練が実施されている。	5.2.(3)	7.2.2	・緊急時対応計画についでは、No.3.14～3.17も関連する項目であることから参考にすること。
	118		1)研修・訓練への参加	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	すべての職員等が定められた研修・訓練に参加している。	5.2.(4)	7.2.2	
	119		(4) 研修・訓練への参加	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	研修・訓練に参加しているが確認する。			
	120							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	「情報セキュリティガーディアン」の例文の番号	「情報セキュリティガーディアン」の例文の番号	関連する規範の番号	留意事項
5. 人的情報セキュリティインシデントの報告	5.3.1	○	①情報セキュリティインシデントの報告 手順	□情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合、報告手順が定められ、文書化され、正式に承認されているか確認する。	5.3.(1)～(3)	5.3.(1)～(3)	16.1.2 16.1.3	・報告ルートは、団体の意思決定ルートに整合していることが重要である。
(1) 内での情報セキュリティインシデントの報告	121	○	②府内での情報セキュリティインシデントの報告 手順	□情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合、報告手順が定められ、文書化されている。	5.3.(1)	5.3.(1)	16.1.2 16.1.3	
(2) 住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告	122	○	③住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告 手順	□情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合、報告手順が定められ、文書化されている。	5.3.(1)	5.3.(1)	16.1.2 16.1.3	
(3) 情報セキュリティインシデントの監査	123	○	④住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告 手順	□情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合、報告手順が定められ、文書化されている。	5.3.(1)	5.3.(1)	16.1.2 16.1.3	
II) 情報セキュリティインシデントの監査	124	○	⑤情報セキュリティインシデントの監査 設備	□情報セキュリティインシデントによって、情報セキュリティインシデントに対する情報セキュリティインシデントを受けるための窓口設置及び、当該窓口への連絡手段について定められ、公表されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □住民に対する広報記録 □情報セキュリティインシデントについて住民等外部から報告を受けるための窓口設置及び、当該窓口への連絡手段について定められ、公表されている。	5.3.(2)	5.3.(2)	16.1.2 16.1.3	
III) 情報セキュリティインシデントの原因	125	○	⑥情報セキュリティインシデントの原因 原因・記録・再発防止等	□情報セキュリティインシデントによって、情報セキュリティインシデントを引き起した部門の当該責任者によって、情報セキュリティインシデントの発生から対応までの記録が作成、保存されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを引き起した部門の当該責任者によって、情報セキュリティインシデントの発生から対応までの記録が作成、保存されている。	5.3.(3)	5.3.(3)	16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5	・情報セキュリティインシデントの分析結果は、情報セキュリティボリュームの見直しに活用されること ・他部門も含めて同様の情報セキュリティインシデントの再発を防止するため全庁横断的に再発防止策を検討する必要がある。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文書番号	関連する規格 番号	留意事項
5.4. (1) ID及びパスワード等の取扱い、セキュリティ等の管理	126		<b>i) 認証用ICカード等の取扱いに関する基準及び手続</b> 認証用ICカード等は情報システムセキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンの取扱いに関する基準と手続が文書化され、正式に承認されているが確認が求められる。	□ ICカード等取扱基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、認証用のICカードやUSBトークンの取扱いに関する基準と手續が文書化され、正式に承認されているが確認が求められる。	5.4.(1)① 文	9.2.1 9.2.2	
	127		<b>ii) 認証用ICカード等の共有禁止</b> 認証用ICカード等は職員等間で共有されてもよい。	□ ICカード等取扱基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンなどが職員等間で共有されてないか確認が求められる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が求められる。	5.4.(1)① (ア)	9.2.1 9.2.2	
	128	○	<b>iii) 認証用ICカード等の放置禁止</b> 認証用ICカード等を業務上必要といまいときは、カードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から抜かれていっている。	□ ICカード等取扱基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー及び執務室の視察により、業務上不要な場合にICカードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトークンが抜かれているか確認が求められる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認が求められる。	5.4.(1)① (イ)	9.2.1 9.2.2	
	129	○	<b>iv) 認証用ICカード等の紛失時手順</b> 認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせている。	□ ICカード等取扱基準 □ ICカード紛失届書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、紛失した認証用ICカードが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているが確認が求められる。	5.4.(1)① (ウ)	9.2.1 9.2.2	
	130	○	<b>v) 認証用ICカード等の紛失時対応</b> 認証用ICカード等の紛失連絡があつた場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による対応がどうされている。	□ ICカード等取扱基準 □ ICカード等管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、紛失した認証用のICカードやUSBトークンを使用したアクセス等が速やかに停止されているが確認が求められる。	5.4.(1)②	9.2.1 9.2.2	
	131	○	<b>vi) 認証用ICカード等の回収及び処理</b> ICカード等を切り替える場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、切替え前のカードが回収され、不正使用されないような措置が講じられている。	□ ICカード等取扱基準 □ ICカード等管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンを切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトークンが回収され、破壊すれば複数不可能な処理を行った上で廃棄されているが確認が求められる。	5.4.(1)③	9.2.1 9.2.2	・回収時の個数を確認し、紛失・盗難が発生していないか確実に確認することが望ましい。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例文の番号	関連するUSQ27002番号	留意事項
5. 人的ID及びパスワード等の管理体制	5.4. (2) 132		i) 職員等のID取扱基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によるIDの取扱いに関する基準が定められ、文書化されている。	□ID取扱基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、IDの取扱基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	5.4.(2)	9.2.1 9.2.2	・利用者IDの取扱いについては、No.208～211を関連する項目であること。 ・参考にすること。
	133		ii) 職員等のID貸与禁止 職員等に個人毎に付与されているIDを他人に利用させていない。	□ID取扱基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、職員等が利用するIDを他人に利用させていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	5.4.(2)	9.2.1 9.2.2	
	134		iii) 共用IDの利用制限 共用IDを利用する場合、共用IDの利用者以外の利用が制限されている。	□ID取扱基準 □ID管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューより、共用IDの利用者が特定されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	5.4.(2)	9.2.1 9.2.2	
(3) パスワードの取扱い	135		i) 職員等のパスワードの管理基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によるパスワードの取扱いに関する基準が定められ、文書化されている。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューや、IDの取扱いに関する文字列に設定したりしないように取扱われているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	5.4.(3)	9.3.1	・パスワードに関する情報の管理について、No.229～231も関連する項目であることから参考にすること。
	136 ○		ii) パスワードの取扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に知られないよう取扱われている。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューや、他人が容易に想像できるような文字列について照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないように取扱われているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	5.4.(3)	9.3.1～③	・最短6文字以上で、次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の電話番号(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列ではないこと。
	137 ○		iii) パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューや、パスワードが流出したおそれがある場合、運営やかねに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	5.4.(3)	9.3.1 9.3.4	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例文の番号	関連する規格の例文の番号	留意事項
5.4. ID及びパスワードの取扱い、機密性の高い複数の情報システムを扱う職員等のパスワード等の管理	5.(3) 138		<b>iv) 同一パスワードの使用禁止</b> 同一のパスワードが複数の情報システムを扱う職員等のパスワードは、当該情報システム間で異なるように設定されている。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、機密性の非常に高い複数の情報システムを扱う職員等が、当該情報システム間で同一パスワードを使用しないことを確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)⑤ 9.3.1	ISO27002	
	139		<b>v) 仮パスワードの変更</b> 仮パスワードは、最初のログイン時に変更されている。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューにより、仮パスワードが最初ログイン時に変更されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。また、サンプリングにより仮パスワードが残っていないかを確認する。	5.4.(3)⑥ 9.3.1	仮パスワードの中には初期パスワードを含んでいることに留意する。	
	140	○	<b>vi) パスワード記憶機能の利用禁止</b> サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されている。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、熱勝室の観察により、サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードが記憶されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)⑦ 9.3.1		
	141		<b>vii) パスワードの共有禁止</b> 職員間でパスワードが共有されない。	□パスワード管理基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、職員間でパスワードが共有されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)⑧ 9.3.1	ただし共有IDのパスワードは除く。	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが開示する文書番号	留意事項
6. 6.1. (1) 文書サーバーへの設定基準	142		i) 文書サーバーによる設定基準	□文書サーバー設定基準 □文書サーバー操作基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのレビューに文書サーバーに関する認定基準が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。	[6.1.(1)] 9.1.1 9.4.1	
6. 6.1. (2) バックアップの実施	143		ii) 文書サーバーへの容量設定と職員等への周知	□文書サーバー設定基準 □職員等への周知記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのバックアップにより、職員等が使用できる文書サーバーの容量が監査資料のレビューにより、職員等が使用できる文書サーバーの容量が設定され、職員等に周知されているか確認がめる。	[6.1.(1)] —	
	144 ○		iii) 文書サーバーの構成	□文書サーバー設定基準	監査資料のレビューと情報システム管理者へのバックアップ及びパソコン等の端末からの操作により、文書サーバー及び職員等の単位で構成され、職員等が他課課室等のフルダル及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されているか確認がめる。	[6.1.(1)] 9.1.1 9.4.1	
	145 ○		iv) 文書サーバーのアクセス制御	□文書サーバー設定基準 □文書システム管理者によつて、特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないよう、別途ディレクトを作成する等のアクセス権限が行なわれているか確認がめる。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのバックアップ及びパソコン等の端末からの操作により、住民の個人情報や人事記録といった特定の職員等しか取扱えないとして、担当外の職員等によって閲覧及び使い難いデータにつけて、別途ディレクトを作成する等のアクセス制御が行なわれているか確認がめる。	[6.1.(1)] 9.1.1 9.4.1	
(2) バックアップの実施	146		i) バックアップによる基準及び手順	□バックアップ基準 □バックアップ手順 □リストア手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのレビューに文書化された情報のバックアップに関する基準及び手順が定められ、文書化されている。	[6.1.(2)] 9.1.1 9.4.1	12.3.1
	147 ○		ii) バックアップの実施	□バックアップ基準 □バックアップ手順 □バックアップ実施記録 □リストア手順 □リストアテスト記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのバックアップ及び管理区域あるいは執務室の強制により、ファイルサーバー等に記録された情報について定期的にファイルサーバー等に記録された情報のバックアップが実施されているか確認がめる。また、バックアップ処理の成否の確認がれる。災害等による同時被災を回避するためバックアップデータの別施設等への保管、リストアテストによる検証が行われているか確認がめる。	[6.1.(2)] 9.1.1 9.4.1	12.3.1 ・サーバーの冗長化について ・データの冗長化する項目であることを参考すること。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
6. 6.1. (3) 技術的セキュリティコンピュータ及びネットワークの管理	148	①他団体との情報システムに関する情報等の交換の取扱いに関する基準	□情報及びソフトウェアの交換基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情報システムに関する情報及びトゥエアを交換する場合に文書化され、正式に承認されているか確認ある。	[6.1.(3)]	[6.1.3]	[13.2.1] [13.2.2] [15.1.2]	
	149	②他団体との情報システムに関する情報等の交換の取扱いに関する基準	□情報及びソフトウェアの交換基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情報システムに関する情報及びトゥエアを交換する場合に文書化され、正式に承認されているか確認ある。	[6.1.(3)]	[6.1.3]	[13.2.1] [13.2.2] [15.1.2]	・必要に応じて、他団体との間において契約を取り交わすこと方が望ましい。この契約におけるセキュリティの扱いは、開発する業務情報の重要度やリスクを低減させることが望ましい。
(4) システム管理記録及び作業の確認	150	①システム管理記録及び作業の確認に關する基準	□システム運用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの運用及び変更等の作業を記録し管理することや、システム変更等の作業を確認するなどの基準が文書化され、正式に承認されているか確認ある。	[6.1.(4)]	[6.1.2] [12.1.1] [12.1.2]	[12.4.3] [12.5.1] [14.2.2]	
	151 ○	②情報システム運用の作業記録作成	□システム運用基準 □システム運用作業記録	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの運用において実施した作業記録が作成され、管理されているか確認ある。	[6.1.(4)]	[6.1.4]①	[12.4.3]	
	152	③システム変更等作業の記録作成及び管理	□システム運用基準 □システム変更等作業記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、所管するシステムの変更等の作業記録が作成され、詐取、改ざん等されないよう管理されているか確認ある。	[6.1.(4)]	[6.1.4]②	[12.1.2] [12.4.3] [12.5.1] [14.2.2]	
	153	④システム変更等作業の確認	□システム運用基準 □システム変更等作業記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者又は情報システム担当者及び操作を認められた外部委託事業者がシステム変更等を行なう場合は、2名以上で作業し、互いでその作業内容を確認しているか確認ある。	[6.1.(4)]	[6.1.2] [12.4.3] [15.1.2] [15.2.1]		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連する文書番号	留意事項
6. 6.1. (5) 情報システム仕様等の管理基準	154		I) 情報システム仕様等の管理	□情報システム基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク構成図、情報システム仕様書等の情報システム仕様書等の情報が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	6.1.(5)	—
(6) ログの管理	155 ○		II) 情報システム仕様等の管理	□情報システム基準 □システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク構成図、情報システム仕様書等の情報システム仕様書等の情報が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	6.1.(5)	—
			I) ログ等の取得及び保存	□システム運用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ログ等の取扱いが文書化され、正式に承認されているか確認がある。	6.1.(6)	12.4.1 12.4.2
	156 ○		II) ログ等の取得及び保存	□ログ □システム稼働記録 □ログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録が取得され、一定期間保存されているか確認がある。	6.1.(6)①	12.4.1
	157 ○		III) ログ等の改ざん、隠消去等の防止	□システム運用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ログ等が仕様どおりに取得され、詐取・改ざん、隠消去等されないように必要な措置が講じられているか確認がある。	6.1.(6)②	12.4.2
	158		IV) ログ等の点検、分析	□システム運用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、悪意のある第三者による不正なアクセスや不正操作を行っているか確認するため、ログ等を定期的に点検、分析を行っているか確認がある。	6.1.(6)③	12.4.2
	159						

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが文の番号	関連するJISQ27002番号	留意事項
6. 6.1. (7) コンピュータ及びネットワークの管理	160		<b>i) 障害記録の記録及び保存に関する基準</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、障害記録の記録及び保存に関する基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 障害対応基準 <input type="checkbox"/> 障害報告書 <input type="checkbox"/> 障害時のシステム出力ログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、職員等から又は問題等の記録及び保存に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認)。	6.1.(7)	12.4.1 12.4.2	
(8) ネットワークの接続制御、経路制御等	161	○	<b>ii) 障害記録の保存</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による、障害記録が適正に保存されている。	<input type="checkbox"/> 障害対応基準 <input type="checkbox"/> 障害報告書 <input type="checkbox"/> 障害時のシステム出力ログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、職員等から又は問題等の記録及び保存に関する基準が文書化され、正式に承認され、適正に保存されているか確認)。	6.1.(7)	12.4.1 12.4.2	
(8) ネットワークの接続制御、経路制御等	162		<b>i) ネットワークの接続制御、経路制御等に関する基準</b> 統括情報セキュリティ責任者によって、ネットワークの接続制御、経路制御等に関する基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> ネットワーク設定基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、ネットワークの接続制御、経路制御等に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認)。	6.1.(8)	9.1.2 13.1.1	
(8) ネットワークの接続制御、経路制御等	163	○	<b>ii) ファイアウォール、ルータ等の設定</b> 統括情報セキュリティ責任者によって、ファイアウォール及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等が設定されている。	<input type="checkbox"/> ネットワーク設定基準 <input type="checkbox"/> ネットワーク構成図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、ファイアウォール及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定しているか確認)。	6.1.(8)①	13.1.1 13.1.2	・設定の不整合とは、例えば、通信機器間で通信経路の設定や通信ポートの通信ルールに齟齬がある等の場合をい。
(8) ネットワークの接続制御、経路制御等	164	○	<b>iii) ネットワークのアクセス制御</b> 統括情報セキュリティ責任者によって、ネットワークに適切なアクセス制御が施されている。	<input type="checkbox"/> ネットワーク設定基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイン・タビューエ(以下、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施しているか確認)。	6.1.(8)②	9.1.2 13.1.1 13.1.2	

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する規格 ISO27002 番号	留意事項
6、 技術 的のセ キュリ ティ エン ジニ ー ン (9) 外部の者 が利用で きるシス 템の分 離等 の管理	165	i) 外部の者が利用できるシステムの分離等に關わる基準 統情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにおいて、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワークと切り離す等の基準が文書化されているか確認される。	□ネットワーク管理制度 □通信回線敷設図 □接続線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理制度へのインタビューにより、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置が取られているか確認される。	6.1.(9)	9.1.2 13.1.3	
	166	ii) 外部の者が利用できるシステムの分離等に關わる基準 情報システム管理者によつて、外部の者が利用できるシステムについて、必要に応じて他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置が講じられている。	□ネットワーク管理制度 □通信回線敷設図 □接続線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理制度へのインタビューにより、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置が取られているか確認される。	6.1.(9)	13.1.3	
(10) 外部ネットワークと接続する基 準及び手続	167	i) 外部ネットワークとの接続に關わる基 準及び手續 統情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によつて、外部の者が利用できるシステムについて、必要に応じて他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置が講じられている。	□外部ネットワーク接続基 準 □外部ネットワーク接続手 續	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理制度へのインタビューにより、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置が取られているか確認される。	6.1.(10)	9.1.2 13.1.3 15.1.2 16.1.1	
	168 ○	ii) 外部ネットワーク接続の申請及び許可 情報システム管理者が所管するネットワークと接続する場合、CISO及び外部ネットワーク接続セキュリティ責任者から許可を得ている。	□外部ネットワーク接続基 準 □外部ネットワーク接続手 續 □外部ネットワーク接続申 請書/承認書	監査資料のレビューと情報システム管理制度へのインタビューにより、接続しよとする外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等が調査され、情報資産に影響が生じないことが確認されているか確認される。	6.1.(10)① ②	9.1.2	
	169	iii) 外部ネットワークの確認 情報システム管理者によつて、所管するネットワークと外部ネットワークを接続しようとする場合には、接続しよとする外部ネットワークや情報資産に影響が生じないことが確認されている。	□外部ネットワーク接続基 準 □外部ネットワーク接続手 續 □外部ネットワーク調査結 果	監査資料のレビューと情報システム管理制度へのインタビューにより、接続した外部ネットワークの構成によりデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対処するため、当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任が契約上担保されているか確認される。	6.1.(10)	—	・外部ネットワークの調査 とは、例えば、接続しよ とする外部ネットワークに 係るネットワーク構成、機 器構成、セキュリティ技術 等を調査することをさう。
	170	iv) 外部ネットワークによる損害 賠償責任の担保 接続した外部ネットワークの瑕疵による損害賠償責任が契約上担保されている。	□外部ネットワーク接続基 準 □外部ネットワーク接続手 續 □サービス契約書	監査資料のレビューと情報システム管理制度へのインタビューにより、接続した外部ネットワークの瑕疵によりデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対処するため、当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任が契約上担保されているか確認される。	6.1.(10)③	15.1.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
6、 技術 的のセ キュリ ティ 外部ネットワークと 接続制 限等 の管理	6.1. (10) エン タープ リス ト及 び ネット ワー ク の管 理	○	v) ファイアウォール等の設置	□ ネットワーク管理制度 □ 通信回線敷設図 □ 結線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、行内ネットワークへの侵入や、内部ネットワークとの境界にファイアウォール等が設置されたうえで接続されているか、確認かめる。	6.1.(10)④	13.1.3	
	171		vii) 外部ネットワークの遮断	□ 外部ネットワーク接続基準 □ 外部ネットワーク接続手順 □ 告警報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産に脅威が生じる場合が想定される場合には、セキュリティが物理的に遮断され、速やかに当該外部ネットワークが物理的に遮断されているか確認かめる。	6.1.(10)⑤	16.1.1	
	172		i) 混合機のセキュリティに關わる基準及び手続	□ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の調達、運用に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	6.1.(11)	11.2.1 11.2.4 15.1.3	
	173		ii) 混合機の選定要件	□ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の調達時に、複合機の機能、設置環境並びに取り扱いが情報資産の分類及び管理方法に応じ、適切なセキュリティ要件が定められているか確認かめる。	6.1.(11)①	15.1.3	
	174		iii) 混合機のセキュリティ設定	□ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の運用を終了する場合に複合機の電磁的記録媒体の全ての情報が抹消するか確認かめる。	6.1.(11)②	11.2.1 11.2.4 15.1.3	
	175		iv) 混合機の情報の抹消	□ 混合機管理制度基準 □ 混合機管理制度	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、複合機の記録媒体の全ての情報が抹消するか確認かめる。	6.1.(11)③	11.2.7	
	176		1) 特定用途機器のセキュリティ対策	□ 特定用途機器管理制度基準 □ 特定用途機器管理制度	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、特定用途機器の特性に応じたセキュリティ対策が実施されているか確認かめる。	6.1.(12)①	11.2.1 11.2.4 15.1.3	
	177							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
6. 技術的のセキュリティ	6.1. (13) 無線LAN及びネットワークの管理	178	i) 無線LAN及びネットワークの盗聴対策 に關わる基準	□ネットワーク管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、無線LAN及 びネットワークの盗聴対策に関する基準が文書化され、 正式に承認されているか確認がある。	6.1.(13)	9.1.2 10.1.1 13.1.1 13.1.3	
		179 ○	ii) 無線LAN利用時の暗号化及び認証技術の使用 の基準	□ネットワーク管理基準 □ネットワーク設計書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、無線LANを 利用する場合には解読が困難な暗号化及び認証技術が 使用され、アクセスポートへの不正な接続が防護されて いるか確認がある。	6.1.(13)①	9.1.2 13.1.3	
		180	iii) 機密性の高い情報を扱うネットワークの暗号化等の対策	□ネットワーク管理基準 □ネットワーク設計書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、情報の漏洩 等を防ぐため、機密性の高い情報を扱うネットワークには暗号化 等の措置が講じられているか確認がある。	6.1.(13)②	9.1.2 10.1.1	
(1.4)		181	i) 電子メールのセキュリティ管理に関する基準	□電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、メールサー バのセキュリティ対策等、電子メールのセキュリティ管 理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確 認がある。	6.1.(14)	13.2.1 13.2.3 15.1.2	
		182 ○	ii) 電子メール転送制限	□電子メール管理基準 □電子メール報告書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、権限のない 者による外部からの電子メール転送(電子メール の中継処理)が行えないよう、電子メールサーバーの設定が 行われているか確認がある。	6.1.(14)①	13.2.1 13.2.3	
		183	iii) メールサーバ運用の停止	□電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、大量のスパ ムメール等の送受信を検知した場合、電子 メールサーバの運用が停止されている。	6.1.(14)②	13.2.1 13.2.3	
		184	iv) 電子メール送受信容量制限	□電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は 情報システム管理者へのインタビューにより、電子メール の送受信容量の上限が設定され、上限を超える電子メー ルの送受信ができないよう設定されているか確認がある。	6.1.(14)③	13.2.1 13.2.3	

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	*情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する ISO27002 規範番号	留意事項
6、 6.1. 技術 的のセ キュリ ティ 電子メ ールのセ キュリティ 及び ネット ワーク の管理	185	v) 電子メールボックス容量制限 統活情報セキュリティ責任者によつて、職員等が使用できる電子メールボックスの容量が制限されている。	□電子メール管理基準 □職員等への周知記録	監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに由り、職員等が使用できる電子メールボックスの容量の上限が設定され、それを超えた場合の対応が職員等に周知されているか確かめる。	6.1.(14)④	13.2.1 13.2.3	
	186	vi) 外部委託事業者の電子メールアドレス利用についての取り決め 外部委託事業者の作業員が行内に常駐している場合、統活情報セキュリティ責任者によつて、電子メールアドレス利用について、委託先との間で利用方法が取り決められている。	□電子メール管理基準 □業務委託契約書	監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに由り、委託事業者の作業員の電子メールアドレス利用について、委託先との間で利用方法が取り決められているか確かめる。	6.1.(14)⑤	13.2.1 13.2.3 15.1.2	
(15)	187	vii) 電子メールによる情報資産無断持ち出し禁止 統活情報セキュリティ責任者によつて、職員等が電子メールの送信等により情報資産を無断で外部に持ち出すことができないよう措置が講じられている。	□電子メール管理基準	監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに由り、職員等が電子メールの送信等により情報資産を無断で外部に持ち出すことができないよう措置が講じられているか確かめる。	6.1.(14)⑥	13.2.1 13.2.3	
	188	i) 電子メールの利用に関する基準 統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によつて、電子メールの利用に関する基準が定められ、文書化されている。	□電子メール利用基準	監査資料のレビューと統活情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューエに由り、電子メールの利用に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	6.1.(15)	13.2.1 13.2.3	*宛先メールアドレスのTOに限らず、CC、BCCにも留意しているか確認する必要がある。
	189	ii) 電子メール転送禁止 電子メールの自動転送機能を用いた転送は行われていない。	□電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューエにより、不正な情報の持ち出しを防止する観点から、自動転送機能を用いた転送を行っていないか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(15)①	13.2.1 13.2.3	
	190	iii) 電子メールの業務外利用の禁止 業務以外の目的で電子メールを利用していない。	□電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューエにより、業務上必要なない送信先に電子郵件を送信していないか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(15)②	13.2.1 13.2.3	
	191	iv) 電子メール送信先開示の禁止 職員等が複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合は送信先の電子メールアドレスが分かれないと送信されている。	□電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインダビューエにより、複数人に電子メールを送信する場合、BCCに送信先を入力するなど、他の送信先の電子メールアドレスが分かれないと送信されているか、必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(15)③	13.2.1 13.2.3	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する規格 JISQ27002 番号	留意事項
6. 技術的のセキュリティ電子メールの利用制限	6.1. (15)	192	v) 電子メール誤送信の報告 職員等が重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告されいる。	□電子メール利用基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューより、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告されているが確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(15)④	13.2.1 13.2.3 16.1.1	
(16) 電子署名・暗号化	193 ○		v) フリーメール、ネットワークストレージ サービス等の使用禁止 ウェブで利用できる電子メール、ネットワークストレージサービス等は使用されていない。	□電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューより、外部門への不正な情報の持ち出しうークストレージサービス等が使用されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(15)⑤	13.2.1 13.2.3	
(16) 電子署名・暗号化	194		i) 電子署名・暗号化等に関する基準 CISOによって、外部に送るデータの電子署名・暗号化等に關わる基準が定められ、文書化されている。	□電子メール利用基準 □電子署名・暗号化又はパスワード設定	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューやデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合、CISOが定めた電子署名・暗号化又はパスワード設定の方法を使用して送信されている。	6.1.(16)①	10.1.1 10.1.2 13.2.1 13.2.3	
(17) 無許可ソフトウェアの導入等の禁止	195		ii) 電子署名、暗号化又はパスワード設定 外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合、CISOが定めた電子署名・暗号化又はパスワード設定の方法を使用して送信されている。	□電子メール利用基準 □電子署名・暗号化方法及び暗号鍵管理	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューより、外部門に送るデータを暗号化する場合、CISOが定めた方法により暗号化され、暗号鍵が管理されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(16)①	10.1.1 10.1.2 13.2.1 13.2.3	
(17) 無許可ソフトウェアの導入等の禁止	196		iii) 暗号化方法及び暗号鍵管理 外部に送るデータを暗号化する場合、CISOが定める方法により暗号化され、暗号鍵が管理されている。	□電子メール利用基準 □ソフトウェア導入基準/手続	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューより、外部門に送るデータを暗号化する場合、CISOが定めた方法により暗号化され、暗号鍵が管理されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(16)②	10.1.1 10.1.2 13.2.1 13.2.3	
(17) 無許可ソフトウェアの導入等の禁止	197		iv) ソフトウェアの導入に關わる基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によつて、ソフトウェアの導入に關わる基準及び手続が定められ、文書化されている。	□ソフトウェア導入基準/手続	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、ソフトウェアの導入に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	6.1.(17)	12.2.1	
(17) 無許可ソフトウェアの導入等の禁止	198 ○		v) ソフトウェアの無断導入の禁止 パソコンやモバイル端末に無断でソフトウェアが導入されていない。	□ソフトウェア導入基準/手続	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、パソコンやモバイル端末に許可なくソフトウェアが導入されないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(17)①	12.2.1	

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する 規格 番号	留意事項
6. 技術的のセキュリティ	6.1. (17) 無許可ソフトウェア導入等の禁止	○	iii) ソフトウェア導入の申請及び許可 業務上必要なソフトウェアがある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアが導入されてい る。	□ソフトウェア導入基準/手続 □ソフトウェア導入申請書/承認書	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務上必要なソフトウェアがある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアが導入されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(17)②	12.2.1
	6.1. (17) 無許可ソフトウェア導入等の禁止	○	iv) 不正コピー・ソフトウェアの利用禁止 不正にコピーされたソフトウェアは利用されて いない。	□ソフトウェア導入基準/手続	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、不正にコピーされたソフトウェアが利用されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(17)③	12.2.1 18.1.2
	(18) 機器構成の変更の制限	200 ○	i) 機器構成の変更に基づき手 続 機器構成の変更の権限	□端末構成変更基準/手続 □端末構成変更基準/手続	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がパソコンやモバイル端末に対して機器の構成を変更する場合の基礎及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	6.1.(18)	12.1.2
		201 ○	ii) 機器の改造及び建設・交換の禁止 パソコンやモバイル端末に対する機器の改造及 び建設、交換が無断で行われていない。	□端末構成変更基準/手続 □端末構成変更基準/手続	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パソコンやモバイル端末に対して機器の改造及び建設、交換が行われていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(18)①	12.1.2
		202 ○	iii) 機器の改造及び建設・交換の申請及 び許可 業務上パソコンやモバイル端末に対し機器の改 造及び建設、交換の必要がある場合、統括 情報セキュリティ責任者及び情報システム管 理者の許可を得て行われている。	□端末構成変更基準/手続 □端末構成変更申請書/承 認書	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務上パソコンやモバイル端末に対する機器の改造及び建設、交換の必要がある場合の基礎及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(18)②	12.1.2
	(19) 無許可でのネットワーク接 続の禁止	203 ○ 204 ○	i) ネットワーク接続の禁止 パソコンやモバイル端末がネットワークに接続され ていない。	□ネットワーク利用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビュー、執務室及び管理区域の視察により、統括情報セキュリティ責任者の許可を得て行われているか確認する。職員等や外部委託事業者がパソコンやモバイル端末をネットワークに接続していないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.1.(19)	13.1.1

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがドライバの番号	関連するJISQ27002番号	留意事項
6. 業務以外の目的でのウェブ閲覧禁止 の管理	205	○	I) 業務以外の目的でのウェブ閲覧禁止 の管理	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	6.1.(20)① 6.1.(20)②	9.1.2 16.1.7	
II) 業務以外の目的でのウェブ閲覧実見 時の対応	206	○	II) 業務以外の目的でのウェブ閲覧実見 時の対応	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	6.1.(20)②	16.1.2 16.1.7	
III) アクセス制御に關わる方針及び基準 の管理	207	○	III) アクセス制御に關わる方針及び基準 の管理	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	6.2.(1)① (ア)	9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.4 9.2.5	・開発、運用等を外部委託しており重要な情報資産へのアクセスを許可している場合は、アクセス制御方針やアクセス管理制度に基づいて外部委託に開示するアクセス制御の事項が記述されていることが望ましい。
IV) 利用者IDの取扱い の管理	208	○	IV) 利用者IDの取扱い の管理	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	6.2.(1)② (ア)	9.2.1 9.2.2	・単に利用者IDの登録及び変更への権限を確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することが望ましい。
V) 利用者IDの登録・権限変更の申請 の管理	209	○	V) 利用者IDの登録・権限変更の申請 の管理	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者及び職員等へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者及び職員等へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	6.2.(1)② (ア)	9.2.1 9.2.2	・単に利用者IDの登録及び変更への権限を確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することが望ましい。
VI) 利用者IDの抹消申請	210	○	VI) 利用者IDの抹消申請	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者及び職員等へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は又は情報システム管理者及び職員等へのインシデューチャル調査を実施して確認がある。	6.2.(1)② (イ)	9.2.1 9.2.2	・単に利用者IDの抹消の手続きの有無確認するのではなく、承認者の妥当性などを確認することが望ましい。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが、USQ27002文の番号	関連する留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.2. (1) アクセス制御 (ア) 利用者IDの取扱い	211 ○	<b>IV) 利用者IDの点検</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、利用されていないIDが放置されないか点検されている。	□利用者ID欄卸記録 □利用者ID管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、人事管理部門と連携し、利用者IDを定期的に点検して、必要な限りで利用者が登録されてないか、過剰なアクセス権限を付与していないかなどを定期的に点検しているか確認がある。	6.2.(1)② 9.2.5	
	(1) アクセス制御 (ウ) 特権を付与されたIDの管理等	212 ○	<b>I) 特権IDの取扱に觸れる手続</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、管理者権限等の特権を付与されたIDの取扱に関する手続が定められ、文書化されている。	□特権ID取扱手続 □特権ID認可申請書 □特権ID管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、管理者権限等の特権を付与されたIDの取扱に関する手続が文書化され、正式に承認されているか確認ある。	6.2.(1)③ 9.2.2 9.2.3	
		213 ○	<b>II) 特権ID及びパスワードの管理</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権IDを交付する者が必要最小限に制限され、当該ID及びパスワードが厳重に管理されている。	□特権ID取扱手続 □特権ID管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、必要以上に特権IDを付与しないか、当該ID及びパスワードが厳重に管理されているか確認がある。	6.2.(1)③ 9.2.2 9.2.3	
		214	<b>III) 特権代行者の指名</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者及び情報システム管理者の特権を代行する者が指名され、CISOに承認されている。	□特権代行者承認書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者が指名され、CISOに承認されているか確認ある。	6.2.(1)③ 9.2.2 9.2.3	
		215	<b>IV) 特権代行者の通知</b> CISOによって、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権代行者が運営に關係する者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に通知されている。	□特権代行者通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、CISOによつて、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に通知されているか確認ある。	6.2.(1)③ 9.2.2 9.2.3	
		216 ○	<b>V) 特権IDの外部委託事業者による管理の禁止</b> 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権を付与されたID及びパスワードの変更を外部委託事業者には行わない。	□特権ID取扱手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、外部委託事業者に特権ID及びパスワードの変更を行わせていないか確認ある。	6.2.(1)③ 9.2.2 9.2.3	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.2. (1)		<b>v) 特権ID及びパスワードのセキュリティ強化</b>	□ネットワーク設計書 □システム設計書 □特権ID取扱手続 □特権ID・パスワード変更記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、特権ID及びパスワードについて、特権IDのパスワード変更や入力回数制限等のセキュリティ機能が強化されている。	6.2.(1)③ 9.2.3	9.2.2 9.2.3	
	217		<b>vii) 特権IDのID変更</b>	□特権ID取扱手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、特権IDを利用する際は、IDを初期値以外のものに変更しているか確認する。	6.2.(1)③ (カ)	9.2.2 9.2.3	
	218		<b>i) 外部からのアクセスに關わる方針及び手続</b>	□リモートアクセス方針 □リモート接続手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを認める場合及び手続が文書され、正式に承認されているか確認する。	6.2.(2) 10.1.1	6.2.1 9.1.2	
	219 ○		<b>ii) 外部からのアクセスの申請及び許可</b>	□リモート接続許可申請書 /許可書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部から内部ネットワークに接続する必要のある場合、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得ているか確認する。	6.2.(2)①	9.1.2	・外部からのアクセスを認められる場合においても、外部から行内ネットワークに接続する必要のある場合、統括情報セキュリティ責任者が許可された者が最も限定されなければならない。
	220 ○		<b>iii) 外部からのアクセス可能な者の制限</b>	□リモート接続許可申請書 /許可書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを許可された者が必要最小限に限定されている。	6.2.(2)②	9.1.2	
	221		<b>iv) 外部からのアクセス時の本人確認機能</b>	□ネットワーク設計書 □システム設計書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを認める場合、本人確認機能が設けられているか確認する。	6.2.(2)③	9.1.2	
	222 ○		<b>v) 外部からのアクセス時の暗号化等</b>	□ネットワーク設計書 □システム設計書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、外部からのアクセスを認める場合、通信途上の盗聴等による情報漏えいを防衛するため通信データの暗号化等が行われているか確認する。	6.2.(2)④	10.1.1	
	223							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する規格番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.2. (2)	職員等による外部からのアクセス制限	vi) 外部からのアクセス用端末のセキュリティ確保	□リモート接続手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部から持ち込んだ端末が内ネットワークに接続する場合、接続前に当該端末がコンピュータウイルスに感染していないことや、セキュリティホールや不正プログラムに対する適切なバッチが適用されていることが確認され、情報セキュリティ管理者の許可を得るか、もしくは情報セキュリティ管理者によって事前に定義されたポリシーに従って接続されているか確認される。	6.2.1	6.2.(2)⑤	
	224	○	vii) 外部から持ち込んだ端末のウイルス確認等	□端末接続時手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、外部から持ち込んだ端末が内ネットワークに接続する場合、接続前に当該端末がコンピュータウイルスに感染していないことや、セキュリティホールや不正プログラムに対する適切なバッチが適用されれていることが確認され、情報セキュリティ管理者の許可を得るか、もしくは情報セキュリティ管理者によって事前に定義されたポリシーに従って接続されているか確認される。	6.2.1	6.2.(2)⑥	
	225	○	viii) 公衆通信回線の接続	□端末接続時手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、公衆通信回線等の所外通信回線を経由して接続する場合には、統括情報セキュリティ責任者の許可を得ることや、アクセス権限をセキュリティ責任者、アセスログを得てしていること等の情報をセキュリティ対策を講じ、情報セキュリティが確保されていることを管理しているか確認される。	6.2.1	6.2.(2)⑦	13.1.1 14.1.1
	226	○	(3) 自動識別の設定	□ネットワーク設計書 □接続許可端末一覧	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器を自動識別するよう設定(例えば、電子証明書やIPアドレス、MACアドレス)による識別情報の取得等)されているか確認される。	6.2.(3)	6.2.(2)	
	227		(4) ログイン時の表示等	□システム設計書 □ログイン画面	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、ログイン時ににおけるメッセージ及びログレベルの回数の制限、アクセスタイムアウトの設定、ログイン・ログアウト時刻の表示等、ログイン時のシステム設定があるか確認される。	6.2.(4)	9.4.2	・ログイン手順では、許可されていない利用者に助けとなるようなメッセージ(例えは、IDは職員番号であることを表示する等)を表示しないことを確認することが望ましい。
	228							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規格番号	留意事項
6. <small>(5)</small> 技術的セキュリティ アセスメントの管理	229	○	I) 認証情報ファイルの管理 II) 仮パスワードの変更 III) 認証情報の不正利用防止	□アセスメント方針 □アセス管理基準 □アセス管理方針 □アセス管理基準 □利用者ID取扱手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、職員等のパスワードの暗号化やオペレーティングシステム等のセキュリティ強化機能等で認証情報ファイルが厳重に管理されているか確認ある。 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、仮パスワードが遠やかに変更されるか確認ある。必要な応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.2.(5)(1) 6.2.(5)(2)	9.4.3 9.2.4	・職員等によるパスワードの販売については、No.135～141も関連する項目であることが参考にすること。
6. <small>(6)</small> 特権による接続時間の制限	230		II) 仮パスワードの変更	□アセスメント方針 □アセス管理基準 □利用者ID取扱手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、仮パスワードが遠やかに変更されるか確認ある。必要な応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.2.(5)(3)	9.2.5	
6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> システム開発、導入、保守等の調達	231		III) 資料の漏洩による接続時間の制限	□アセスメント方針 □アセス管理基準 □ネットワーク設計書 □システム設計書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、特權によるネットワーク及び情報システムへの接続時間が必要最小限に制限されているか確認ある。	6.2.(6)	9.4.2	・外部ネットワークとの接続制限について、No.167～172も関連する項目であることが参考にすること。
6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> システム開発、導入、保守等の調達	232		I) 情報システムにおける情報セキュリティに関する基準	□情報システム調達基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの開発、導入、保守等の調達における情報セキュリティが文書化され、正式に承認されているか確認ある。	6.3.(1)	14.1.1 14.2.7	
6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> システム開発、導入、保守等の調達	233	○	II) セキュリティ機能の明記	□調達仕様書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムを開発、導入、保守等の調達にあたり、アセスメント機能やハサード設定機能、ログ取得機能、データ暗号化等、必要とする技術的なセキュリティ機能が調達仕様書に明記されているか確認ある。	6.3.(1)(1)	14.1.1 14.2.7	
6.3. <small>システム開発、導入、保守等</small> システム開発、導入、保守等の調達	234	○	III) セキュリティ機能の調査	□調達仕様書 □セキュリティ機能調査結果	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器及びセキュリティ機能が調査され、安全性が確認されているか確認ある。	6.3.(1)(2)	14.1.1 14.2.7	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが規定する文書番号	関連するISQ27002文の番号	留意事項
6. 技術的セキュリティシステム開発、導入、保守等	6.3. (2)	236	i) システム開発に關わる基準 統合情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による情報システムの開発に關わる基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> システム開発基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューに伴い、情報システムの開発に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	(6.3.(2))	14.1.1 14.2.5 14.2.7	
	237 ○		ii) システム開発における責任者及び作業者の特定 情報システム管理者によつて、システム開発の責任者及び作業者が特定され、システム開発の規則が確立されている。	<input type="checkbox"/> システム開発体制図 <input type="checkbox"/> システム開発規則	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発の責任者及び作業者が特定されているか確認する。 おわせて、システム開発の規則が定められているか確認する。	(6.3.(2))①	14.1.1 14.2.5 14.2.7	
	238 ○		iii) システム開発用IDの管理 情報システム管理者によつて、システム開発の責任者及び作業者が使用する開発用IDが管理されている。	<input type="checkbox"/> 開発用ID登録・削除手続書 <input type="checkbox"/> 開発用ID登録・削除申請書 <input type="checkbox"/> 開発用ID管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発の責任者及び作業者が使用する開発用IDが管理され、開発完了後は削除されているか確認する。	(6.3.(2))② (ア) 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.6	9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.2.6	
	239 ○		iv) システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限設定 情報システム管理者によつて、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限が設定されている。	<input type="checkbox"/> アクセス権限設定書 <input type="checkbox"/> 開発用ID管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限が設定されているか確認する。	(6.3.(2))② (ア) 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.4.5	9.1.1 9.2.1 9.2.2 9.2.3 9.4.5	
	240		v) システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの特定 情報システム管理者によつて、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアが特定されている。	<input type="checkbox"/> システム開発・保守計画	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発に用いるハードウェア及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアが特定されているか確認する。	(6.3.(2))③ (ア)	12.5.1	
	241		vi) 対されていないソフトウェアの削除 利用が認められていないソフトウェアが導入されている場合、情報システム管理者によつて、当該ソフトウェアがシステムから削除されている。	<input type="checkbox"/> システム開発・保守計画	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、利用が認められていないソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しているか確認する。	(6.3.(2))③ (ア)	12.5.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規格 文の番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.3. (3)	情報システムの導入、開発、導入、保守等	Ⅰ) 情報システムの導入に關わる基準	□情報システム導入基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのレビューに於ける基準が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのレビューに於ける基準が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。	6.3.(3)	12.1.4 14.2.8 14.2.9	
6. 技術的セキュリティ	242	情報システムの導入、開発、導入、保守等	Ⅱ) 開発環境と運用環境の分離	□情報システム導入基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、管轄区域の観察により、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境が分離されているか確認がめる。	監査資料のレビューと情報システム導入基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、管轄区域の観察により、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境が分離されているか確認がめる。	6.3.(3)①	12.1.4	
6. 技術的セキュリティ	243	開発環境と運用環境の分離及び移行手順の明確化	Ⅲ) 移行手順の明確化	□システム開発・保守計画 □移行手順書 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発・保守及びテスト環境への移行について、システム開発・保守計画策定時に手順が明確に記載されている。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発・保守及びテスト環境への移行について、システム開発・保守計画策定時に手順が明確に記載されている。	6.3.(3)① (d)	14.2.8 14.2.9	
6. 技術的セキュリティ	244	システム移行の際、情報システム管理者による情報システムへの影響が最小限となるよう措置が移行前に検討されている。	Ⅳ) 移行に伴う情報システム停止等の影響の最小化	□システム開発・保守計画 □移行手順書 監査資料のレビューと情報システム管理者による情報システムへの影響が最小限となるよう措置が移行前に検討されている。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実に行い、情報システムの停止等の影響が最小限になるよう、移行前に検討されているか確認がめる。	6.3.(3)① (v)	14.2.8 14.2.9	
6. 技術的セキュリティ	245	システム移行の際、情報システム管理者による情報システムへの影響が最小限となるよう措置が移行前に検討されている。	Ⅴ) 情報システム導入時の可用性確認	□情報システム導入基準 □移行手順書 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム導入の際、システム導入によるシステムの可用性が確保されていることを確認した上で、導入がされているか確認がめる。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム導入の際、システム導入によるシステムの可用性が確保されていることを確認した上で、システム導入を行っているか確認がめる。	6.3.(3)① (x)	14.2.5 15.1.2 15.1.3 17.2.1	
6. 技術的セキュリティ	246	システム移行の際、情報システム管理者による情報システムへの影響が最小限となるよう措置が移行前に検討されている。						

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する USQ27002 番号	留意事項
6. [6.3. (3)] 情報システムの導入、導入、保守等のセキュリティ技術的セキュリティ	247	○	I)導入前のテスト実施	□システムテスト計画書／報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、新たに情報システムを導入する場合、情報システム管理者によつて、既に稼動している情報システムを導入する場合、既に稼動している情報システムを導入する前に十分なテストが行われているか確認がめる。	6.3.(3)(2) (ア)	14.2.9	
	248	○	II)疑似環境での操作確認	□システムテスト計画書／運用テストを行う場合、情報システム管理者による操作確認が行われている。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、あらかじめ擬似環境による操作確認が行われているか確認がめる。	6.3.(3)(2) (イ)	14.2.9	
	249	○	III)個人情報及び機密性の高い生データの使用禁止	□システムテスト計画書／個人情報を及ぼし機密性の高い生データは、テストデータとして使用されていない。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、個人情報を及ぼし機密性の高い生データを、テストデータとして使用してないか確認がめる。	6.3.(3)(2) (ウ)	14.2.9 14.3.1	
	250	○	IV)独立した受け入れテスト	□システムテスト計画書／受け入れテストを行なう場合、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立した組織が、それを確立したテストを実施する。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、他組織で開発された情報システムを受け入れる場合、開発した組織と導入する組織が、それぞれ独立したテストを実施しているか確認がめる。	6.3.(3)(2) (エ)	14.2.9 14.3.1	
(4) システム開発・保守に關連する資料等の整備・保管	251	○	I)システム開発・保守に關連する資料等の整備・保管	□システム開発・保守に關連する資料等の保管基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、システム開発・保守に關連する資料等の整備・保管が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。	6.3.(4)	—	
	252	○	II)資料等の保管	□システム開発基準 □システム開発・保守に關連する資料及び情報システム管理者によつて、システム開発・保守に關連する資料等の整備・保管が適切に保管されている。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー又は管理区域及び執務室の視察、ファイルサーバ等の確認により、システム開発・保守に關連する資料及びシステム開発文書が継続したり改ざん等されないように保管されているか確認がめる。	6.3.(4)(1)	—	
	253	○	III)テスト結果の保管	□システム開発基準 □システムテスト計画書／報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー又は管理区域及び執務室の視察、ファイルサーバ等の確認により、テスト結果が一定期間保管されているか確認がめる。	6.3.(4)(2)	—	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例文の番号	関連する規格の番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.3. (4) システム開発、導入、保守等に係るソースコードの保管	○ 254	IV)ソースコードの保管 情報システム管理者によつて、情報システムに係るソースコードが適切に保管されている。	□システム開発基準 □ソースコード	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー又は管理区域及び執務室の視察、サーバ等の確認により、情報システムに係るソースコードが誤消去や改ざん等されない方法で保管されているか確認される。	6.3.(4)③	9.4.5	
	(5) 情報システムにおける出入力データの正確性の確保	255	I)データの入力処理時の正確性の確保 情報システム管理者によつて、データ入力時のチェック機能が組み込まれるように情報システムが設計されている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、データの入力処理時における範囲、妥当性のチェック機能及びデータの不正な文字列等の入力を除外する機能が組み込まれた設計となつてゐるか確認される。	6.3.(5)①	—	
	256	II)データの内部処理時の正確性の確保 情報システム管理者によつて、故意又は過失による情報の改ざん又は漏えいを検出するチェック機能が組み込まれるように情報システムが設計されている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、データの内部処理時に起こるおそれのあるデータ抽出条件の誤りやデータベース更新処理時の計算式のミスなど、故意又は過失による情報の改ざん又は漏えいを検出するチェック機能が組み込んだ情報システムが設計されているか確認される。	6.3.(5)②	—		
	257	III)データの出力処理時の正確性の確保 情報システム管理者によつて、データが出力処理される際に情報の処理が正しく反映され、出力されるように情報システムが設計されている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、データの出力処理時に情報の処理が正しく反映され、出力されるように情報システムが設計されているか確認される。	6.3.(5)③	—		
	(6) 情報システムの変更管理	258	I)システムの変更管理に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、情報システムを変更した場合に変更する基準が定められ、文書化されている。	□システム変更管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報を変更した場合の変更管理に關する基準が文書化され、正式に承認されているか確認される。	6.3.(6)	12.1.2 14.2.2	
	259	○	II)変更履歴の作成 情報システム管理者によつて、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴が作成されている。	□システム開発基準 □システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、情報システム仕様書等の変更履歴が作成されているか確認される。	6.3.(6)	12.1.2 14.2.2	
	(7) 開発・保守用のソフトウェアの更新等	260	I)開発・保守用ソフトウェアの更新等 情報システム管理者によつて、開発・保守用のソフトウェア等を更新、又はバッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性が確認されている。	□システム開発基準 □ソフトウェア管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、運用環境のシステム保守状況を踏まえて、開発・保守用のソフトウェア等を更新、又はバッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性が確認されているか確認される。	6.3.(7)	12.1.2 12.6.1 14.2.2 14.2.4 14.2.9	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが文書化された場合の例番号	関連するUSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.3. (8)	システム開発、導入、保守等	1)システム更新又は統合時の検証等	□統合時影響検討書 □システム更新・統合手順 □異常時復旧手順	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム更新・統合時に伴うリスクの事前検証を実施し、リスクに応じたシステム更新・統合手順及び異常事態発生時の復旧手順が策定されているか確認がある。	6.3.(8)	14.2.9	
6. 不正プログラム対策	261		1)不正プログラム対策に關わる基準及び手順	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正プログラム対策に關わる基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	6.4.1.1	12.2.1 13.1.1	
	262 ○		1)外部ネットワークから受信したファイルのチェック	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正プログラムのシステムへの侵入を防止するために、外部ネットワークから受信したファイルがインターネットのデーターウェアのログが含まれていないかどうかチェックされているか確認がある。	6.4.1(1)	12.2.1	
	263	セキュリティ責任者の措置	1)外部ネットワークのデーター送信	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正プログラムのシステムへのデーター送信を防止するために、インターネットゲートウェイで、外部ネットワークへ送信するファイルに不正プログラムが含まれていないかどうかチェックされている。	6.4.1(2)	12.2.1	
	264		II)外部ネットワークへ送信するファイルのチェック	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正プログラムのデーター送信を防ぐために、インターネットゲートウェイで、外部ネットワークへ送信するファイルが含まれていないかどうかチェックされている。	6.4.1(3)	12.2.1	
	265		III)職員等への注意喚起	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □職員等への周知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、コンピュータウイルス等の不正プログラム情報が収集され、必要に応じ職員等に注意喚起されている。	6.4.1(4)	12.2.1	
	266		IV)不正プログラム対策ソフトウェアの整備	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか確認がある。	6.4.1(4)	12.2.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連するUSQ27002 番号	留意事項
6. [6.4. (1)] 技術的セキュリティ管理者の措置事項	267	○	<b>v) バーンファイルの更新</b>  新 統括情報セキュリティ責任者によって、不正プログラム対策ソフトウェアのバーンファイルが最新のバーンファイルに更新されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアのバーンファイルが最新のバーンファイルに更新されているか確かめる。	6.4.(1)(5)	12.2.1 12.6.1	
	268	○	<b>vi) 不正プログラム対策ソフトウェアの更新</b>  新 統括情報セキュリティ責任者によって、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、導入された不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確かめる。	6.4.(1)(6)	12.2.1 12.6.1 14.2.2	
	269	○	<b>vii) サポート終了ソフトウェアの使用禁止</b>  注 新 統括情報セキュリティ責任者によって、開発元のサポートが終了したソフトウェアの利用は禁止され、ソフトウェアの切り替えが行われている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、業務で利用するソフトウェアは開発元のサポートが終了しているソフトウェアであるか確かめる。	6.4.(1)(7)	—	
(2) 情報システム管理者の措置事項	270	○	<b>i) 不正プログラム対策ソフトウェアの常時稼働</b>  新 情報セキュリティ管理者によって、所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか確かめる。	6.4.(2)(1)	12.2.1	
	271	○	<b>ii) バーンファイルの更新</b>  新 情報セキュリティ管理者によって、不正プログラム対策ソフトウェアのバーンファイルが最新のバーンファイルに更新されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバーンファイルに更新されているか確かめる。	6.4.(2)(2)	12.2.1 12.6.1	
	272	○	<b>iii) 不正プログラム対策ソフトウェアの更新</b>  新 情報セキュリティ管理者によって、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、導入された不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確かめる。	6.4.(2)(3)	12.2.1 12.6.1 14.2.2	
	273		<b>iv) インターネット接続しないシステムにおける不正プログラム対策</b>  新 インターネットに接続しないシステムにおいて電磁的記録媒体を使っている場合、情報セキュリティ管理者によって、不正プログラム対策が実施されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、インターネットに接続していないシステムにおいて電磁的記録媒体を使い場合、管理ソフトウェア及びパソコン等の確認により、導入された不正プログラム対策ソフトウェア及びバーンファイルの定期的な更新等、不正プログラム対策が実施されているか確かめる。	6.4.(2)(4)	12.2.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する規格 番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ 不正プログラム対策 システム管理者の措置 事項	6.4. (2) 274	v) 不正プログラム対策ソフトウェアの一括管理	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビュー、情報システム管理者へのインタビュー及び実際の設定を確認することにより、不正プログラム対策ソフトウェアの設定権限が一括管理されているか、確認がある。	6.4.(2)⑤ 12.2.1 12.6.1	6.4.(2)⑤ 12.2.1	JISQ27002	
(3) 職員等の遵守事項	275	I) 不正プログラム対策ソフトウェアの設定変更の禁止	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がパソコン、モバイル端末に導入されている不正プログラム対策ソフトウェアの設定を変更しないか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.4.(3)① 12.2.1 13.2.1	6.4.(3)① 12.2.1		
	276 ○	II) データ取り入れ時のチェック	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合、職員等によるチェックが行われているか、確認がある。	6.4.(3)② 12.2.1 13.2.1	6.4.(3)② 12.2.1 13.2.1		
	277 ○	III) 出所不明なファイルの削除	□電子郵件利用基準 □不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が差出人不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合、速やかに削除されているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.4.(3)③ 12.2.1 13.2.1	6.4.(3)③ 12.2.1 13.2.1		
	278 ○	IV) 不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックの定期的実施	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等の使用する端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックが定期的に実施されているか確認がある。	6.4.(3)④ 12.2.1	6.4.(3)④ 12.2.1		
	279	V) ファイル送受信時のチェック	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合、職員等によるチェック及び無害化処理が行われているか確認する。	6.4.(3)⑤ 12.2.1 13.2.1	6.4.(3)⑤ 12.2.1 13.2.1	無害化に関する記載	No.24に 記載

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが伊豆の島の例	関連する文書番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ 不正プログラム対策の遵守事項	6.4. (3) 280	v) ウイルス情報の確認	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 統括情報セキュリティ責任者が職員等によって、常に確認され ている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインバッジにより、不正プログラム対策手順から提供されるウイルス情報が常に確認されているか確認して確かめる。 必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施	6.4.(3)(6) 16.1.3	12.2.1 16.1.3	JISQ27002 USQ27002	
6. 不正プログラム対策の遵守事項	6.4. (3) 281 ○	vii) 不正プログラムに感染した場合の対処	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □情報セキュリティインシデント報告書 不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合、職員等によって、パソコン等の端末のLANケーブルが即時取り外されている。モバイル端末の通言機能を停止する設定に変更している。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインバッジにより、不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合、パソコン等の端末であれば、LANケーブルが即時取り外されないか確かめる。モバイル端末であれば通信機能を停止する設定に変更しているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	6.4.(3)○ 6.4.(3)○	16.1.1 16.1.1	・情報セキュリティインシデント発生時の対応についてはNo.314～317も関連する項目であることから参考にすること。	
(4) 専門家の支援体制	282	i) 専門家による支援体制の確保	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □業務委託契約書 実施している不正プログラム対策は不十分な事態が発生した場合に備えて、統括情報セキュリティ責任者によって、外部の専門家の支援が受けられるようになっている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインバッジにより、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備えて、専門家の支援が受けられるようになっているか確かめる。	6.4.(4)	6.1.4	・不正プログラム対策に関する情報については、外部の専門家から支援を受けるほか、公的なセキュリティ機関、定額できるハンターハンツトサイ等から収集することが望ましい。	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが開示する文書番号	ISQ27002	留意事項
6. 技術的不正アクセス対策のセキュリティ責任者の措置	6.5. 不正アクセス対策セキュリティ責任者	283	I) 不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順 統括情報セキュリティ責任者によって、不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順が定められ、文書化されている。	□不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □不正アクセス対応手順 □不正アクセス対応手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順が文書化され、正式に承認されているか確認がめる。	6.5.	16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5 16.1.6 16.1.7 17.1.1	・ネットワークの管理については、No.162～164、167～172も関連する項目であることから参考にすること。
(1) 統括情報セキュリティ責任者の措置	284		I) 未使用ポートの閉鎖 統括情報セキュリティ責任者によって、使用されていないポートが閉鎖されている。	□ネットワーク構成図 □ネットワーク管理記録 □ファイアウォール設定 □ファイアウォールログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、使用されていないポートが閉鎖され、不正アクセスによる侵入を防止しているか確認がめる。	6.5.(1)①	—	・ファイアウォールの設置については、No.171～172も関連する項目であることから参考にすること。
(2) 攻撃への対処	285		II) 不要なサービスの削除又は停止 統括情報セキュリティ責任者によって、不要なサービスが削除又は停止されている。	□不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順 □情報セキュリティインシデント報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、使用されていない不要なサービスが削除又は停止され、不正アクセスによる侵入を防止しているか確認がめる。	6.5.(1)②	—	
(3) ウェブページなどとの検知	286		III) ウェブページなどの検知 不正アクセスによるウェブページの改ざんを検出した場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報するよう設定されている。	□不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順 □情報セキュリティインシデント報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセスによるウェブページの改ざんを検出し、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報するよう設定しているか確認がめる。	6.5.(1)③	16.1.2	
(4) システム設定ファイルの検査	287		IV) システム設定ファイルの検査 統括情報セキュリティ責任者によって、重要なシステムの設定を行ったファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無が検査されている。	□ネットワーク管理基準 □システム設定検査記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、重要なシステムの設定を行ったファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無が検査されているか確認がめる。	6.5.(1)④	16.1.2	
(5) 運営体制の構築	288		V) 運営体制の構築 統括情報セキュリティ責任者によって、監視、通知、外部連絡窓口及び適切な対応を実施できる体制並びに連絡網が構築されている。	□緊急時対応計画 □情報セキュリティインシデント報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する統一的な懸念と連携して、ISOへの報告、各部署局への指示、インシデントの情報共有及び報道機関への通知などの対応が行われているか確認がめる。	6.5.(1)⑤	16.1.1 16.1.2 16.1.3	
(2)	289		I) 攻撃に対する備蓄 サーバー等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けるリスクがある場合は、CISO及び統括情報セキュリティ責任者によって、必要な措置が講じられる中で、関係機関から情報が収集されている。	□緊急時対応計画 □情報セキュリティインシデント報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、サーバー等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けるリスクがある場合、システムの停止等の適切な措置が講じられ、関係機関から情報が収集されているか確認がめる。	6.5.(2)	6.1.3 6.1.4 17.1.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが、ISQ27002文の番号	関連する規範	留意事項
6. 技術的セキュリティ対策 不正アクセス対策	6.5. (3) 内部からの攻撃	290	1)記録の保存	□緊急時対応計画 □情報セキュリティハンドブック □報告書 □ログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、サーバ等に對し不正アクセス未止法違反等犯罪の可能性がある攻撃を受けた場合、CISO及び統括情報セキュリティ責任者によつて、攻撃の証録が保存され、警察及び関係機関と連携・調整し、事業に対して適切に対応している。  (4)	6.5.(3)	6.1.3 6.1.4 6.1.7	・ログの取得及び保管についてはNo.156～159も関連する項目であることを参考すること。 ・情報セキュリティインシデント発生時の対応については、No.314～317も関連する項目であることを参考すること。
	291		1)内部からの攻撃の監視	□端末ログ □監視記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの内部のサーバ等や外部のサイトに対する攻撃が監視されているか確認がある。	6.5.(4)	16.1.2 16.1.3	・情報システムの監視について、No.300～303も関連する項目であることを参考すること。
	292		1)職員等の不正アクセスに対する処置	□情報セキュリティハンドブック □報告書 □通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインタビューにより、職員等による不正アクセスが発見された場合、当該職員の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知され、適切な処置が求められているか確認する。	6.5.(5)	7.2.3	・職員等の違反行為に対する対応については、No.325～327も関連する項目であることを参考すること。
	293		1)サービス不能攻撃に対する対策	□不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインタビューにより、サービス不能及び情報システム管理者への不正アクセスに対する対策として、以下の管理策が実施されていることを確認する。 ・情報システムの技術的な対策 ・通信事業者サービスの利用による対策 ・情報システムの監視及び監視記録の保存 さらに、上記対策のモニタリングの実施の有無を確かめる。	6.5.(6)	—	
	294		1)標的型攻撃に対する対策	□不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順 □システム監視手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者へのインタビューにより、標的型攻撃対策として、以下の管理策が実施されていることを確認する。 ・標的型攻撃媒体経由での攻撃対策としての人的対策 ・電磁的記録媒体による対策 ・ネットワークの通信を監視する等の内部対策 ・不正な通信がないか、ログを確認する等の事後対策 さらに、上記対策のモニタリングの実施有無を確かめる。	6.5.(7)	—	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する規範 JISQ27002 番号	留意事項
6、 6.6. セキュリティ 情報の 収集	295		①セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集に関する基準	□セキュリティ情報収集基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	6.6.	12.6.1	
(1) セキュリティホールに関する情報の収集・共有及びソフトウェアの更新等	296		①セキュリティホールの情報収集及び共有	□セキュリティホール開通情報の通知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、セキュリティホールに関する情報が収集され、情報システムを所管する部署等の関係者間で共有されているか確認かめる。	6.6.(1)	12.6.1	・セキュリティホールに関する情報の収集先は、1か所ではなく、複数から収集していることが望ましい。
	297	○	②ソフトウェアの更新等	□パッチ適用情報 □パッチ適用用記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、セキュリティホールの緊急度に応じてパッチが適用され、ソフトウェアが更新されているか確認かめる。	6.6.(1)	12.6.1	
(2) 不正プログラム等のセキュリティ情報の収集及び周知	298		①不正プログラム等のセキュリティ情報の収集及び周知	□職員等への周知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じ対応方法について、職員等に周知しているか確認かめる。	6.6.(2)	12.6.1	・不正プログラムの対策については、No.262～282も関連する項目であることが参考にすること。
(3) 情報セキュリティに関する情報の収集及び共有	299	○	①情報セキュリティに関する情報の収集及び共有	□情報セキュリティ開通情報の通知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、情報セキュリティに関する技術の動向や変化について情報セキュリティに応じて関係者で共有され、新となる脅威への対応方法について検討しているか確認かめる。	6.6.(3)	12.6.1	

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガードランの例 文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
7. 運用 情報システム の監視	7.1. 300	i) 情報システムの監視に関する基準  統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、ネットワーク及び情報システムの稼動状況の監視に関する基準が定められ、文書化されている。	□システム運用基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの稼動状況の監視対象や監視体制、サービスへの時刻設定等、情報システムの監視に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	7.1. 12.4.1	・監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。		
	301	ii) 情報システム及びネットワークの常時監視  統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、セキュリティに関する事案を検知するため、ネットワーク及び情報システムが常時監視されている。	□システム運用基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティに関する事案を検知するため、ネットワーク及び情報システムが常時監視されているか確認がある。	7.1.① 12.4.1	・監視結果は定期的に見直し、不正なアクセスなど的情報セキュリティアспектの予兆がないか点検することが望ましい。		
	302	iii) 時刻の同期  統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、重要なアクセスログ等を取得するサーバーの正確な時刻設定及びサーバー間の時刻同期が行われている。	□システム運用基準 □時刻設定手順 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、アクセスログ等の正確性を確保するため、重要なアクセスログ等を取得するサーバーの正確な時刻設定及びサーバー間の時刻同期が行われているか確認がある。	7.1.② 12.4.4			
	303 ○	iv) 外部接続システムの常時監視  統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、外部と常時接続するシステムが常時監視されている。	□システム運用基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部と常時接続するシステムが常時監視されているか確認がある。	7.1.③ 15.2.1			
	304	v) 通信データの暗号化  暗号化された通信データを監視のために復号することの要否が判断され、要すると判断された場合、当該通信データを復号する機能及び必要な場合はこれを再暗号化する機能が導入されている。	□通信データ暗号化基準 □通信データ監視基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、通信データを復号することが基準どおり判断されているか、また適切に復号、再暗号化がされているか確認がある。	7.1.④ 18.1.5			

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー文の番号	関連するUSQ27002番号	留意事項
7. 7.2. (1) 運用 情報セキュリティポリシーの遵守状況及び確認及び対応の確認	305		I) 情報セキュリティポリシーの遵守状況 の確認及び問題発生時の対応に関する基準	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者又はシステム運用基準 <input type="checkbox"/> 情報セキュリティ責任者へのインタビューや問い合わせによる情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応に関する基準が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応に関する基準が定められ、文書化されている。	7.2.(1)	16.1.1 16.1.2 16.1.3 18.2.2 18.2.3	
	306		II) 情報セキュリティポリシーの遵守状況 の確認	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティポリシーの遵守状況について、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認が行われ、問題が認められた場合には、速やかにCISO及び統括情報セキュリティ責任者に報告されている。	監査資料のレビューと情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティポリシーの遵守状況について、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認が行われ、問題が認められた場合には、速やかにCISO及び統括情報セキュリティ責任者に報告されている。	7.2.(1)	16.1.1 16.1.2 16.1.3 18.2.2	
	307	○	III) 発生した問題への対処	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者又はCISOによって、情報セキュリティポリシーの遵守状況に対する問題に対して、適切かつ速やかに対処されている。	監査資料のレビューと情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者又はCISOによって、情報セキュリティポリシーの遵守状況に対する問題に対して、適切かつ速やかに対処されている。	7.2.(1)②	16.1.1 18.2.2	
	308	○	IV) システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び問題発生時の対処	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による情報セキュリティシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認が行われ、問題が発生していった場合には適切かつ速やかに対処されている。	監査資料のレビューと情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による情報セキュリティシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認が行われ、問題が発生していった場合には適切かつ速やかに対処されている。	7.2.(1)③	16.1.1 16.1.2 16.1.3 18.2.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが文書化された際の留意事項
7. 運用 情報セキュリティポリシー及び端末利用状況の確認	7.2. (2)	309	i) パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用基準	□情報セキュリティポリシー □利用状況調査基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、CISO及びCISOが指名した者による職員等の使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記錄等の利用状況の調査に際する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	7.2.(2) 12.4.1
	310		ii) パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用状況の調査	□利用状況調査結果	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、CISO及びCISOが指名した者による職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記錄等の利用状況が必要に応じて調査されているか確認がある。	7.2.(2) 12.4.1
(3) 職員等の報告義務	311		i) 情報セキュリティポリシー違反発見時 の対応に関する手順	□情報セキュリティポリシー □報告手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合の対応に關する手順が定められ、文書化されている。	7.2.(3) 16.1.1
	312 ○		ii) 情報セキュリティポリシー違反発見時の報告	□情報セキュリティポリシー □報告手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理責任者、職員等へのイングヒューにより、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が発見された場合、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者に報告されているか確認ある。	7.2.(3)① 16.1.1
	313 ○		iii) 発見された違反行為に対する対処	□情報セキュリティポリシー □報告手順 □情報セキュリティポリシー □緊急時対応計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括情報セキュリティ責任者が判断した場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、緊急時対応計画に従つた対処が行われているか確認ある。	7.2.(3)② 16.1.1 ・緊急時対応計画については、No.405～308も関連する項目であることを参考すること。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー文の番号	関連するISQ27002番号	留意事項
7. 運用 侵害時の対応等	7.3. 314		I)緊急時対応計画に関する基準 CISO又は情報セキュリティ責任者によつて、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に關わる基準が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューや情報セキュリティポリシーの違反等による情報資産に対するセキュリティ侵襲が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	7.3. 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーの違反等による情報資産に対するセキュリティ侵襲が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	17.1.1 17.1.2 17.1.3	・緊急時対応計画の策定においては、自然災害、事故、装置の故障及び悪意による行為の結果などの情報セキュリティインシデント発生時における住民からの間合せ方法・窓口は常に明確にしておくことが望ましい。	
(1) 緊急時対応計画の策定			II)緊急時対応計画の策定 CISO又は情報セキュリティ委員会によって、緊急時対応計画が定められている。	□緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューや情報セキュリティポリシーの違反等による情報資産に対するセキュリティ侵襲が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画が定められるか確認する。	7.3.(1)～(2)	16.1.1 17.1.2		
(2) 緊急時対応計画の策定	315	○						
(3) 業務継続計画との整合性確保	316		I)業務継続計画との整合性確保 業務継続計画を策定する場合、業務継続計画と情報セキュリティポリシーの整合性が確保されている。	□業務継続計画 □情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューや情報セキュリティポリシーの整合性が確保されているか確認する。	7.3.(3)	-		
(4) 緊急時対応計画の見直し	317		II)緊急時対応計画の見直し CISO又は情報セキュリティ委員会によって、必要に応じて緊急時対応計画の規定が見直されている。	□緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ委員会によって、情報セキュリティ体制の変動等に応じ、必要に応じて緊急時対応計画の規定が見直されているか確認する。	7.3.(4)	17.1.3		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが、ISQ27002文の番号	関連する留意事項
7. 運用例外措置	7.4. 例外措置の許可	318	1)例外措置に關わる基準及び対応手続	□例外措置対応基準/手続 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより例外措置を講じる場合の基準及び対応手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	7.4.1	一
	(1) 例外措置の申請及び許可	319 ○	1)例外措置の申請及び許可	□例外措置申請書/許可書 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理責任者へのインタビューにより情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行を継続しきれはならない場合、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理責任者によって、CISOの許可を得たうえで例外措置が講じられている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理責任者へのインタビューにより情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行を継続しきれはならない場合、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理責任者によって、CISOの許可を得たうえで例外措置が講じられているか確認する。	7.4.(1)	一 ・例外措置は単に適用を排除するだけでなく、リスクに応じて代替措置を定めていることを確認することが望ましい。
	(2) 緊急時の例外措置	320 ○	1)緊急時の例外措置	□例外措置実施報告書 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理責任者へのインタビューにより行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施するときは、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理責任者によって、事後速やかにCISOに報告されている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理責任者へのインタビューにより行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施するときは、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理責任者によって、事後速やかにCISOに報告されているか確認する。	7.4.(2)	一
	(3) 例外措置の申請書の管理	321	1)例外措置の申請書の管理	□例外措置申請書/許可書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、CISOによって、例外措置の申請書及び審査結果が保管され、定期的に申請状況が確認されているか確認する。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、CISOによって、例外措置の申請書及び審査結果が保管され、定期的に申請状況が確認されているか確認する。	7.4.(3)	一

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが 関連する 文の番号 例 の イドランの 番号	留意事項
7. 法令遵守運用	7.5. 322	i) 遵守すべき法令等の明確化	□関連法令等一覧	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等の一覧が定められているか確認する。	7.5. 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5	
	323	ii) 法令遵守	□関連法令等一覧	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等を遵守しているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	7.5. 18.1.1 18.1.2 18.1.3 18.1.4 18.1.5	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例	関連するJISQ27002番号	留意事項
7.運用	7.6. 7.6.(1) 7.6.(2) 違反時の対応	○	i) 違反時の対応	□情報セキュリティポリシー 統括情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が地方公務員法による懲戒処分の対象となることが定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象となることが文書化され、正式に承認されているか確認がある。	7.6.(1)	7.2.3	
	324		ii) 違反時の対応手順	□情報セキュリティポリシー違反時 統括情報セキュリティ責任者によつて、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合の対応手順が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシー違反時 統括情報セキュリティ責任者によつて、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合の対応手順が定められ、文書化されている。	7.6.(2)	7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2	
	325		iii) 關係者への通知	□情報セキュリティポリシー違反時 職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、関係者に通知し、適切な措置を求めている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシー違反時 職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、関係者に通知し、適切な措置を求めている。	7.6.(2)① ～②	7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2	
	326		iv) 情報システム使用の権利の制限	□情報セキュリティポリシー違反時 職員等による情報セキュリティポリシーによっても改善がみられない場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、当該職員等のネットワーク又は情報システムを年度用する権利を停止又は剥奪し、関係者に通知されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシー違反時 職員等による情報セキュリティポリシーによっても改善がみられない場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、当該職員等のネットワーク又は情報システムを年度用する権利が停止又は剥奪され、CISO及び当該職員等の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知されているか確認がある。	7.6.(2)③	7.2.3 16.1.1 16.1.2 16.1.7 18.2.2	
	327							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する 規格セキュリティガーディアンの例 文の番号	留意事項
8. 外部委託 サービスの利 用	8.1. (1) 外部委託 事業者の 委託判断 基準	■ 328	i) 外部委託の情報セキュリティに觸れる  ■ 情報セキュリティ責任者によって、外部委託を行う場合の情報セキュリティに関する基準が定められ、文書化されている。	□外部委託管理基準 □外部委託事業者選定基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインダビューや、外部委託を行なう場合の情報セキュリティに関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認される。	8.1.(1)	14.2.7 15.1.2 15.2.1 15.2.2 No.107～108も関連する項目であることが参考にすること。	・情報セキュリティガーディアンの例文の番号 JISQ27002 留意事項
	(2) 外部委託 事業者の 選定基準	329 ○	ii) 外部委託事業者の選定基準  情報セキュリティ管理者によって、外部委託事業者選定の際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されていることが確認されている。	□外部委託事業者選定基準 □サービス仕様書(サービスカタログ)	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビューや、外部委託事業者選定の際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されているか確認されているか確認される。	8.1.(1)①	14.2.7 15.2.1	・外部委託事業者選定基準には、「コンプライアンスに関するその管理体制が、教育訓練等の対策が取りられ、従業員が理解しているか」、「委託業務内容に則した技術、要員が確保されているか」などの項目が含まれていることが望ましい。
	330		iii) 外部委託事業者の選定  情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、外部委託事業者が選定されている。	□外部委託事業者選定基準 □サービス仕様書(サービスカタログ)	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダビューや、外部委託事業者の選定の際に、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等が参考にされているか確認される。	8.1.(1)②	14.2.7 15.2.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例文の番号	関連する規範	留意事項
8. 外部委託サービスの利用	8.1. (3) 契約項目		1)外部委託事業者との契約	□業務委託契約書	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューや、外部委託する場合、外部委託事業者との間で締結される契約書に、必要に応じて情報セキュリティ要件が明記されている。	8.1.(2)	15.1.2 JSQ027002 番号	・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られしており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・契約事項について、再委託事業者の監督についても規定されていることが望ましい。
	(4) 確認・措置等		1)外部委託事業者のセキュリティ対策	□外部委託管理基準 ○作業報告書 ○改善要望書 ○改善措置実施報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューや、外部委託事業者においてセキュリティ対策が確保されているか定期的に確認され、必要に応じて業務委託契約に基づく要求等の措置が講じられているか確認かめる。また、確認された内容が該当する場合は、CISOに報告され、さらにその重要度に応じてCISOに報告されている。	8.1.(3)	15.2.1 15.2.2	・外部委託事業者の情報セキュリティガード等の遵守事項について、No.107～108も関連する項目であることから参考すること。 ・契約事項の遵守状況のほか、十分なセキュリティ対策がとられていることを確認する必要があり特に、再委託の制限、情報の持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・廃棄、支給以外のパソコンの使用について、違反がないか確認することが必要である。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
8. 8.2. 約款による外部サービスの利用	333		I) 約款による外部サービス利用に係る規定の整備	□約款による外部サービス利用基準 □約款による外部サービス運用手順 □約款による外部サービス利用申請書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューより約款による外部サービスを利用を行う場合の規定が整備されている。また、当該サービスの利用において、機密性2以上の情報が取り扱われないように規定されているが確認される。 ・組織によるサービスを利用してよい範囲 ・業務には利用する組織による外部サービス ・利用手続及び運用手順	8.2.(1)	15.1.2 15.1.3 15.2.2	
8. 8.3. ソーシャルメディアサービスの利用	334		II) 約款による外部サービスの利用における対策の実施	□約款による外部サービス利用基準 □約款による外部サービス運用手順 □約款による外部サービス利用申請書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューより約款による外部サービスを利用する場合の、サービス利用によるリスクの把握とセキュリティ対策の実施に関する基準が定められている。 ・職員等がサービス利用の必要性、リスクの評定の判断を行つたうえでサービスを利用しているか確認される。	8.2.(2)	15.1.2 15.1.3 15.2.2	
8. 8.3. ソーシャルメディアサービスの利用	335		I) ソーシャルメディアサービスにおけるセキュリティ対策の実施	□ソーシャルメディアサービス利用基準 □ソーシャルメディアサービス管理手順	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューよりソーシャルメディアサービスを利用して住民へ情報提供を行う場合は、アカウントが店内で管理しているのであることを本市の自己管理ウェブサイトに掲載して参考可能とするとともに、当該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等のやり方を実施し対策や、アカウントのパスワードの適切な管理やアカウントログイン用端末のセキュリティ対策等の不正アクセス対策及び発信した情報をバックアップしておき、ソーシャルメディアサービスが終了した際の対策が行われているか確認される。	8.3.(1)	-	
8. 8.3. ソーシャルメディアサービスの利用	336		II) ソーシャルメディアサービス利用時の情報の取扱い	□ソーシャルメディアサービス利用基準 □ソーシャルメディアサービス管理手順	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューよりソーシャルメディアサービスを利用する際には、機密性2以上の情報は発信しないことや、利用するソーシャルメディアサービスごとに責任者が定められていること等の手順がつくられているか確認される。	8.3.②～③	-	
8. 8.3. ソーシャルメディアサービスの利用	337		III) アカウント乗っ取り確認時の措置	□ソーシャルメディアサービス利用基準 □ソーシャルメディアサービス管理手順	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインダビューよりアカウント乗っ取りを確認した場合の対応手順が作られているか、また、手順に従つて記録がどうなるかになっているか確認される。	8.3.④	-	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用する範囲	関連するISO27002文の番号	留意事項
8.4. クラウド サービスの利 用	338	○	i)クラウドサービスの利用にあたっての情報の取扱いを委ねることの判断	□情報資産管理基準 □クラウドサービス利用基準 □クラウドサービス管理制度書(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、クラウドサービス利用時に取扱いを委ねることができる情報の基準や手順が定められ、定められた手続に従って情報の取扱いを委ねることの可否が判断され、その記録が残されているか確かめる。	8.4.①	-	
339	○	ii)クラウドサービスで取り扱われる情報に対する適用法令の指定	情報セキュリティ管理者によって、クラウドサービスで取り扱われる情報に対する国内法以外の法令が適用されるリスクを評価して、クラウドサービスが選定されたり、必要に応じて委託事業者の選定が定められたりする場合に、クラウドサービスの中断や終了時の措置が定められる必要に応じて見直されている。	□情報資産管理基準 □クラウドサービス管理制度書(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、クラウドサービスが適用されるリスクを評価して、クラウドサービスが選定されたり、必要に応じて委託事業者の選定が定められたりする場合に、クラウドサービスの中断や終了時の措置が定められたりする必要に応じて見直されていることを確かめる。	8.4.②	-	
340		iii)サービスの中断や終了時の措置	情報セキュリティ管理者によって、利用しているクラウドサービスが中断や終了した場合の対応方針や対応手順が定められ、その方針や手順に対応できるクラウドサービスが選定されている。	□情報資産管理基準 □クラウドサービス管理制度書(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、クラウドサービスの特性を踏まえて、クラウドサービス部分も含む情報を聞き、その方針や手順に対する方針や手順が定められており、その方針や手順が選定されていることを確かめる。	8.4.③	-	
341		iv)クラウドサービスにおける情報の流通経路を考慮した部署	情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティの特性を踏まえて、情報の流通経路全般にわたるセキュリティ要件が行われた上でセキュリティ要件が定められている。	□情報資産管理基準 □クラウドサービス管理制度書(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、クラウドサービス部分も含む情報を聞き、セキュリティ要件が定められていることを確かめる。	8.4.④	-	
342		v)クラウドサービス及び当該サービス提供事業者の適切な評価	情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティ監査や各種の認定や認証制度の適用状況などの客観的な情報とともにクラウドサービスやサービス提供事業者の信頼性が評価されている。	□情報資産管理基準 □クラウドサービス管理制度書(サービスカタログ) □クラウドサービス事業者選定記録 □サービス利用契約書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、クラウドサービス及び当該サービス提供事業者の評価にあたっては、セキュリティ対策や経営の健全性、情報セキュリティ監査の報告書や各種の認定や認証制度の取得状況から評価していることを確かめる。	8.4.⑤	-	*ISO/IEC27017認証やSOC報告書などを活用するなどが考えられる。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	*情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
9. 評価・監査見直し	9.1.	343	①情報セキュリティ監査に關わる基準及び手順	□情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのベータレビューにより、情報セキュリティ監査の実施に關するか、手順が文書化され、正式に承認されているか、確かめる。	9.1.	12.7.1 15.1.2 15.2.1 18.2.1	
(1) 実施方法	344		①監査の実施	□情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインビューより、CISO以上にて情報セキュリティ監査実施責任者が指名され、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて監査が行われているか確認する。	9.1.(1)	12.7.1 18.2.1	
(2) 監査を行う者の要件	345		②監査人の独立性	□情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューより、被監査部門から独立した者に監査が依頼され、公平な立場で客観的に監査が実施されているか確認がめる。	9.1.(2)	12.7.1 18.2.1	
	346		③監査人の専門性	□情報セキュリティ監査実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューより、被監査部門が有する者に対する専門知識を有する者が情報セキュリティ監査を実施しているか確認がめる。	9.1.(2)	18.2.1 18.2.3	
(3) 監査実施計画の立案及び実施への協力	347		④監査実施計画の立案	□情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューより、監査及び情報セキュリティ監査が立案され、情報セキュリティ委員会の承認を得ているか確認がめる。	9.1.(3)	12.7.1 18.2.1	
	348		⑤監査実施への協力	□情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューより、被監査部門が監査の実施に協力しているか確認がめる。	9.1.(3)	18.2.1	
(4) 外部委託事業者に対する監査	349		⑥外部委託事業者に対する監査	□情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査実施計画 □監査報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインビューより、外部委託事業者(外部委託事業者からの下請け含む)に対する情報セキュリティ監査が定期的又は必要に応じて行われているか確認がめる。	9.1.(4)	15.1.2 18.2.1 18.2.3	・セキュリティガードナー遵守について外部委託事業者に対する説明は、No.107～108も関連する項目であることを参考にする。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー文の番号	関連するJISQ27002番号	留意事項
9.評価・監査見直し	9.1.(5)	報告	①)監査結果の報告 情報セキュリティ監査統括責任者によって、監査結果が取まとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されている。	□情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査報告書 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビューと情報セキュリティ監査統括責任者へのインダビューより、監査結果が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認める。	9.1.(6)	18.2.1	・監査報告書は、監査証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づくものであることを要する。従つて監査報告書中に、監査意見に至った根拠とそれを導く証拠が記載され、これを第三者が評価できるように整然と、かつ明瞭に記載することが望ましい。
(6)保管	350		②)監査監視及び監査調査の保管 情報セキュリティ監査統括責任者によって、監査証拠及び監査調査書が適切に保管されている。	□情報セキュリティ監査実施マニエアル □監査調査書	監査資料のレビュー、監査実施へのインダビューや、保管場所の観察により、監査証拠及び監査報告書作成のために収集された監査証拠及び監査報告書が紛失しないように保管されているか確認める。	9.1.(6)	18.1.3 18.2.1	
(7)	351		③)監査結果への対応 CISOによって、監査結果を踏まえた指摘事項への対処が関係部署に指示された。また、指摘事項を所轄しない部局においても同種の課題がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認しているが確認かめる。また、府内で機動的に改善が必要な事項について、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示されるている。	□情報セキュリティ委員会議事録 □改善指示書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダビューより、CISOによって、監査結果を踏まえた指摘事項への対処が関係部署に指示された。また、指摘事項を所轄しない部局においても同種の課題がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認しているが確認かめる。また、府内で機動的に改善が必要な事項について、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示されるているか確認かめる。	9.1.(7)	18.2.1	
(8)情報セキュリティ及び関係規程等の見直し	352		④)情報セキュリティ及び関係規程等の見直し等への活用 情報セキュリティ委員会によって、監査結果が情報セキュリティ委員会及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直しに活用されている。	□情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等の活用	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダビューより、監査結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直しに活用されているか確認かめる。	9.1.(8)	5.1.2	・情報セキュリティポリシーの見直しについて No.349～350が開発する項目であることから参考にすること。
9.2.自己点検	353		⑤)情報セキュリティの自己点検に 関わる基準及び手順 統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティ基準の実施状況の自己点検が行われる基準及び手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティ自己点検基準 □情報セキュリティ自己点検実施手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダビューより、情報セキュリティの実施状況の自己点検が行われる基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	9.2.	18.2.2 18.2.3	
	354							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例 文の番号	関連する ISO27002 番号	留意事項
9. 9.2. (1) 實施方法 評価・見直し	355	○	I) ネットワーク及び情報システムに關わる自己点検の実施 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにて、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われている。	□自己点検実施計画 □自己点検結果報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われているが確かめる。	9.2.(1)①	18.2.2 18.2.3	
	356	○	II) 各部局の自己点検の実施 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われている。	□自己点検実施計画 □自己点検結果報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューにて、情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われているが確かめる。	9.2.(1)②	18.2.2 18.2.3	
(2) 報告	357	○	I) 自己点検結果の報告 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者によつて、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されている。	□自己点検結果報告書 □改善計画 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているが確かめる。	9.2.(2)	18.2.2 18.2.3	
(3) 自己点検 結果の活用	358		I) 権限の範囲内で改善 職員等によって、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善が図られている。	□自己点検結果報告書 □改善計画	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善が図られているが確かめる。	9.2.(3)①	18.2.2 18.2.3	
	359		II) 情報セキュリティポリシーの見直しへの活用 情報セキュリティ委員会によって、自己点検結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用されている。	□情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシー	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、自己点検結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用されているが確かめる。	9.2.(3)②	5.1.2 18.2.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準	情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準	情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準
9. 評価・情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し	9.3. 評価・情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し	360	i) 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューと統括情報セキュリティ責任者への監査資料のレビューと統括情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要に応じて情報セキュリティポリシー及び関係規程等の改善が行われているか確認がある。また、改善された場合に、その内容が職員等や外部委託事業者に周知されているか確認がある。	9.3.	5.1.2	5.1.2
		361 ○	ii) 情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し 情報セキュリティ委員会によって、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに關する状況の変化等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しが行われている。	□情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに關する状況の変化等を踏まえ、毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要に応じて情報セキュリティポリシー及び関係規程等の改善が行われているか確認がある。また、改善された場合に、その内容が職員等や外部委託事業者に周知されているか確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに關する状況の変化等を踏まえ、毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要に応じて情報セキュリティポリシー及び関係規程等の改善が行われているか確認がある。また、改善された場合に、その内容が職員等や外部委託事業者に周知されているか確認がある。	9.3.	5.1.2	5.1.2

市区町村において独自に自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

**市区町村において独自に自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目**

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連するJISQ27002文の番号	留意事項
3. 情報システム全体の強制性の向上	(3)インターネット接続系(セキュリティクラウドの監査項目例)	○	①標準要件に基づいた機能と運用	<input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> システム設計書 <input type="checkbox"/> 機器等の設定指示書 <input type="checkbox"/> 運用手順書 <input type="checkbox"/> サービス利用契約書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのハウツーピューにて、本市又はサービス提供者により、「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」(令和2年8月18日総行情第109号「総務省自治行政局地域情報政策室長通知」)における標準要件(機能要件一覧、要件シート等)に基づいたセキュリティクラウドの機能を有していること及び運用がされていることを確かめよう。	3.(2) 3.(3)	・「3.情報システム全体の強制性の向上(3)インターネット接続系における監査項目に加えて、左記の監査項目も合わせて確認する。 ・クラウドについては、No.338-342も関連する項目であることが参考にすること。

インターネット接続系に主たる業務端末を配置する β モデルを採用する場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

**β モデルを採用する場合の追加監査項目**

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが ガイドラインの例 文の番号	関連する JSQ27002 番号	留意事項
3. 情報システム全体の強制性の向上	1	○	i) 素害化処理	<input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> システム設計書 <input type="checkbox"/> 機器等の設定指示書 <input type="checkbox"/> 運用手順書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインビュートに、より LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを取り込む際に、ファイルからデータを抽出、ファイルを画像PDFに変換、サニタイ化処理、インネット接続系において内容を目標で確認するとともに、未知の不正プログラム検知及びその実行を防止する機能を有するソフトウェアで危険因子の有無を確認するなどの対策が実施されているかを確認する。	3.(3)	—	・無害化の処理方法が複数ある場合は、それぞれの方法について実施状況を確認する。
	2	○	ii) LGWAN接続系の画面転送	<input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> システム設計書 <input type="checkbox"/> 機器等の設定指示書 <input type="checkbox"/> 運用手順書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインビュートに、より インターネット接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端末を利用することを確認する。さらに、LGWAN接続系からインターネット接続系へのデータ転送(クリップボードのコピー＆ペースト等)が原則禁止されており、通信先を限定されたLGWANメールやLGWAN-ASPからの取り込み、業務で必要なデータの転送のみが許可されていることを確認する。	3.(3)	—	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティが関連するJISQ27002番号	留意事項
3. 情報システム 全体制の 強制性 の向上	3	技術的対 策	iii) 不正プログラム対策(エ ンボイント対策) 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者により、バーンマッチ ング型の検知に加えて、セキュリティ 専門家やSOC等のマネージドサービスの 運用によって、以下の対応が全て実施 されている。 ・端末等のエンドポイントにおけるソフト ウェア等の動作が監視し、未知及び既 示のマルウェア等による悪意ある活動を 示す異常な挙動を監視・検出・特定す る。 ・異常な挙動を検出した際にプロセスを 停止、ネットワークからの論理的な隔離 を行なう。 ・インシデント発生時に発生要因の詳細 な調査を実施する。	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者 又は情報システム管理者へのインタビューにより、 バーンマッチング型の検知に加えて、セキュリティ 専門家やSOC等のマネージドサービスの運用によつ て、端末等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の 動作の監視がされていること、未知及び既知のマル ウェア等の異常な挙動を監視・検出ができるよ うになっていること並びに異常な挙動が検出された際 のプロセスの停止、異常な挙動が検知された際 等に対してもネットワークからの隔離ができるようになつ ていること及びインシデント発生要因の詳細な調査 が実施できるようになっていることを確かめる。	3.(3)	-
	4	○	iv) 業務システムログ管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、LGWAN接続 系の業務システムのログの収集、分析、 保管が実施されている。	□システム運用基準 ログ □システム稼動記録 □障害時のシステム出力ロ グ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者 又は情報システム管理者へのインタビューにより、L GWAN接続系の業務システムに開設するログが適切 に収集、分析、保管されていることを確かめる。	3.(3)	-
	5	○	v) 脆弱性管理 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、OSやソフト ウェアのバージョンなどが漏れなく資産 管理され、脆弱性の所在が効率的に把握され 握されており、深刻度に応じて修正プロ グラムを適用し、セロディ攻撃等のソフト ウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に 対応されている。	□情報セキュリティ関連情報 の通知記録 □脆弱性関連情報の通知 記録 □サイバー攻撃情報やイン シデント情報の通知記録 □脆弱性対応計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者 又は情報システム管理者へのインタビューにより、O Sやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管 理され、脆弱性の所在が効率的に把握されており、 深刻度に応じて修正プログラムを適用し、セロディ 攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速 に対応できるようになっているかを確かめる。	3.(3)	-

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー文書の番号	情報セキュリティガイドラインの例	関連するJISQ27002番号	留意事項
3. 情報システム全体の強制性の向上	組織的・入 的対策	6	i)住民に関する情報をインターネット接続系に保存させない規定の整備 住民に関する情報資産は特に重要な情報資産であるため、インターネット接続系のサーバー等に保存したとしても直ちに削除すること等が規定として定められており、その規定に従い、運用がされている。	□情報資産管理基準 □実施手順書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、住民情報に関する情報の取扱いについて文書化され、運用されており、実際に住民情報がインターネット接続系のファイルサーバー等に保存されていないことを確認する。	3.(3)	—	—	
	7	○	ii)情報セキュリティ研修計画 職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画している。	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、研修計画において、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるよう計画されているか確認する。	5.2.(2)②	7.2.2	・aモデルにおいては推奨事項だが、β・β-モードにおいては必須事項となる。	
	8	○	iii)実践的サイバー防衛演習 (CYDER)の確実な受講 CISOによって、実践的サイバー防衛演習(CYDER)を受講しなければならないことが定められ、受講計画が策定されており、また、受講計画に従い、職員等が受講している。	□研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、実践的サイバー防衛演習(CYDER)の受講計画について文書化され、正式に承認されているか確認する。 また、職員等が適切に受講しておらず、その受講記録が取られていることを確認する。	3.(3)	—	—	
	9	○	iv)演習等を通じたサイバー攻撃情報やインシデント等への対策情報 有 職員等が以下の演習やそれに準ずる演習を受講している。 ・インシデント対応訓練(基礎 / 高度) ・分野横断的演習	□研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等がインシデント対応訓練(基礎 / 高度)、分野横断的演習又はそれに準ずる演習を受講しているか確認する。	3.(3)	—	—	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティが オンラインの例 文の番号	情報セキュリティが オンラインの例 文の番号	関連する JSQ27002 番号	留意事項
3、 情報システム 全体の 強制性 の向上	組織的・人 的対策	✓	④)自治体情報セキュリティポリシー ガイドライン等の見直しを踏まえた情 報セキュリティポリシーの見直し	□情報セキュリティポリシー ガイドライン等の見直しを踏まえた情 報セキュリティポリシーの見直し	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューや、情報セキュリティポリシーが自治体情報セキュリティポリシー等の見直し措置をえて、適時適切に見直しがされていることを確かめる。	—	—	—	・情報セキュリティポリシーの策定・遵守については、No.305-313、No.343-353、No.360-361が開催する項目であることから参考にすること。

※β・β'モデルを採用する場合、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」対策基準(例文)記載の組織的・人的対策を確実に実施する必要があるため、以下の監査項目を再掲

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者へのインバッファード監査資料の例	開通するドライバの例	情報セキュリティポリシーがJSQ27002番号	留意事項
1.組織体制	(3)CSIRTの設置・役割	○	III)CSIRTの監査・役割の明確化 □CSIRTが設置され、部局の情報セキュリティインシデントについてCSISOへの報告がされ、また、CSIRT及び構成する要員の役割が明確化されている。	□情報セキュリティポリシー □CSIRT設置要綱	監査資料のレポートと経括情報セキュリティ責任者へのインバッファード、CSIRTが設置されており、規定された役割に応じて情報セキュリティインシデントの受け止めやCSISOへの報告、報道機関等への情報共有等を行统一的な窓口が設置されているべきである。また、監査資料のレポートとCSISO又は構成要員へのインバッフェーにより、CSIRTの要員構成、役割などが明確化されており、要員はそれぞれの役割を理解しているか確かめる。	1.(9)	6.1.3 6.1.4 6.1.1 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5	6.1.3 6.1.4 6.1.1 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5	
5.	5.1. (1)人的セキュリティの職員等の遵守事項	4 ○	I)情報セキュリティポリシー等遵守の範囲 □職員等への周知記録 □職員等の遵守事項 ①情報セキュリティポリシー等の遵守	□情報セキュリティポリシー □職員等への周知記録	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーにより、職員等の情報セキュリティ責任者へのインバッフェー及び実施手順の選定セキュリティ対策について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合に職員等がるべき手順について文書化され、正式に承認されているか確かめる。また、承認された文書が職員等に周知されているか確かめる。	5.1.(1)①	5.1.1	5.1.1	
	5.1. (2)人的セキュリティの職員等の遵守事項	83 ○	II)情報セキュリティポリシー等の遵守 □職員等は、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守するところも、情報セキュリティ対策について不明な点や遵守が困難な点等がある場合、運営や運用に情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰げる体制になつてい、る。	□情報セキュリティポリシー □実施手順	監査資料のレポートと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインバッフェーにより、情報セキュリティ対策について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合、情報セキュリティ対策が整備されているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施し、周知状況を確かめる。	5.1.(1)①	5.1.1	5.1.1	・職員等の情報セキュリティポリシーがリードの遵守状況の確認及び対応については、No.305～313も関連する項目であることから参考すること。
	(1)職員等の遵守事項 (2)業務以外の目的での使用禁止	84 ○	II)情報資産等の業務以外の目的での使用禁止 □職員等による業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアーカセス、電子メールアドレスが行はれていないか確かめる。 □端末ログ □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインバッフェーにより、業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアーカセス、電子メールアドレスが行はれていないか確かめる。必要な応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)②	—	5.1.1	—	
	(1)職員等の遵守事項 (2)業務以外の目的での使用の禁止	86 ○							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがJISQ27002規格に適合するかの確認番号	留意事項
5. 人的セキュリティ	5.1. (1) 職員等の遵守事項 ③ モバイル端末や記録媒体の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限	88 ○	ii) 情報資産等の外部持出制限 職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。	□端末等持出・持込基準／手錠 □府外での情報処理作業基準／手錠 □端末等持出・持込申請書／承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外郭に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6	・紛失、盗難による情報漏えいを防止するため、暗号化等の適切な处置をして持出すことが望ましい。
	89 ○	iii) 外部での情報処理業務の制限 職員等が外部で情報処理作業を行う場合は、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。	□府外での情報処理作業基準／手錠 □府外作業申請書／承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等が外郭で情報処理作業を行なう場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6	・情報漏えい事故を防止するため、業務終了後は速やかに勤務地に情報資産を返却することが望ましい。	
	90 ○	i) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の業務利用基準及び手帳 ④ 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用する場合の基準	□端末等持出・持込基準／手錠 □支給以外のパソコン等使用申請書／承認書	監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用手順が文書化され、正式に承認されているか確認める。	5.1.(1)④ 8.2.3 11.2.1		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連する文書の番号	留意事項
			II) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用制限	□支給以外のパソコン等使用 □支給以外のパソコン等使用基準/実施手順 用申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が情報処理作業を行際に支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得ているか確認める。また、端末のウイルスチェックが行われていることや、端末ロック機能並びに遠隔消去機能が利用できるること、機密性3の情報報産の情報処理作業を行っているかこと、支給以外の端末のセキュリティに関する教育を受けた者のみが利用しているか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認める。また、手順書に基づいて許可や利用がされているか確認める。	5.1.(1)④ 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6	6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6
91	○		III) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の片内ネットワーク接続	□片外での情報処理作業基準手続 □支給以外のパソコン等使用 用申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を行内外ネットワークに接続することを許可する場合は、シングライアルネット環境やセキュアプロトコルの使用、ファイアウォール等の機能を持つアカウントでの接続のみを許可する等の情報漏えい対策が講じられているか確認める。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認める。	5.1.(1)④ 13.1.1 13.1.2	13.1.1 13.1.2
92	○		II) 携帯等の持出・持込記録の作成	□端末等持出・持込基準/手続 □端末等持出・持込申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されているか確認める。	5.1.(1)⑤ 11.2.5	*記録が定期的に点検し、紛失、盗難が発生していないか、確認することが望ましい。
(1)			職員等の遵守事項 ⑤ 持ち出し及び持ち込みの記録	94	○		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理の実施状況 開通するドライバーの例 JISQ27002番号	留意事項
5. 人的セキュリティ	5.1. (1) 職員等の遵守事項	98 ○	②) 機上の端末等の取扱 ③) 情報セキュリティ等の掲示	□クリアデスク・クリアスク リーン基礎	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダクション、執務室の規範により、パソコン、モバイル端末の画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覗されない状況の保管といった、情報資産の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覗されることが防止するための適切な措置が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3-5.1.(1)⑦ 11.2.9	
5. 人的セキュリティ	5.1. (3) 情報セキュリティの遵守事項	106 ○	④) 情報セキュリティ等の掲示	□職員等への周知記録	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクション及び執務室の規範により、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覗できるよう、イントラネット等に掲示されているか確認する。	5.1.(3) 5.1.1	
5. 人的セキュリティ	5.1. (4) 外部委託事業者に対する情報セキュリティ等の遵守の説明	108 ○	⑤) 外部委託事業者に対する説明	□業務委託契約書 □外部委託管理制度基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクションにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を受ける外部委託事業者及び情報システム事業者がから再委託する事業者に対する情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。  監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクションにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を受ける外部委託事業者及び情報システム事業者がから再委託する事業者に対する情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。	5.1.(4) 15.1.1 15.1.2 15.1.1 15.1.2	・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託が認められる場合には、再委託事業者における情報セキュリティポリシーが十分取られており、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・外部委託事業者に対して、契約の遵守等について必要に応じて立ち入り検査を実施すること。 ・外部委託に関する事項については、No.328～332も関連する項目であるご参考にすること。
5. 人的セキュリティ	5.2. (1) 情報セキュリティ研修・訓練	110 ○	⑥) 情報セキュリティ研修・訓練の実施	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダクションにより、定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されている。	5.2.(1) 7.2.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーライセンスの例 文の番号	関連する規格番号 JISQ27002 規格番号	留意事項
5. 人的セキュリティ情報セキュリティシメントの報告	121	○	I) 手順 II) 情報セキュリティインシデントの報告	□情報セキュリティ責任者による報告手順 □情報セキュリティインシデント責任者による報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや報告手順を記載した場合、又は住民等から情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	5.3.(1)～(3)	16.1.2 16.1.3	・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。
5. 人的セキュリティ情報セキュリティシメントの報告	122	○	I) 庁内の情報セキュリティインシデントの報告	□情報セキュリティインシデントが認知された場合、報告手順に従って関係者に報告されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや報告手順に従って遅滞なく報告されているか確認がある。	5.3.(1)	16.1.2 16.1.3	
5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理	128	○	III) 認証用ICカード等の放置禁止	□ICカード等取扱基準 □認証用ICカード等を業務上必要としたときは、カードリーダーやハッソコン等の端末のスロット等が抜かれている。	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや業務室の複数にわたり、業務上不要な場合はカードリーダーやハッソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトーカンが抜かれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(1)① (ウ)	9.2.1 9.2.2	
5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理	129	○	IV) 認証用ICカード等の紛失時手順	□ICカード等取扱基準 □認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従うされている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューや認証用のICカードやUSBトーカーが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確認がある。	5.4.(1)① (ウ)	9.2.1 9.2.2	
	130	○	V) 認証用ICカード等の紛失時手順	□ICカード等取扱基準 □認証用ICカード等の紛失連絡があった場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、当該ICカード等の不正使用を防止する対応がとられている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、紛失した認証用のICカードやUSBトーカーを使用したアクセス等が速やかに停止されているか確認がある。	5.4.(1)②	9.2.1 9.2.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連する文書の番号	留意事項
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	131	○	vi) 段階用 ICカード等の回収及び譲り受け	□ ICカード等取扱基準 □ ICカード等管理台帳	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイングリー(にじり)、認証用のICカードやUSBトーカー等切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトーカーが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で跡棄されているか確認ある。	5.4.(1)③ 9.2.1 9.2.2	・回収時の箇数を確認し、紛失・盗難が発生していないか、実際に確認することを望む。
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	136	○	ii) パスワードの取扱い	□ パスワード管理制度	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、職員等のパスワードについて照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないよう取り扱われるか確認ある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)①～③ 9.3.1	・最短6文字以上で次の条件を満たしていることが望む。 ①当人の開通情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	137	○	iii) パスワードの不正使用防止	□ パスワード管理制度	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、パスワードが流出したおそれがある場合速やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されるか確認ある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)④ 9.3.1	
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	140	○	vi) パスワード記憶機能の利用禁止	□ パスワード管理制度	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、静務室の規範により、サーバ、ネットワーク機器及びコン等の端末にパスワードが記憶されていない、必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)⑦ 9.3.1	

インターネット接続系に主たる業務端末・システムを配置する β' モデルを採用する場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

## β'モデルを採用する場合の追加監査項目

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティが関連する ガイドラインの例 文の番号	留意事項
3. 情報システム 全般的 強制性 の向上	技術的対 策	○	i) 無害化処理  CISO又は統括情報セキュリティ責任者 によって、LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを取込込まれた際 に、以下の対策が実施されいる。 ・ファイルからテキストのみを抽出 ・ファイルを画像PDFに変換 ・サニタリズム処理 ・インターネット接続系において内容を 目視で確認するとともに、未知の不正ブ ログラム検知及びその実行を防止する 機能を有するソフトウェアで危険因子の 有無を確認	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインシディエー ト接続系からファイルを取り込む際に、 ファイルからテキストのみを抽出、ファイルを画像PD Fに変換、サニタリズム処理、インターネット接続系に おいて内容を目視で確認するとともに、未知の不正 プログラム検知及びその実行を防止する機能を有す るソフトウェアで危険因子の有無を確認するなどの対 策が実施されているか確認。	3.(3)	一 ・無害化の処理方法が複 数ある場合は、それぞれ の方針について実施状況 を確認する。
		○	ii) LGWAN接続系の画面転送  CISO又は統括情報セキュリティ責任者 によって、以下の対応が全て実施され ている。 ・インターネット接続系の業務端末から LGWAN接続系のサーバや端末を利用 する場合は、仮想化されたリモートデスク トップ形式で接続されている。 ・LGWAN接続系からインターネット接続 系へのデータ転送(クリップボードのコ ピー＆ペースト等)が禁止されている。 ただし、LGWANメールやLGWAN-ASPか らの取り込み、業務で必要となるデータ の転送については、中継サーバやフ ィルターや、IPアドレス、MACアドレス等で通信先を 限定することで可能となっている。	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインシディエー ト接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端 末を利用して接続されることを確認する。さらに、 LGWAN接続系からインターネット接続系へのデータ 転送(クリップポートのコピー＆ペースト等)が原則禁 止されており、通告書を限定されたりLGWANメールや データ転送のみが許可され、業務で必要となる データ転送のみが許可されていることを確認する。	3.(3)	一
		○					

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー文書の例 文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
3. 情報システム全体の強制性の向上	3	技術的対策	Ⅲ)未知の不正プログラム対策(エンドポイント対策)	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンチヒューティにより、パートナーやSOC等のマネージドサービスの運営によって、以下の対応が全て実施されている。 ・端末等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の動作の監視がされないこと、未知及び既知のマルウェア等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の動作が監視されないこと、並びに異常な挙動を検出した際のプロセスの停止、異常な挙動が発見された端末等に対してネットワークからの隔離が可能になつてること及びインシデント発生要因の詳細な調査が実施できることを確認する。	3.(3)	—	
	3	○	IV)業務システムログ管理	□システム運用基準 □ログ □システム稼働記録 □障害時システム出力ログ □分析、保管が実施されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンチヒューティにより、インターネット接続系の業務システムにに関するログが適切に収集、分析、保管されていることを確認する。	3.(3)	—	*ログの取得及び保管についてはNo.156～159も関連する項目であることから参考にすること。
	4	○	V)情報資産单位でのアクセス制御	□アクセス制御方針 □アクセス権限基準 □システム管理方針及下基準が定められ、文書化されており、基準に従ってアクセス制御が実施されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンチヒューティにより、情報資産の機密性レベルに応じて業務システム単位でのアクセス制御が行われること、文書を管理するサーバ等で課室単位でのアクセス制御が実施されていることを確認する。	3.(3)	—	*アクセス制御についてはNo.207～232も関連する項目であることから参考にすること。
	5	○						

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーディアンの例 文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
3. 情報システム全体の強制性に対する対策	6	○	<b>vi) 脆弱性管理</b>	□情報セキュリティ開運情報の通知記録 □脆弱性開運情報の通知記録 □サイバー攻撃情報やパンデミック情報の通知記録 □脆弱性対応計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、OSやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在が効率的に把握されており、深刻度に応じて修正プログラムを適用し、ゼロデイ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に対応できるようになっているか確かめる。	3.(3)	—	・脆弱性管理についてはNo.295～299も関連する項目であることを参考すること。
組織的・人間的対策	7	○	<b>i) セキュリティの継続的な検知・モニタリング体制の整備</b>	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するアンケート	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、標的型攻撃訓練や研修等の受講状況や結果を確認し、セキュリティ対策の浸透状況や効果が測定されているか確認する。	3.(3)	—	・標的型訓練についても計画に含めることが望ましい。
	8	○	<b>ii) 住民に関する情報をインターネット接続系に保存させない規定の整備</b>	□情報資産管理基準 □実施手順書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、住民情報に関する情報の扱いについて文書化され、運用されており、実際に住民情報がインターネット接続系のファイルサーバ等に保存されていないことを確かめる。	3.(3)	—	
	9	○	<b>iii) 情報セキュリティ研修、標的型攻撃訓練、セキュリティインシデント調査の受講</b>	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するアンケート	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティ研修、標的型攻撃訓練を年1回以上受講していること及び情報システム管理者、情報システム担当者がセキュリティインシデントが発生した場合の訓練を年1回以上受講していることを確かめる。	3.(3)	—	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連する文の番号	情報セキュリティポリシーが関連する文の番号	留意事項
3、 情報システム全体の強制性の向上	組織的・入 的対策	○	<b>IV) 情報セキュリティ研修計画</b> 職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されている。	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、研修計画において、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されているか確認める。	5.2.(2)②	7.2.2	・αモデルにおいては推奨事項だが、β・β+モードにおいては必須事項となる。
			<b>V) 実践的サイバーコンテナ防衛演習(CYDER)の確実な受講</b> CISに於いて、実践的サイバーコンテナ防衛演習(CYDER)を受講しなければならないことが定められ、受講計画が策定され、受講計画に従い、職員等が受講している。	□研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、実践的サイバーコンテナ防衛演習(CYDER)の受講計画について文書化され、正式に承認されているか確認める。 また、職員等が適切に受講しており、その受講記録が取られていることを確認める。	3.(3)	—	
			<b>VI) 演習等を通じたサイバー攻撃情報やインシデント等への対策情報共有</b> 職員等が以下の演習やそれに準ずる演習を受講している。 ・インシデント対応訓練(基礎/高度) ・分野横断的演習	□研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等がインシデント対応訓練(基礎/高度)、分野横断的演習又はそれに準ずる演習を受講しているか確認める。	3.(3)	—	
			<b>VII) 自治体情報セキュリティポリシーがガイドライン等の見直しを踏まえた情報セキュリティポリシーの見直し</b> 自治体情報セキュリティポリシーガイドライン等の見直し踏まえて、適時適切に情報セキュリティポリシーの見直しがされている。	□情報セキュリティポリシー	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーが自治体情報セキュリティポリシー等の見直しを踏まえて、適時適切に見直しがされていることを確認める。	—	—	・情報セキュリティポリシーの策定・遵守については、No.305-313、No.343-353、No.360-361が開催する項目であることがから参考にすること。

※※ β・β' モデルを採用する場合、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」対策基準(例文)記載の組織的・人的対策を確実に実施する必要があるため、以下の監査項目を重視

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	関連する 情報セキュリティ方 式の番号	留意事項
1. 総務体制		(3)CSIRTの設置・役割	□情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	6.1.3 6.1.4 6.1.1 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5	6.1.3 6.1.4 6.1.1 16.1.1 16.1.2 16.1.3 16.1.4 16.1.5
2. 情報セキュリティの明確化	4	○	□情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	5.1.1①	5.1.1①
3. 情報セキュリティポリシー等遵守の明記	5.1. (1)	○	□情報セキュリティポリシー等遵守の明記 職員等は情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ対策に従事する職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	5.1.1①	5.1.1①
4. 情報セキュリティポリシー等の遵守	5.1. (2)	○	□情報セキュリティポリシー等の遵守 職員等は情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ対策に従事する職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	5.1.1①	5.1.1①
5. 情報セキュリティポリシー等の遵守	83	○	□情報セキュリティポリシー等の遵守 職員等は情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ対策に従事する職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	5.1.1①	5.1.1①
6. 情報セキュリティポリシー等の遵守	84	○	□情報セキュリティポリシー等の遵守 職員等は情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ対策に従事する職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	5.1.1①	5.1.1①
7. 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止	86	○	□情報セキュリティポリシー等の遵守 職員等は情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ対策に従事する職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインプレビューやCSIRTが設置された際の報告、監査機関からの確認等の確認	5.1.1②	—

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがJISQ27002規格に適合するかの確認番号	留意事項
5. 人的セキュリティ	5.1. (1) 職員等の遵守事項 ③ モバイル端末や記録媒体の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限	88 ○	ii) 情報資産等の外部持出制限 職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。	□端末等持出・持込基準／手錠 □府外での情報処理作業基準／手錠 □端末等持出・持込申請書／承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等がモバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外郭に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6	・紛失、盗難による情報漏えいを防止するため、暗号化等の適切な处置をして持出すことが望ましい。
	89 ○	iii) 外部での情報処理業務の制限 職員等が外部で情報処理作業を行う場合は、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。	□府外での情報処理作業基準／手錠 □府外作業申請書／承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューや、職員等が外郭で情報処理作業を行っているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)③ (イ) 6.2.1 6.2.2 11.2.6	・情報漏えい事故を防止するため、業務終了後は速やかに勤務地に情報資産を返却することが望ましい。	
	90 ○	i) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の業務利用基準及び手帳 ④ 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用する場合の基準	□端末等持出・持込基準／手錠 □支給以外のパソコン等使用申請書／承認書	監査資料のレビューと経括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体を利用手順が文書化され、正式に承認されているか確認める。	5.1.(1)④ 8.2.3 11.2.1		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連するドキュメントの番号	留意事項
			II) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の利用制限	□支給以外のパソコン等使用 □支給以外のパソコン等使用基準/実施手順 用申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、職員等が情報処理作業等が情報及び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得ているか確認する。また、端末のウイルスチェックが行われていることや、端末ロック機能並びに遠隔消去機能が利用できるること、機密性3の情報報産の情報処理作業を行っていないこと、支給以外の端末のセキュリティに関する教育を受けた者のみが利用しているか確認がある。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認める。また、手順書に基づいて許可や利用がされているか確認がある。	5.1.(1)④ 6.2.1 6.2.2 11.2.1 11.2.6	
91	○		III) 支給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体の片内ネットワーク接続	□口外での情報処理作業基準手録 □支給以外のパソコン等使用申請書/承認書 用申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダビューや、モバイル端末及び電磁的記録媒体を行内外ネットワークに接続することを許可する場合は、シングライアルネット環境やセキュアプロトコルの使用、ファイアウォール機能を持つアーカーシヨンでの接続のみを許可する等の情報漏えい対策が講じられているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	5.1.(1)④ 13.1.1 13.1.2	
92	○		(1) 権利等の特出・持込記録の作成	□端末等持出・持込基準/手録 □端末等持出・持込申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されているか確認ある。	5.1.(1)⑤ 11.2.5	・記録が定期的に点検し、紛失、盗難が発生していないか、確認することが望ましい。
			職員等の遵守事項 ⑤ 持ち出し及び持ち込みの記録	94	○		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理の実施状況 開通するドライバーの例 JISQ27002番号	留意事項
5. 人的セキュリティ	5.1. (1) 職員等の遵守事項	98 ○	②) 機上の端末等の取扱 臥床時等は、モバイル端末・電磁的記録媒体、文書等の第三者使用又は情報漏洩防止のための措置が講じられている。	□クリアデスク・クリアスク リーン基礎	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインダクション、執務室の機密情報(機密媒体、文書等の間覗されない画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の第三者使用又は情報漏洩防止のための措置が講じられることが防止するための適切な措置が講じられておりが確認できる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3-5.1.(1)⑦ 11.2.9	
5. 人的セキュリティ	5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示	106 ○	③) 情報セキュリティポリシー等の掲示 情報セキュリティ管理者によって、職員等が常に最新の情報常時手順を閲覧できるよう、内閣府の新規セキュリティポリシー及びセキュリティポリシー等に掲示されている。	□職員等への周知記録	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクション及び執務室の機密情報(機密媒体、文書等の間覗されない画面ロックや電磁的記録媒体、文書等の第三者使用又は情報漏洩防止のための適切な措置が講じられることが確認できる。	5.1.(3) 5.1.1	
5. 人的セキュリティ	5.1. (4) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等の説明	108 ○	④) 外部委託事業者に対する説明 外部委託事業者及び情報システムの開発・保守等を受ける事業者及び外部委託事業者から再委託を受けた外部委託事業者等がセキュリティポリシー等のうち、外部委託事業者から再委託を受けた事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。	□業務委託契約書 □外部委託管理制度基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクション及び情報システムの開発・保守等を受ける事業者及び外部委託事業者から再委託を受けた外部委託事業者等がセキュリティポリシー等のうち、外部委託事業者から再委託を受けた事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。 監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインダクション及び情報システムの開発・保守等を受ける事業者及び外部委託事業者から再委託を受けた外部委託事業者等がセキュリティポリシー等のうち、外部委託事業者から再委託を受けた事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確認する。	5.1.(4) 15.1.1 15.1.2	・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託が認められる場合には、再委託事業者における情報セキュリティポリシー及びセキュリティポリシー等に掲示されているか確認する。 ・外部委託事業者に対して、契約の遵守等について必要なことを確認した上で併記しなければならない。 ・外部委託に關する事項については、No.328～332も参考すること。
5. 人的セキュリティ	5.2. (1) 情報セキュリティ研修・訓練	110 ○	①) 情報セキュリティ研修・訓練の実施 CISOによって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインダクションにより、定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認する。	5.2.(1) 7.2.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガーライセンスの例 文の番号	関連する規格番号 JISQ27002 規格番号	留意事項
5. 人的セキュリティ情報セキュリティシートの報告	121	○	I) 情報セキュリティインシデントの報告 手順 統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデントを認知した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにて、職員等が住民等部から情報セキュリティインシデントの報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているか確認する。	5.3.(1)～(3)	16.1.2 16.1.3	・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。
5. 人的セキュリティ情報セキュリティシートの報告	122	○	I) 庁内の情報セキュリティインシデントの報告 手順 府内での情報セキュリティインシデントが認知された場合、報告手順に従つて関係者に報告されている。	□情報セキュリティインシデント報告手順 □情報セキュリティインシデント報告書 □情報セキュリティインシデント報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者、職員等へのインタビュー、報告手順に従つて遅滞なく報告されているか確認する。	5.3.(1)	16.1.2 16.1.3	
5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理	128	○	III) 認証用ICカード等の放置禁止 認証用ICカード等を業務上必要としたときは、カードリーダーやハッソコン等の端末のスロット等が抜かれている。	□ICカード等取扱基準 □ICカード等取扱いの取扱い	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのペナリティ及び懲罰室の権限に付し、業務上不要な場合はカードリーダーやハッソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトーカンが抜かれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(1)① (イ)	9.2.1 9.2.2	
5. 人的セキュリティID及びパスワード等の管理	129	○	IV) 認証用ICカード等の紛失時手順 認証用ICカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従つている。	□ICカード等取扱基準 □ICカード紛失届書 □ICカード紛失手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにて、認証用のICカードやUSBトーカーが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせているか確認する。	5.4.(1)① (ウ)	9.2.1 9.2.2	
	130	○	V) 認証用ICカード等の紛失時手順 認証用ICカード等の紛失連絡があった場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によつて、当該ICカード等の不正使用を防止する対応がとられている。	□ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳 □ICカード紛失手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、紛失した認証用のICカードやUSBトーカーを使用したアクセス等が速やかに停止されているか確認する。	5.4.(1)②	9.2.1 9.2.2	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが関連するドライバの番号	留意事項
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	131	○	vi) 携帯用 ICカード等の回収及び譲り受け	□ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのイングリー(にじり)、認証用のICカードやUSBトーカー等切り替える場合に切替え前のICカードやUSBトーカーが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で陸揚されているか確認される。	5.4.(1)③ 9.2.1 9.2.2	・回収時の箇数を確認し、紛失・盗難が発生していないか、実際に確認することを望む。
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	136	○	ii) パスワードの取扱い	□パスワード管理制度基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、職員等のパスワードについて照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないよう取り扱われるようが確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)①～③ 9.3.1	・最短6文字以上で次の条件を満たしていることが望む。 ①当人の開通情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	137	○	iii) パスワードの不正使用防止	□パスワード管理制度基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、パスワードが流出したおそれがある場合速やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されいるか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)④ 9.3.1	
5.4. (3) 人的セキュリティ ID 及びパスワードの取扱い	140	○	vi) パスワード記憶機能の利用禁止	□パスワード管理制度基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのアンケートにより、サーバ、ネットワーク機器及びコンピュータ、端末にパスワードが記憶されていないか、必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(3)⑦ 9.3.1	

## 付録

○監査資料例一覧／索引

○情報セキュリティ監査実施要綱（例）

○情報セキュリティ監査実施計画書（例）

○情報セキュリティ監査報告書（例）

○情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）

○情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

# 監查資料例一覽／索引

## 監査資料例一覧／索引

(注)情報セキュリティ監査の実施にあたって、確認すべき文書や記録の例を示したもの。文書や記録は、各地方公共団体によって異なると考えられることから、必ずしもこの例によらない場合があることに留意する。また、必ずしも文書化が必須という訳ではない。なお、該当No.における表示は、自No.:自治体情報セキュリティクラウドの調達を行った場合の追加監査項目、β No.: β モデルを採用する場合の追加監査項目、β' No.: β' モデルを採用する場合の追加監査項目を表す。

索引	名称	解説	該当No.
あ	ICカード等管理台帳	職員等に付与されている認証証のICカードやUSBトークンの発行から廃棄までを管理する文書。	130,131
	ICカード等取扱基準	認証のために職員等に発行されているICカードやUSBトークンなどの管理、紛失時の対応手順、廃棄時の手続などを記述した文書。	126,127,128,129,130,131
	ICカード紛失届書	職員等が認証用ICカード等を紛失したことの報告及び、それに対してどのような対応をしたかを記録した文書。	129
	ID管理台帳	職員等に付与されているIDの発行、変更、抹消を記録した文書。	134
	ID取扱基準	職員等に付与されるIDの登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴うIDの取扱い、貸与禁止や共用IDの利用制限など取扱いに関する基準について記述した文書。	132,133,134
	アクセス管理基準	アクセス制御方針に基づき、利用者の権限に応じたアクセス制御を行なう基準を記述した文書。	207,229,230,231,232,β'5
	アクセス権限設定書	参照、更新、削除のアクセス権限範囲の定義を記述した文書。	239
	アクセス制御方針	情報資産へのアクセスについて、業務上の必要性や禁止事項等の基本的な考え方を記述した文書。	207,229,230,231,232,β'5
	移行手順書	システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行する具体的な手順を記述した文書。	244,245,246
	異常時復旧手順	情報システムの統合・更新作業中に異常事態が発生した場合に、作業前の状態に戻す手順を記述した文書。	261
	運用手順書	情報システムや機器等を運用するにあたりその手順を記述した文書。	自1,β'1,β'2,β'3,β'1,β'2,β'3
か	改善計画	自己点検で問題点となった事項に対する改善計画を記述した文書。	357,358
	改善指示書	情報セキュリティ監査で明らかになった問題点に対し、当該部局などに対して改善指示を記述した文書。	352
	改善措置実施報告書	改善要望への対応結果を記録した外部委託事業者から提出される文書。	332
	改善要望書	不備が確認されたセキュリティ対策に対する改善要望を記述した文書。	332

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	開発用ID登録・削除手続	開発者向けに発行するIDの登録、変更、抹消等の手続を記述した文書。	238
	開発用ID登録・削除申請書	開発用IDの発行、変更、抹消を申請する文書。	238
	開発用ID管理台帳	開発用IDを管理するために発行、変更、抹消及びアクセス権限区分を記録した文書。	238,239
	外部委託管理基準	外部委託事業者との間で締結する契約の内容、委託業務の運用状況の確認等の基準を記述した文書。	107,108,328,332
	外部委託事業者監査報告書	外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために行った監査の結果及び改善勧告について記述した文書。	48
	外部委託事業者訪問記録	外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために訪問したこと(担当者、訪問日時等)を記録した文書。	48
	外部委託事業者選定基準	外部委託事業者の選定基準や選定方法等を記述した文書。	328,329,330
	外部委託事業者におけるISO/IEC27001認証取得状況	外部委託事業者のISO/IEC27001認証取得認定書又はこれに類する文書。	48
	外部ネットワーク接続基準	外部ネットワークに接続する場合の事前調査や、損害賠償責任の担保、ファイアウォールの設置、問題が生じた場合の遮断などの基準を記述した文書。	167,168,169,170,172
	外部ネットワーク接続申請書/承認書	所管するネットワークを外部ネットワークと接続する場合の許可を得るために申請し、承認する文書。	168
	外部ネットワーク接続手続	所管するネットワークと外部ネットワークとを接続する場合の申請手続を記述した文書。	167,168,169,170,172
	外部ネットワーク調査結果	外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等の調査結果を記録した文書。	169
	監査実施計画	監査テーマ、監査項目、監査対象、監査実施日、監査実施者名、被実施部門名等を記述した文書。	344,345,346,347,349
	監査調書	監査人が実施し確認した内容を記録した文書。	351
	監査報告書	監査対象、監査結果、確認した監査証拠、指摘事項等を記述した文書。	344,345,346,348,349,350
	監視記録	ネットワークや情報システムへのアクセスの成功又は失敗等を記録・分析した結果を記録した文書。	291,301,303
	管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	ネットワークの基幹機器や情報システムの設置状況が記載された文書。	30,51,52,53,54,55,56

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	管理区域構造基準	管理区域の配置や立ち入り制限、管理区域内の機器の保護などの基準を記述した文書。	51
	管理区域入退室基準/手続	管理区域への入退室を管理するため、入退室制限や身分証明書等の携帯、職員の同行などの基準や、管理区域への入退室権限の申請や承認などの手続を記述した文書。	57,58,59,60,61
	管理区域入退室記録	管理区域への入退室情報(時間・IDナンバー等)を記録した文書や映像。	58,60,61,64
	関連法令等一覧	職員等が遵守すべき法令(例えば、地方公務員法第34条-守秘義務-や個人情報保護条例等)を一覧にした文書。	322,323
	記憶装置廃棄記録	記憶装置の廃棄手段・方法及び実施内容を記録した文書。	50
	機器設置基準/手続	サーバ等の機器を店内あるいは店外設置する場合に、火災、水害、埃、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの基準や、設置する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。	29,30,46,47,48
	機器設置記録	ハードウェアを設置したときにベンダが作成する作業報告。	30,36,37
	機器電源基準	停電や瞬断、落雷等による過電流からサーバ等の機器を保護するための基準を記述した文書。	35,36,37
	機器等の設定指示書	システムを構成するサーバ、端末およびネットワーク機器などの設定を行うため、設定情報を記述した文書。	自1,β1,β2,β3,β'1,β'2,β'3,β'5
	機器廃棄・リース返却基準	機器を廃棄する場合やリース返却する場合の基準を記述した文書。	49,50
	機器廃棄・リース返却手続	機器を廃棄する場合やリース返却する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。	49,50
	機器搬入出基準/手続	管理区域への機器の搬入出の基準や、新しい情報システム等導入の際、既存のシステムへの影響を考慮するなどの基準、及び管理区域への機器搬入出の申請や承認などの手続を記述した文書。	62,63,64
	機器搬入出記録	業者が機器を搬入出した際の作業内容を記録した文書。	64
	機器保守・修理基準/手続	機器の保守や修理に関わる基準や、機器の保守や修理を行う場合の申請や承認などの手続を記述した文書。	43,44,45
	機器保守点検記録	ベンダが機器を保守点検したときの作業内容を記録した文書。	36,44
	機密保持契約書	職務上知り得た機密情報の扱いや、負うべき義務・責任を定めた文書。	45

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	業務委託契約書	システム開発や運用等を外部の事業者に委託する場合に、委託する作業の内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。	108,186,282,331
	業務継続計画	地震及び風水害等の自然災害等の事態に備えた、情報セキュリティにとどまらない危機管理を規定した文書。	316
	緊急時対応計画	情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係者の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、対応措置、再発防止措置の策定等を記述した文書。	288,289,290,313,315,316,317
	クラウドサービス管理基準	クラウドサービスを運用する場合の管理項目やその基準を記述した文書。	338,339,340,341,342
	クラウドサービス事業者選定記録	クラウドサービス事業者を選定した際の調査内容と選定結果を記録した文書。	338,339,340,341,342
	クラウドサービス利用基準	クラウドサービスを利用する場合の基準を記述した文書。	338,339,340,341,342
	クリアデスク・クリアスクリーン基準	パソコン等にある情報を無許可の閲覧から保護するための基準や、使用していない文書及び電磁的記録媒体を適切な場所へ安全に収納する等、机上の情報の消失及び損傷のリスクを軽減するための基準を記述した文書。	97,98
	訓練実施報告書	訓練の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。	110,119,120
	結線図	庁内の通信回線装置間の配線を図に表した文書。	18,19,23,28,66,67,68,69,70,166,171
	権限・責任等一覧	情報セキュリティに関わる事項について、誰がどのような権限及び責任を持っているかを記述した文書。	1
	研修・訓練結果報告書	研修・訓練の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。	115,116,β 8,β 9,β 7,β 9,β '11,β '12
	研修・訓練実施基準	情報セキュリティに関する研修や緊急時対応訓練の計画、実施、報告の基準を記述した文書。	102,109,110,111,112,113,114,17,118,119,120,β 7,β 7,β 9,β '10
	研修・訓練実施計画	実施する研修・訓練のテーマ、実施予定日、内容、対象者、使用テキスト等を記述した文書。	111,112,114,115,118,β 7,β 8,β 9,β 7,β 9,β '10,β '11,β '12
	研修・訓練受講記録	研修・訓練の実施日時、参加者氏名、研修・訓練の内容を記録した文書。	115,116,β 8,β 9,β 7,β 9,β '11,β '12
	研修実施報告書	研修の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。	102,110,113,117,120

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	研修・訓練に関するアンケート	研修・訓練に対するアンケート及びアンケート結果を記録した文書。	115,116,β'7,β'9
さ	サーバ障害対応実施手順	情報システム個別に作成した具体的なサーバ障害時対応手順を記述した文書。	33,34
	サーバ障害対策基準	サーバ障害時のセカンダリサーバへの切り替え等の対策基準を記述した文書。	33,34
	サーバ冗長化基準	冗長化すべき対象サーバ、冗長化の方法などの基準を記述した文書。	31,32
	サービス契約書	外部ネットワークに接続する場合に、利用するサービスの内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。	170
	サービス仕様書(サービスカタログ)	サービスの提供者が提示するサービスの内容や体制等を記述した文書。	329,330,338,339,340,341,342
	サービス利用契約書	クラウドサービスを利用する場合に、利用するサービスの内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。	338,339,340,341,自1
	サイバー攻撃情報やインシデント情報の通知記録	サイバー攻撃やセキュリティインシデントに関する情報を、関係者に対して通知した記録。	β5,β'6
	作業報告書	外部委託事業者から提出される委託業務(保守作業や配線作業等)の作業状況を記録した文書。	27,42,44,45,332
	CSIRT設置要綱	情報セキュリティに関する統一的な窓口としてのCSIRTの役割、体制等の取り決めを記述した文書。	4
	敷地図面	敷地周辺及び敷地内の施設の配置を記述した文書。	51,52,53,54,55,56
	時刻設定手順	コンピュータ内の時計を標準時に合わせるための手順を記述した文書。	302
	自己点検結果	情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価した結果を記録した文書。	306,308
	自己点検結果報告書	点検対象、点検結果、確認した文書、問題点等を記述した文書。	355,356,357,358
	自己点検実施基準	情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価するための基準を記述した文書。	305,306,308
	自己点検実施計画	点検テーマ、点検項目、点検対象、点検実施日、点検実施者名等を記述した文書。	355,356

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	システム運用基準	情報システムの日常運用や変更等に関わる体制、手続、手順等、システムを運用する上で遵守しなければならない基準を記述した文書。	71,150,151,152, 153,156,157,15 8,159,300,301,3 02,303,305,306, 308,β 4,β '4
	システム運用作業記録	情報システムの運用担当者が作業した内容(作業時刻、作業内容、担当者名、作業結果等)を記録した文書。	151
	システム開発・保守計画	システム開発・保守にあたり、開発・保守体制、スケジュール、作業工程、会議体や開発・保守環境(使用するハードウェア、ソフトウェア)等を記述した文書。	240,241,244,24 5
	システム開発・保守に関連する資料等の保管基準	資料等やテスト結果、ソースコード等の保管の基準を記述した文書。	251
	システム開発基準	情報システムを開発する場合の工程、会議体、成果物、セキュリティ要件、変更管理等の基準を記述した文書。	236,252,253,25 4,259,260
	システム開発規則	情報システムを開発する場合の作業者が実施するセキュリティに関するルールを記述した文書。	237
	システム開発体制図	情報システムを開発する場合の責任者、作業者とその役割を記述した文書。	237
	システム稼動記録	情報システムの稼働状況を記録した文書。	157,β 4,β '4
	システム監視手順	サーバに記録されているファイルのサイズや更新日付等を監視するための手順を記述した文書。	285,286,293,29 4
	システム構成図	情報システム個別に作成したサーバ等の機器やソフトウェアの構成を記述した文書。	24,25,26,28,32,3 6,37,自1,β 1,β 2,β 3,β '1,β '2, β '3
	システム仕様書等	データの入力処理、内部処理、出力処理や画面、帳票の仕様などを記述した文書。	155,252,255,25 6,257,259
	システム設計書	システムの構成や設定などを記述した文書。	217,222,223,22 8,232,自1,β 1, β 2,β 3,β '1,β '2,β '3,β '5
	システム設定検査記録	システム設定ファイルの変更等の状況を検査した結果を記録した文書。	287
	システムテスト計画書／報告書	導入前の総合的なテスト項目とその結果を記録した文書。	247,248,249,25 0,253

## 監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	システム統合手順	情報システムの統合・更新時の具体的な作業手順、作業結果の成否の確認方法、失敗や異常の判定方法等を記述した文書。	261
	システム変更管理基準	プログラムの保守等、情報システムを変更した場合の管理の基準を記述した文書。	258
	システム変更等作業記録	情報システム変更等の作業に関する内容(作業時刻、変更作業内容、担当者名、作業結果、確認者等)を記録した文書。	152,153
	実施手順	対策基準を具体的な情報システムや手順、手続に展開して個別の実施事項として記述した文書。	84,β 6,β '8
	支給以外のパソコン等使用基準/実施手順	職員等が支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる場合の管理の基準、利用のための手順を記述した文書。	91,92
	支給以外のパソコン等使用申請書/承認書	職員等が支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる場合に、作業の目的、内容、支給以外のパソコン及び電磁的記録媒体を用いる理由、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。	90,91,92
	住民に対する広報記録	『広報誌』『ホームページ』『メールマガジン』『電子掲示板』等、住民等外部から情報セキュリティインシデントの報告を受ける窓口及び連絡手段を公表した記録。	124
	障害時のシステム出力ログ	障害時にどのような事象が発生したのかを記録した文書。	157,161,β 4,β '4
	障害対応基準	情報システム等の障害が発見された場合の対応体制、手続、手順などを記述した文書。	160,161
	障害報告書	情報システム障害等の発生経緯、発生時の状況、原因、暫定対応、恒久対策などを記録した文書。	34,36,37,40,44,161,172,183
	情報及びソフトウェアの交換基準	送主、送信、発送及び受領を通知する手順及び管理や責任範囲について記述した文書。	148,149
	情報及びソフトウェアの交換に関する契約書(覚書)	他団体との間において情報やソフトウェアを交換する際の契約書や覚書。	149
	情報資産管理基準	情報資産の管理責任、分類表示、入手から廃棄までの局面ごとの取扱等の基準を記述した文書。	6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,338,339,340,341,342,β 6,β '8
	情報資産管理台帳	情報資産の名称、管理方法、管理責任者等の情報を記録した文書。	7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,30,47,50
	情報資産取扱基準	情報資産の分類に基づく管理方法について記述した文書。	85
	情報資産廃棄記録	情報資産を廃棄した日時、担当者及び処理内容を記録した文書。	17

## 監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	情報資産分類基準	機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類基準や取扱制限等を記述した文書。	5
	情報システム関連文書管理基準	ネットワーク構成図や情報システム仕様書等の作成から廃棄までの管理に関わる基準を記述した文書。	154,155
	情報システム調達基準	情報システムの開発、導入、保守、機器及びソフトウェア等の調達に関わる基準を記述した文書。	233
	情報システム導入基準	開発環境と運用環境の分離、移行、テスト等の基準を記述した文書。	242,243,246
	情報セキュリティ委員会議事録	情報セキュリティに関する各事項を取り決める、最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者等で構成された委員会において討議、決定された事項について記録した文書。	3,111,117,315,3 47,350,352,353, 357,359,361
	情報セキュリティ委員会設置要綱	構成員、会議、事務局等を規定した文書。	2,3
	情報セキュリティ違反時の対応手順	情報セキュリティ違反の重大性、発生した事案の状況等に応じて、違反した職員等及びその監督責任者への対応手順を記述した文書。	325,326,327
	情報セキュリティ監査実施要綱	情報セキュリティ監査の計画、実施、報告等の基本的事項を記述した文書。	343,344,345,34 6,349
	情報セキュリティ監査実施マニュアル	情報セキュリティ監査を実施する際の計画、調達、実施、報告等の手順を記述した文書。	343,344,345,34 6,347,348,349,3 50,351
	情報セキュリティ関連情報の通知記録	情報セキュリティに関する情報について、関係者に対して通知した記録。	299,β 5,β '6
	情報セキュリティ自己点検基準	情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための基準を記述した文書。	354
	情報セキュリティ自己点検実施手順	情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための実施手順を記述した文書。	354
	情報セキュリティインシデント報告書	発生した情報セキュリティインシデントの発見日時、発見者、状況、業務への影響などを記録した文書。	122,123,125,28 1,286,289,290,2 92,306,307,308, 312,313

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	情報セキュリティインシデント報告手順	府内あるいは住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告ルートとその方法を記述した文書。	121,122,123,124,125,305,306,307,308,311,312,313
	情報セキュリティポリシー	組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書。	1,2,3,4,5,6,83,84,85,105,107,305,306,308,309,314,316,324,325,353,359,360,361, $\beta$ 10, $\beta$ '13
	職員等への周知記録	首長等によって承認された決定事項や関係者で共有すべき情報等を職員等に公表・通知した文書。	83,106,143,185,265,298,361
	職務規程	職員等の職務について必要な事項を定めた文書。	99,100
	脆弱性関連情報の通知記録	OSやソフトウェアの脆弱性の概要、攻撃を受けた場合の現象や対処の方法について、関係者に対して通知した記録。	$\beta$ 5, $\beta$ '6
	脆弱性対応計画	OSやソフトウェアの脆弱性に対する対応計画や修正プログラムの適用計画を記述した文書。	$\beta$ 5, $\beta$ '6
	セキュリティ機能調査結果	調達する機器及びソフトウェアに必要とする技術的なセキュリティ機能が組み込まれているか調査し、その結果を記録した文書。	235
	セキュリティ情報収集基準	セキュリティホールや不正プログラム等に関する情報を収集・周知するための基準を記述した文書。	295
	セキュリティ設定変更申請書/承認書	所属課室名、名前、日時、変更対象物、理由、管理者の確認印等を記録した文書。	96
	セキュリティホール関連情報の通知記録	セキュリティホールや脆弱性に関する情報について、関係者に対して通知した記録。	296, $\beta$ 5
	接続許可端末一覧	外部から接続することを許可した端末の一覧を記録した文書。	227
	ソーシャルメディアサービス管理手順	ソーシャルメディアサービスを利用する場合の管理手順を記述した文書。	335,336,337
	ソーシャルメディアサービス利用基準	ソーシャルメディアサービスを利用する場合の基準を記述した文書。	335,336,337

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	ソースコード	プログラミング言語を用いて記述したプログラムのこと。	254
	ソフトウェア管理台帳	プログラム等のバージョンなどの情報を記録した文書。	260
	ソフトウェア導入基準/手続	ソフトウェアを導入する場合の基準や、ソフトウェアの導入許可を得るために手続を記述した文書。	197,198,199,200
	ソフトウェア導入申請書/承認書	業務上必要なソフトウェアがある場合の導入許可を得るために申請し、承認する文書。	199
た	建物フロアレイアウト図	建物の各フロアの構成配列・配置を記述した文書。	30,51,52,53,54,55,56
	端末構成変更基準/手続	パソコン、モバイル端末等の機器構成を変更する基準や、パソコン、モバイル端末等の機器構成を変更する場合の手續を記述した文書。	201,202,203
	端末構成変更申請書/承認書	パソコン、モバイル端末等に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合に許可を得るために申請し、承認する文書。	203
	端末接続時手続	外部から持ち込んだ端末を庁内ネットワークに接続する際に実施すべき手續を記述した文書。	225,226
	端末等セキュリティ設定変更基準/手続	パソコン、モバイル端末等のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を変更する基準や、セキュリティ機能の設定を変更する場合の手續を記述した文書。	95
	端末等持出・持込基準/手続	パソコン、モバイル端末や情報資産を庁外に持ち出す場合の基準や、庁外に持ち出す場合の許可を得る手續を記述した文書。	87,88,90,93,94
	端末等持出・持込申請書/承認書	職員等がパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを持ち出す場合又は持ち込む場合に、所属課室名、名前、日時、持出/持込物、個数、用途、持出/持込場所、持ち帰り日/返却日、管理者の確認印を記録した文書。	88,94
	端末ログ	端末の利用状況や、操作内容を記録した文書。	86,291
	庁外機器設置申請書／承認書	庁外に機器を設置するにあたり、最高情報セキュリティ責任者の承認を得るために申請する文書。	47
	庁外作業申請書/承認書	職員等が外部で情報処理作業を行う場合に、作業の目的、内容、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。	89
	庁外での情報処理作業基準/手続	職員等が外部で情報処理作業を行う場合のパソコン、モバイル端末等の持ち出しや庁外で作業する際の注意事項、支給以外のパソコンの使用制限などの基準、及び外部で情報処理作業を行う場合の申請や承認などの手續を記述した文書。	87,88,89,92
	調達仕様書	調達する情報システムの要件、機能、必要となるセキュリティ機能等の仕様を記述した文書。	234,235

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	通信回線敷設図	庁内の通信回線の敷設状況を図に表した文書。	18,19,23,28,41,6 6,67,68,69,70,16 6,171
	通信ケーブル等配線基準/手続	電源ケーブルや通信ケーブルを損傷等から保護するための配線基準やネットワーク接続口(ハブのポート等)の設置基準、及び配線や設置に関する申請や変更・追加等の手続を記述した文書。	38,39,40,41,42
	通信データ暗号化基準	通信データの暗号化の要否、利用する暗号方式や鍵の管理など、通信データの暗号化に関する基準を記述した文書。	304
	通信データ監視基準	通信データの監視の要否に関する基準を記述した文書。	304
	通知書	情報セキュリティポリシーに違反する行動等が確認された場合、関係者に改善のための指示を通知する文書。	206,292,326,32 7
	電子メール管理基準	電子メール転送禁止や送受信容量制限、業務外利用禁止など、電子メールの運用・管理に関する基準を記述した文書。	181,182,183,18 4,185,186,187
	通知書	情報セキュリティポリシーに違反する行動等が確認された場合、関係者に改善のための指示を通知する文書。	206,292,326,32 7
	電子メール管理基準	電子メール転送禁止や送受信容量制限、業務外利用禁止など、電子メールの運用・管理に関する基準を記述した文書。	181,182,183,18 4,185,186,187
	電子メール送受信ログ	電子メールの送受信が行われた日時や送受信データの内容などを記録した文書。	86,189,190,191, 194
	電子メール利用基準	電子メールを送受信する場合の基準を記述した文書。	85,104,188,189, 190,191,192,19 3,194,195,196,2 77
	同意書	情報セキュリティポリシー等を遵守することを誓約し、署名あるいは記名捺印した文書。	103
	統合時影響検討書	情報システムの統合・更新を実施した場合に想定される影響範囲と影響の大きさ及びその対処方針について、検討した結果を記述した文書。	261
	特定用途機器管理基準	特定用途機器のセキュリティ設定等の基準を記述した文書。	177
	特定用途機器管理手続	特定用途機器を運用する際の具体的な手続きを記述した文書。	177
	特権ID・パスワード変更記録	特権IDや特権IDのパスワードの変更したことを記録した文書。	217

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	特権ID管理台帳	特権IDの付与情報を記録した文書。	212,213
	特権ID取扱手続	特権IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続きや、パスワードの管理について記述した文書。	212,213,216,217,218
	特権ID認可申請書	特権ID利用の許可を得るため申請を記録した文書。	212
	特権代行者承認書	統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行者を最高情報セキュリティ責任者が承認したことを記録した文書。	214
	特権代行者通知書	統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者を関係者に通知したことを記録した文書。	215
な	認証用カード管理記録	入退管理システムで使用する認証用カードの発行状況を記録した文書。	58
	ネットワーク管理基準	ネットワークにおけるデータのセキュリティを確保するための体制、責任、ネットワークに接続したサービスを無認可のアクセスから保護するための基準等、ネットワークの運用、変更などに関わる基準を記述した文書。	18,19,23,24,65,66,67,68,69,70,71,72,73,104,165,166,171,178,179,180,287
	ネットワーク管理記録	ネットワーク管理基準に従って実施した管理作業の実施日、実施者、実施内容等について記録した文書。	284
	ネットワーク構成図	ネットワークの構成を論理的や物理的に記述した文書。	163,284
	ネットワーク設計書	ネットワークの構成や設定などを記述した文書。	179,180,217,222,223,227,232, $\beta_1, \beta_2, \beta_3, \beta_4, \beta_5$
	ネットワーク設定基準	個々のネットワーク毎に、どのような通信経路を介して、接続するのかなどを記述した文書。	162,163,164
	ネットワーク利用基準	庁内ネットワークやインターネットを利用する場合の基準を記述した文書。	85,204,205,206
は	パスワード管理基準	パスワードの選択や変更等、管理の基準を記述した文書。	135,136,137,138,139,140,141
	パソコン等管理基準	パソコン、モバイル端末等の盗難防止対策やパスワード設定、データ暗号化等の基準を記述した文書。	20,21,22,74,75,76,77,78,79,80,81,82

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	バックアップ基準	ファイルサーバ等の故障等に備えて実施しておくべきバックアップの基準について記述した文書。	146,147
	バックアップ実施記録	バックアップを行った内容(媒体識別番号、実施日時、作業者名、範囲(フルバック、差分バックアップなど))等を記録した文書。	147
	バックアップ手順	バックアップの実施方法や実施間隔、バックアップ媒体の保管方法等について記述した文書。	146,147
	パッチ適用記録	パッチをソフトウェアに適用した結果を記録した文書。	297
	パッチ適用情報	セキュリティホールや不正プログラム等に対するパッチの適用情報を記録した文書。	297
	非常勤及び臨時職員への対応基準	非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー遵守、同意書への署名、インターネット接続及び電子メール使用等の制限などに関する基準について記述した文書。	101
	ファイアウォール設定	ネットワークを分離するために設置したファイアウォールの設定やアクセス制御のためのルール、ポートなどの制御に関するルール等を記述した文書。	284
	ファイアウォールログ	内部から外部ネットワーク、外部から内部ネットワークへの通信が行われた日時や利用したサービス(メール、web等)等を記録した文書。	86,284
	複合機管理基準	複合機のセキュリティ設定や、データ抹消等の基準を記述した文書。	173,174,175,176
	複合機管理手続	複合機を調達し、運用する際の具体的な手続きを記述した文書。	173,174,175,176
	不正アクセス対応手順	アクセス制御の導入やIDS,IPSの導入等の手順を記述した文書。	283,285,286,293,294
	不正アクセス対策基準	悪意の第三者等の不正アクセスから情報資産を保護するためのアクセス制御の導入や、IDS、IPSなどの導入等の基準を記述した文書。	283,285,286,293,294
	不正プログラム対策基準	コンピュータウイルスやスパイウェア等の不正プログラムから情報資産を保護するための不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なパターンファイル・ソフトウェアのバージョン更新等の基準を記述した文書。	262,263,264,265,266,267,268,269,270,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,282
	不正プログラム対策ソフトウェアのログ	不正プログラム対策ソフトウェアでファイル等をチェックした結果を記録した文書。	263,264,267,268,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	不正プログラム対策手順	不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なパターンファイル・ソフトウェアのバージョン更新等の手順を記述した文書。	262,263,264,26 5,266,267,268,26 9,270,271,272, 273,274,275,27 6,277,278,279,2 80,281,282
	プログラム仕様書等	システム仕様書に基づいてプログラムを開発する際の具体的な仕様を記述した文書。	155,252,255,25 6,257,259
	文書サーバ設定基準	文書サーバの容量や構成、アクセス制御などの設定基準について記述した文書。	142,143,144,14 5
	他の組織との間の情報及びソフトウェアの交換に関する申請書	他団体との間において情報やソフトウェアの交換の許可を得るため申請する文書。	149
	保守機器管理表	保守対象機器、保守実施時期、保守内容、保守担当等を一覧表などで記述した文書。	44,45
	保守体制図	当該機器の保守依頼の受付窓口や担当者等、体制を記述した文書。	27,44,45
や	約款による外部サービス運用手順	約款による外部サービスを利用する際の具体的な手順を記述した文書。	333,334
	約款による外部サービス利用申請書	約款による外部サービス利用の申請と許可を記録した文書。	333,334
	約款による外部サービス利用基準	約款による外部サービスを利用する場合の基準を記述した文書。	333,334
	ユーザテスト計画書／報告書	業務に精通している利用部門による操作確認のテスト項目とその結果を記録した文書。	248,249
ら	リストア手順	情報システムを正常に再開するためのバックアップ媒体から情報を元に戻す手順を記述した文書。	146,147
	リストアテスト記録	バックアップ媒体から正常に情報を元に戻せるかどうかを検証した結果を記録した文書。	147
	リモートアクセス方針	外部から内部のネットワーク又は情報システムへのアクセスに対する方針を記述した文書。	219
	リモート接続許可申請書／許可書	リモート接続の申請と許可を記録した文書。	220,221
	リモート接続手続	外部から内部のネットワークへ接続する具体的な手続きを記述した文書。	219,224

**監査資料例一覧／索引**

索引	名称	解説	該当No.
	利用者ID管理台帳	利用者IDの付与情報を記録した文書。	208,209,210,21 1
	利用者ID登録・変更・抹消申請書	利用者IDを登録、変更、又は抹消の申請を記録した文書。	208,209,210
	利用者ID取扱手続	利用者IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続きやパスワードの管 理について記述した文書。	208,230,231
	利用状況調査基準	職員等の使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況の調査に関する基準を記述した文書。	309
	利用状況調査結果	職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査した結果を記録した文書。	310
	利用者ID棚卸記録	利用者IDの登録状況、及びアクセス権の付与状況を定期的に確認したこと を記録した文書。	211
	例外措置実施報告書	許可を得て実施した例外措置の内容を記録した文書。	319,320,321
	例外措置申請書/許可書	情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な理由を説明し、最高情報 セキュリティ責任者に例外措置を採ることの許可を申請し、許可されたこと を記録した文書。	319,321
	例外措置対応基準/手続	情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行 を継続しなければならない場合の対応基準や、例外措置の実施について申 請、審査、許可に関わる手続を記述した文書。	318
	ログ	情報システムにアクセスした日時、アクセスしたID、アクセス内容等を記録 した文書。	157,290,β 4,β '4
	ログイン画面	情報システムのログイン認証の画面。	228

# 情報セキュリティ監査 実施要綱（例）

## 情報セキュリティ監査実施要綱（例）

### 第1章 総 則

#### （目的）

第1条 この要綱は、〇〇〇市における情報セキュリティ監査に関する基本的事項を定め、本市の情報セキュリティの維持・向上に資することを目的とする。

#### （監査対象）

第2条 情報セキュリティ監査は、〇〇〇市情報セキュリティポリシーに定める行政機関を対象に実施する。

#### （監査実施体制）

第3条 情報セキュリティ監査は、〇〇〇室が担当する。

- 2 情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって実施する。
- 3 外部監査を行う場合は、外部監査人の選定基準に基づき、客観的で公平な手続きに従って調達を行い、外部の専門家により情報セキュリティ監査を実施する。

#### （監査の権限）

第4条 監査人は、情報セキュリティ監査の実施にあたって被監査部門に対し、資料の提出、事実などの説明、その他監査人が必要とする事項の開示を求めることができる。

- 2 被監査部門は、前項の求めに対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 3 監査人は、外部委託先など業務上の関係先に対して、事実の確認を求めることができる。
- 4 監査人は、被監査部門に対して改善勧告事項の実施状況の報告を求めることができる。

#### （監査人の責務）

第5条 監査人は、監査を客観的に実施するために、監査対象から独立していなければならない。

- 2 監査人は、情報セキュリティ監査の実施にあたり、常に公正かつ客観的に監査判断を行わなければならない。

- 3 監査人は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有し、相当な注意をもって監査を実施しなければならない。
- 4 監査報告書の記載事項については、情報セキュリティ監査統括責任者及び監査人がその責任を負わなければならぬ。
- 5 情報セキュリティ監査統括責任者及び監査人は、業務上知り得た秘密事項を正当な理由なく他に開示してはならない。
- 6 前項の規定は、その職務を離れた後も存続する。

(監査関係文書の管理)

第6条 監査関係文書は、紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

第2章 監査計画

(監査計画)

第7条 情報セキュリティ監査は、原則として監査計画にもとづいて実施しなければならない。

- 2 監査計画は、中期計画、年度計画及び監査実施計画とする。

(中期計画及び年度計画)

第8条 情報セキュリティ監査統括責任者は、中期の監査基本方針を中期計画として策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

- 2 情報セキュリティ監査統括責任者は、中期計画にもとづき、当該年度の監査方針、監査目標、監査対象、監査実施時期、監査要員、監査費用などを定めた年度計画を策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

(監査実施計画)

第9条 情報セキュリティ監査統括責任者は、年度計画にもとづいて、個別に実施する監査ごとに監査実施計画を策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

- 2 特命その他の理由により、年度計画に記載されていない監査を実施する場合も、監査実施計画を策定しなければならない。

第3章 監査実施

(監査実施通知)

第10条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画にもとづく監査の実施に

あたって、原則として〇週間以上前に被監査部門の情報セキュリティ管理者に対し、監査実施の時期、監査日程、監査範囲、監査項目などを文書で通知しなければならない。

2　ただし、特命その他の理由により、事前の通知なしに監査を実施する必要性があると判断した場合には、この限りではない。

(監査実施)

第11条　監査人は、監査実施計画にもとづき、監査を実施しなければならない。ただし、特命その他の理由によりやむを得ない場合には、情報セキュリティ監査統括責任者の承認を得てこれを変更し実施することができる。

(監査調書)

第12条　監査人は、実施した監査手続の結果とその証拠資料など、関連する資料を監査調書として作成しなければならない。

(監査結果の意見交換)

第13条　監査人は、監査の結果、発見された問題点について事実誤認などがないことを確認するため、被監査部門との意見交換を行わなければならない。

## 第4章　監査報告

(監査結果の報告)

第14条　情報セキュリティ監査統括責任者は、監査終了後、すみやかに監査結果を監査報告書としてとりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。ただし、特命その他の理由により緊急を要する場合は口頭をもって報告することができる。

2　監査報告書の写しは、必要に応じて、被監査部門の情報セキュリティ管理者に回覧又は配付する。

3　情報セキュリティ監査統括責任者は、被監査部門に対して監査報告会を開催しなければならない。

(監査結果の通知と改善措置)

第15条　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会への監査結果報告後、すみやかに監査結果を被監査部門の情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた被監査部門の情報セキュリティ管理者は、改善勧告事項に対する改善実施の可否、改善内容、改善実施時期などについて、最高情報セキュリティ責任者に回答しなければならない。

3 情報セキュリティ委員会は、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(フォローアップ)

第16条 情報セキュリティ監査統括責任者は、被監査部門における改善勧告事項に対する改善実施状況について、適宜フォローアップしなければならない。

2 前項による確認結果については、適宜とりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

以 上

# 情報セキュリティ監査

## 実施計画書（例）

## 情報セキュリティ監査実施計画書（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

1	監査目的	〇〇業務に関して、情報資産の管理体制が適切に確立されているか確認する。
2	監査テーマ	府内設備を利用するに当たって、内外の脅威に対する情報セキュリティ対策が行われているか確認する。
3	監査範囲	〇〇業務 〇〇情報システム
4	被監査部門	〇〇〇〇課(情報システム所管課) 〇〇〇〇課(原課)
5	監査方法	ア. 規程類、記録類の確認 イ. 情報システム、マシン室及び執務室の視察 ウ. 職員へのアンケート調査及びヒアリング
6	監査実施日程	令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
7	監査実施体制	情報セキュリティ監査統括責任者 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇
8	監査項目	アクセス制御 不正プログラム対策 不正アクセス対策
9	適用基準	・〇市 情報セキュリティポリシー ・〇〇〇実施手順書

# 情報セキュリティ監査 報告書(例)

## 情報セキュリティ監査報告書（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

1	監査目的	〇〇業務に関して、情報資産の管理体制が適切に確立されているか確認する。
2	監査テーマ	府内設備を利用するに当たって、内外の脅威に対する情報セキュリティ対策が行われているか確認する。
3	監査範囲	〇〇業務、〇〇情報システム
4	被監査部門	〇〇〇〇課（情報システム所管課）、〇〇〇〇課（原課）
5	監査方法	ア. 規程類、記録類の確認 イ. 情報システム、マシン室及び執務室の観察 ウ. 職員へのアンケート調査及びヒアリング
6	監査実施日程	令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
7	監査実施体制	情報セキュリティ監査統括責任者 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇
8	監査項目	アクセス制御 不正プログラム対策 不正アクセス対策
9	適用基準	・〇市 情報セキュリティポリシー ・〇〇〇実施手順書

### 1. 総括

×××××××××××××××

#### (1) アクセス制御

① ×××××××

#### 【監査結果】

×××××××××××××××

#### 【指摘事項】

×××××××××××××××

#### 【改善案】

×××××××××××××××

#### (2) 不正プログラム対策

① ×××××××

・

・

# 情報セキュリティ監査 業務委託仕様書（例）

## 情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）

### 1 業務名

○○市情報セキュリティ監査業務

### 2 監査目的

本業務は、○○市の情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報資産の管理、各種情報システムの保守・運用、職員研修等の情報セキュリティ対策について、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠して適切に実施されているか否かを点検・評価し、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導を行うことによって、○○市の情報セキュリティ対策の向上に資することを目的とする。

### 3 発注部署

○○市△△部□□課 担当者：  
連絡先〒XXX-XXXX ○○市××

電話番号：0XXX-XX-XXXX FAX：0XXX-XX-XXXX

### 4 監査対象

○○市行政LAN/WAN上の情報システムを対象とする（具体的な範囲は、別に受託者に指示することとし、個別ネットワークについては、監査対象に含まない。）。

### 5 業務内容

「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」を基に、○○市の実情にあった監査項目を抽出して、助言型監査を実施すること。なお、技術的検証の実施も含まれることに留意する。

### 6 適用基準

#### (1) 必須とする基準

- ア ○○市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）
- イ ○○市△△情報システム実施手順書

#### (2) 参考とする基準

- ア ○○市情報セキュリティ監査実施要綱
- イ ○○市個人情報保護条例
- ウ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- エ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- オ 上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、○○市と協議して採用するもの

## 7 監査人の要件

- (1)受託者は情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービスに係る部分）、または情報セキュリティ監査企業台帳に登録されていること。
- (2)受託者はISO/IEC27001（JIS Q 27001）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (3)監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (4)監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制をつくること。
- (5)監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。
- ア システム監査技術者  
イ 公認情報システム監査人（CISA）  
ウ 公認システム監査人  
エ ISMS 主任審査員  
オ ISMS 審査員  
カ 公認情報セキュリティ主任監査人  
キ 公認情報セキュリティ監査人
- (6)監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。
- ア 情報セキュリティ監査  
イ 情報セキュリティに関するコンサルティング  
ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）
- (7)監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

## 8 監査期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 9 監査報告書の様式

- (1)監査報告書の作成様式
- ア A4版縦（必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）とし、様式は任意とする。
- イ 監査報告書は監査対象についての脆弱点を網羅した非公開の「監査報告書（詳細版）」と公開を前提とした「監査報告書（公開版）」の2種類を作成し、提出すること。
- (2)監査報告書の宛名
- 1部を「〇〇市長」宛てとし、他を「最高情報セキュリティ責任者」宛てとする。

## 1.0 監査報告書の提出先

○○市△△部□□課とする。

## 1.1 監査報告会

監査対象となった課室の長及び情報セキュリティ責任者、情報システム管理者に対して、監査結果の報告会を実施すること。

## 1.2 監査成果物と納入方法

下記に掲げる監査成果物を書面（A4版縦を基本とし、必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）及び電子媒体（CD-R）にて、必要数を提出すること。

### (1)監査成果物

ア 監査実施計画書	2部
イ 情報セキュリティ監査報告書（詳細版）	2部
ウ 情報セキュリティ監査報告書（公開版）	2部

### (2)納品方法

ア 紙媒体	上記のとおり
イ 電子媒体	1部

## 1.3 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て○○市に帰属するものとし、書面による○○市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付隨する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、○○市は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

## 1.4 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

### (1)監査実施計画書の提出

契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、市及び受託者の協議により委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

### (2)資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は○○市が妥当と判断する範囲内で提供する。

なお、受託者は、○○市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものとの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本件監査にあたり収集した一切の資料を速やかに○○市に返還し、又は破棄するものとする。

### (3)技術的検証

技術的検証については、対象情報システム及び行政 LAN/WAN の運用に対し、支障及び損害を与えないように実施するものとする。

(4) 再委託

受託者は、本業務の実施にあたり他の業者に再委託することを原則、禁止する。再委託が必要な場合は、〇〇市と協議の上、事前に書面により〇〇市の承認を得ること。

(5) 秘密保持等

受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(6) 議事録等の作成

受託者は、本業務の実施にあたり〇〇市と行う会議、打ち合わせ等に関する議事録を作成し、〇〇市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(7) 関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(8) 報告等

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、〇〇市と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

15 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については〇〇市と協議の上決定するものとする。

以上

# 情報セキュリティ監査 業務委託契約書（例）

## 情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

自治体 甲：  
事業者 乙：  
(完成保証人 丙： )  
委託業務名 : ○○市情報セキュリティ監査業務委託  
履行場所 : ○○市○○  
履行期限 自 令和○○年○○月○○日  
至 令和○○年○○月○○日

甲は、乙と、下記のとおり頭書情報セキュリティ監査業務委託契約を締結し、その契約の証として、本書2通（完成保証人がある場合は3通）を作成し、当事者記名の上これを保有する。

### 第1条（総則）

甲と乙は、以下の内容の請負契約※1を締結する。

- 1 名 称 ○○市情報セキュリティ監査業務  
2 業務の内容※2

別紙業務委託仕様書※3 第2項、第4項から第6項まで、第9項から第12項まで記載のとおり、乙が管理する監査チームの監査従事者が、甲の情報セキュリティ監査統括責任者に対し、監査時期において、監査の目的に従い、監査対象を適用基準に照らして評価することを含む監査範囲の監査を行い、その結果を記載した監査報告書を含む監査成果物を定められた納品方法により提出すること。

①監査チームの構成及び監査従事者 別紙監査従事者名簿※4記載のとおり。

②監査時期 別紙業務委託仕様書第8項記載のとおり。

③監査の目的 同 第2項記載のとおり。

④監査対象 同 第4項記載のとおり。

⑤業務範囲 同 第5項記載のとおり。

⑥適用基準 同 第6項記載のとおり。

⑦成果物と納品方法 同 第9から12項まで記載のとおり。

⑧成果物の提出期限 令和○○年○○月○○日

⑨評価の基準日 令和○○年○○月○○日

- 3 代金及び支払いの時期

xxx万円（監査に要する一切の経費を含む（消費税及び地方消費税込））

支払日：令和○○年○○月○○日

※1 監査契約を請負契約とするものと準委任契約とするものがあり得るが、本件監査では実務上多く存在する請負契約とした。ただし、監査契約が請負契約か準委任契約かその混合契約かの争いを防止するため、請負契約であることを明記した。

※2 仕事の内容のうち、明示されていない事項については、「仕事の内容につき本契約書に明記されていない事項及び本契約書の記載内容に解釈上の疑義を生じた場合には甲乙が協議して定める」という一項を入れることもある。さらに、監督員（地方自治法施行令第

167条の15第4項の規定に基づき監督を委託された者をいう)がいる場合は、「ただし軽微なものについては、甲又は監督員の指示に従うものとする。」というただし書きをつける場合もある。

※3 情報セキュリティ監査業務委託仕様書(例)を参照のこと。なお、業務委託仕様書と異なるときはその内容を記載する。

※4 監査従事者名簿は、本件監査に従事する者を特定することにより、監査の品質を裏付けるとともに、監査に関して問題が発生したときの責任の追及を容易にするためのものであるから、監査主体における地位(監査責任者、監査補助者等の監査主体における組織統制上の位置を明らかにする事項)、氏名、生年月日、住所、連絡先、資格などを記載する。記載内容が詳細にわたるため、契約書とは別に監査従事者名簿を作成する。

## 第2条(監査人の権限)

乙は、甲に、本契約に定めるセキュリティ監査(以下「本件監査」という。)を実施するため甲に具体的な必要性を説明して、相当な方法をもって、以下の行為を行うことができる。

- 1 甲の所有・管理する場所に存する各種の文書類及び資料類の閲覧、収集。
- 2 甲の役職員に対する質問及び意見聴取。
- 3 甲の施設の現地調査。
- 4 監査技法を適用するためのコンピュータ機器の利用。
- 5 本件監査の監査報告書を決定する前における乙との意見交換。

## 第3条(品質管理)※5

乙は、監査結果の適正性を確保するために、別に定める品質管理を行う。

※5 品質管理の具体例としては、監査人要件、技術的検証の内容、監査ツール、監査結果の管理方法その他が考えられる。監査品質は監査結果とコストに影響するため、その内容を具体的に定めるときは契約時にその内容、方法及び評価の方法を具体的に特定しておくことが望ましい。ただし、その内容には実情に応じて定めるべきであり、契約書例では「別に定める」としている。

## 第4条(注意義務)※6

乙は、職業倫理に従い専門職としての相当の注意と○○団体が定めた倫理規則を遵守して誠実に本件監査を実施し、監査従事者全員をして乙の義務を履行させる。

※6 地方公共団体の情報セキュリティ監査には、高い公益性が認められるため、その注意義務の内容は、請負人の一般的な注意義務や善良なる管理者の注意義務以上の厳格なものであるべきである。そこで本条を設けた。契約にあたっては、乙が所属し倫理規範を設けている団体の名称を○○に挿入する。

## 第5条(監査人の責任)※7

- 1 乙は、監査対象事実と適用基準との乖離の有無と程度、その助言の内容を実施することによって乖離の程度が縮小するとの意見を表明する。
- 2 乙は、前項の意見が、前条に定める注意義務に照らして合理的に導かれた乙の評価に基づくことについて責任を負う。

※7 第1項は、助言型監査の場合の文例である。保証型監査の場合は、「乙は、監査対象事実と適用基準との乖離の有無の判断を内容とする意見を表明する」となる。

## 第6条(機密保持)

乙と監査従事者は、本件監査を行うに際して知り得た秘密※8及び個人情報を正当な理

由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

※8 守秘義務の対象を、「秘密」とするときは、乙の契約違反の責任を追及する場合に甲が秘密として管理していることの立証に成功する必要がある。「事実」とするときは、およそ全ての事実であり、甲がこれを秘密として管理していたか否かを問わないし、甲はその立証をする必要はない。なお、特に、個人情報については、地方公共団体の個人情報保護条例においても、個人データの外部委託先に対して、安全管理のための必要な監督を行う義務を負うことが規定されることが多いため、個人情報については特に守秘条項を記載した。

#### 第7条（監査の手順）

乙は、監査計画に基づき、予備調査、本調査及び評価・結論の手順により本件監査を実施する。

#### 第8条（監査実施計画書の提出・承認）

乙は、甲に、予備調査後速やかに<sup>※9</sup>以下の事項を含む本件監査の手順及びその実施時期を具体的に記載した監査実施計画書を提出して甲の承認を得た後でなければその後の手順を行ってはならない。なお、乙は、本件監査の目的を達するため、監査実施計画書を、監査の進行に伴い、甲と協議して変更することができる。

- 1 本調査実施方法の要領
- 2 調査実施場所毎の監査従事者
- 3 調査実施場所毎の調査時期
- 4 収集する監査証拠の範囲
- 5 監査証拠の収集方法
- 6 特段の評価方法があるときはその旨
- 7 評価の日
- 8 監査の協議の日時・内容
- 9 監査結果の報告の日時・内容
- 10 その他本件監査に必要な事項

※9 具体的な日時を記載することが望ましい

#### 第9条（監査調書の作成と保存）

- 1 乙は、本件監査を行うにあたり監査調書を作成する。
- 2 乙は、甲に、監査報告に際し、監査調書及び乙が本件監査にあたり収集した一切の物及び電磁的記録を引き渡し、それらに対する所有権、著作権その他一切の権利を放棄する。

#### 第10条（監査報告書の記載事項）

乙は、監査報告書に、実施した監査の対象、監査の内容、証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づく意見<sup>※10</sup>、制約又は除外事項、その他本件監査の目的に照らして必要と判断した事項を明瞭に記載する。

※10 監査報告書は、監査証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づくものであることを要する。したがって監査報告書中に、監査意見に至った根拠とそれを導く証拠が記載され、これを第三者が評価できるように整然と、かつ明瞭に記載することが望ましい。

**第11条（監査報告書の開示）**

甲は、乙から提出された成果物を、第三者に開示することができる。※11

※11 成果物の開示については、甲乙間でその手続、条件を定めることもある。その際の監査契約書の記載例としては、「甲は、乙の事前の承認を得て、本件監査の成果物を第三者に開示することができる。手続、条件は別途協議して定める」という記載が考えられる。

**第12条（改善指導）**

乙は、監査結果に基づいて、別に定めるところにより改善指導を行う。

**第13条（解除）**

甲が第1条により乙に支払うべき金員を支払わないときは、乙は、本件監査に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

**第14条（紛争）**

本件に関する紛争は、他に法令の定めがない限り、●●地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所とする。

**第15条（その他）**

- 1 本契約に定めのない事項については別添契約約款により、そのいずれにも定めのない事項は甲乙協議して定める。
- 2 なお、本契約のうち法令に反する部分は無効であり、他の契約又は約款のうち、本契約に反する部分は無効とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

丙

以上